

# 官報

昭和五十五年四月二十四日

## ○第九十一回 衆議院会議録 第二十一号(一)

昭和五十五年四月二十四日(木曜日)

議事日程 第十八号

昭和五十五年四月二十四日 午後一時開議

第一 外国人登録法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第二 航空業務に関する日本国とニコラ・ジーランドとの間の協定の締結について承認を求める件

第三 航空業務に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件

第四 航空業務に関する日本国とフィジーとの間の協定の締結について承認を求める件

第五 航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求める件

第六 千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の締結について承認を求める件

第七 千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

第八 千九百七十九年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求める件

第九 國際連合工業開発機関憲章の締結につ

いて承認を求める件  
第十 日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求める件

第十一 日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求める件

第十二 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)

第十三 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求める件  
日程第十二 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)  
放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○本日の会議に付した案件  
オリエンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(第九十回国会、内閣提出)(参議院回付)  
日程第一 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(参議院回付)

〔本号に掲載〕

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたしました。  
本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多數。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(瀧尾弘吉君) 日程第一、外国人登録法の修正に同意するに決しました。

度に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第七 千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第九 國際連合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件

○議長(瀧尾弘吉君) これより会議を開きます。

午後一時十九分開議

参議院から、第九十回国会、内閣提出、オリエンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

代君。

○木村武千代君登壇 外国人登録法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔一〕に掲載〕

○木村武千代君登壇 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、わが国に出入国する外国人の数が逐年増加し、その在留状況も多様化している実情にかんがみ、外国人登録事務の合理化、簡素化を図るうとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、新規登録の登録期間を三十日延長し、外国人が本邦に入ったときは九十日以内、本邦において外国人となつたときは六十日以内とすること、

第二に、旅券番号等一定の登録原票記載事項の変更登録の申請については、登録証明書の引きかえ交付申請等の際に、あわせて申請することができるものとすること。

第三に、登録証明書の引きかえ交付等により新たなる登録証明書の交付を受けたときは、その後三年間切りかえ交付申請を要しないものとすること、

第四に、再入国許可を受けて出国する者の登録等であります。

委員会においては、三月十八日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、昨二十三日質疑を終了、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

結について承認を求めるの件、日程第三、航空業務に関する日本国とバングラデシ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第六、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、日程第七、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第八、千九百七十九年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件、日程第九、国際運合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件、日程第十、日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件、日程第十一、日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件、右十件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中尾栄一君。

〔中尾栄一君登壇〕

○中尾栄一君 ただいま議題となりました十件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、ニュージーランド、バングラデシ、フィジー及びスペインとの航空協定四件は、いずれも定期航空業務を開設し、かつ、運賃することを目的としたものでありまして、協定業務開始のための手続及び条件、相手国の空港その他の施設の使用料についての最惠国待遇及び内国民待遇等について規定するとともに、付表において、両国の指定航空企業が運営する路線を定めております。

次に、船舶トン数測度条約は、船舶トン数の測度基準を国際的に統一しようとするものであります。

そして、締約国が自國の船舶のトン数の算定に関して用いる技術的規則を定めるとともに、条約に従つてトン数の算定が行われたことを証明する証書の発給及び証書の互認等について規定しております。

次に、国際博覧会条約改正議定書は、新しい時

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名さ

れた国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

告書

千九百七十九年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

国際連合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件及び同報告書

告書

日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

告書

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

告書

日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

告書

日本国とフィリピン共和国との間の航空協定四件は、いずれも定期航空業務を開設し、かつ、運賃することを目的としたものでありまして、協定業務開始のための手續及び条件、相手国の空港その他の施設の使用料についての最惠国待遇及び内国民待遇等について規定するとともに、付表において、両国の指定航空企業が運営する路線を定めております。

そして、締約国が自國の船舶のトン数の算定について用いる技術的規則を定めるとともに、条約に従つてトン数の算定が行われたことを証明する証書の発給及び証書の互認等について規定しております。

代の要請に応じて、現行条約を全面的に改正し、新条約として作成されたものでありまして、国際博覧会の開催期間、開催頻度、開催者及び参加国の義務並びに組織等について規定しております。次に、一九七九年の国際天然ゴム協定は、第四回国連貿易開発会議で採択された一次產品総合計画に基づき、協定作成交渉が行われた結果、採択されたものであります。本協定は、天然ゴム価格の過度の変動の回避、天然ゴムの輸出による収入の安定、天然ゴム供給の確保等を目的としたものであります。天然ゴム機関の設立及び運営、天然ゴム理事会及び緩衝在庫の設置、天然ゴムの価格帯、共通基金との関係等について規定しております。

次に、国際連合工業開発機関憲章は、国際連合工業開発機関を専門機関に改組し、その活動を強化することを目的としたものであります。機関等、国際機関の設立のための事項について規定しております。

次に、日比小包郵便約定は、昭和三十八年に締結された現行の小包郵便約定を、現行の万国郵便連合の小包郵便約定との間の不均衡をなくすため、全面的な改正を行うものであります。小包の重量、容積及び料金の決定方法、航空運送料、通関料及び保管料並びに取り調べ請求等について規定しております。

最後に、日比友好通商航海条約は、両国間の友好及び経済関係の発展を促進することを目的としたものであります。入国、居住、課税、為替管理、事業の活動等に関する事項について、最惠国待遇を保障することについて規定しているほか、身体及び財産の保護、輸出入数量制限の事前通報、貿易の拡大のための協力、海運の発展のための協力、海洋汚染の規制のための協力、東南アジア諸国連合域内特恵等を適用除外すること等について規定しております。

以上十件中、日比友好通商航海条約、二二一

ジーランド及びパングラデシュとの航空協定は、新条約として作成されたものであります。

回国連貿易開発会議で採択された一次產品総合計画に基づき、協定作成交渉が行われた結果、採択されたものであります。本協定は、天然ゴム価格の過度の変動の回避、天然ゴムの輸出による収入の安定、天然ゴム供給の確保等を目的としたものであります。天然ゴム機関の設立及び運営、天然ゴム理事会及び緩衝在庫の設置、天然ゴムの価格帯、共通基金との関係等について規定しております。

次に、国際連合工業開発機関憲章は、国際連合工業開発機関を専門機関に改組し、その活動を強化することを目的としたものであります。機関等、国際機関の設立のための事項について規定しております。

次に、日比小包郵便約定は、昭和三十八年に締結された現行の小包郵便約定を、現行の万国郵便連合の小包郵便約定との間の不均衡をなくすため、全面的な改正を行うものであります。小包の重量、容積及び料金の決定方法、航空運送料、通關料及び保管料並びに取り調べ請求等について規定しております。

最後に、日比友好通商航海条約は、両国間の友好及び経済関係の発展を促進することを目的としたものであります。入国、居住、課税、為替管理、事業の活動等に関する事項について、最惠国待遇を保障することについて規定しているほか、身体及び財産の保護、輸出入数量制限の事前通報、貿易の拡大のための協力、海運の発展のための協力、海洋汚染の規制のための協力、東南アジア諸国連合域内特恵等を適用除外すること等について規定しております。

ジーランド及びパングラデシュとの航空協定は、新条約として作成されたものであります。

回国連貿易開発会議で採択された一次產品総合計画に基づき、協定作成交渉が行われた結果、採択されたものであります。本協定は、天然ゴム価格の過度の変動の回避、天然ゴムの輸出による収入の安定、天然ゴム供給の確保等を目的としたものであります。天然ゴム機関の設立及び運営、天然ゴム理事会及び緩衝在庫の設置、天然ゴムの価格帯、共通基金との関係等について規定しております。

次に、国際連合工業開発機関憲章は、国際連合工業開発機関を専門機関に改組し、その活動を強化することを目的としたものであります。機関等、国際機関の設立のための事項について規定しております。

次に、日比小包郵便約定は、昭和三十八年に締結された現行の小包郵便約定を、現行の万国郵便連合の小包郵便約定との間の不均衡をなくすため、全面的な改正を行うものであります。小包の重量、容積及び料金の決定方法、航空運送料、通關料及び保管料並びに取り調べ請求等について規定しております。

最後に、日比友好通商航海条約は、両国間の友好及び経済関係の発展を促進することを目的としたものであります。入国、居住、課税、為替管理、事業の活動等に関する事項について、最惠国待遇を保障することについて規定しているほか、身体及び財産の保護、輸出入数量制限の事前通報、貿易の拡大のための協力、海運の発展のための協力、海洋汚染の規制のための協力、東南アジア諸国連合域内特恵等を適用除外すること等について規定しております。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案及び同報告書

〔本号〔二〕に掲載〕

〔塙川正十郎君登壇〕

合理化及び安定のための業務は機構が承継する」とあります。

本案は、三月二十八日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日当委員会に付託され、四月一日佐々木通商産業大臣から提案理由の説明を

政府から提案理由の説明を聴取し、他の七件は三

月三十一日付託され、四月二日提案理由の説明を

聴取し、十件につき質疑を行つてまいりました

が、その詳細は会議録により御承知を願い上げた

いと願います。

かくて、昨二十三日質疑を終了し、採決を行つ

ました結果、日比友好通商航海条約は多数をもつて

て、他の九件は全会一致をもつて、いずれも承認

すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) これより採決に入ります。

まず、日程第二ないし第十の九件を一括して採決いたします。

九件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、九件とも委員長報告のとおり承認するに決ました。

次に、日程第十一につき採決いたします。本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第十二 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)

導入の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第十二、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 本件を委員長報告のとおり承認するに決めたものであります。

この修正は、供給目標を定めるに当たつての原位置を講じようとするものであります。

第一に、通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給確保の見地から、閣議決定を経て、石油代替エネルギーの供給目標を定め、公表すること、

第二に、通商産業大臣は、工場等における石油代替エネルギーの導入を促進するため、事業者に対する石油代替エネルギーの導入指針を定め、公対する石油代替エネルギーの導入指針を定め、公表すること、

また、通商産業大臣及び事業所管大臣は、事業者に対し、導入指針に定める事項について指導及び助言を行うことができるること、

第三に、新エネルギー総合開発機構を設立し、同機構は、石油代替エネルギーに関する技術でそ対する助成等の業務を総合的に行うこと、

第四に、機構の設立に伴い、石炭鉱業合理化事業団を解散し、同事業団が行つてある石炭鉱業の企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発、地熱資源及び海外における石炭資源の開発に

協力、海洋汚染の規制のための協力、東南アジア諸国連合域内特恵等を適用除外すること、

求めております。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

## 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(瀧尾弘吉君) この際、内閣提出、放送法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣大西正男君。

[國務大臣大西正男君登壇]

○國務大臣(大西正男君) 放送法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日本放送協会の受信料につきましては、現在、放送法第三十二条におきまして、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者は、協会と契約を締結しなければならないとされておりますが、近時、契約締結の拒否等による受信料の不払いが増加の傾向にある実態にかんがみ、受信料制度の趣旨を一層明らかにするとともに、受信者の負担の公平に資するため、受信料の支払いに関する規定の整備を図らうとするものであります。

次に、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、受信料の支払い義務及び通知義務であります。日本放送協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者は、協会に対し、受信料を支払わなければならないことを明らかにすることともに、その受信設備を設置した日などを協会に通知しなければならないこととしておられます。

第二に、協会は、受信料の支払いを怠った者から延滞金を徴収できるとするとともに、延滞金を

課されてもなお受信料を支払おうとしない者また

は不法に受信料の支払いを免れた者からは、その受信料の一倍に相当する割増金を徴収することが求めます。

○國務大臣(大西正男君登壇)

第三に、受信料の支払いの時期及び方法、受信料の免除基準その他受信料の徴収に関し必要な手続

的事项は、協会が受信料規程で定めることとし、この受信料規程を定めまたは変更しようとするとときは、郵政大臣の認可を要することとしておりま

す。

また、受信料規程につきましては、これを公表しなければならないこととしております。この公表につきましては、受信料の月額が国会で定められた場合も同様に取り扱うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしてお

ります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

## 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(瀧尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。野口幸一君。

○野口幸一君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま趣旨説明のありました放送法の一部を改正する法律案について、総理並びに郵政大臣に若干の質疑を行ふものであります。

まず、NHKに対する基本姿勢について、総理の所信をお伺いいたします。

そもそも、この改正案は、NHKが二四%の受

信料値上げを含む五十五年度予算に関連し、受信料不払いによる負担の不公平をこれ以上放置すべ

きではないという、自民党の強い要請により提案

されることになったと言われておりますが、この

法律改正のねらいが、果たして純粹に未払い対策

にあつたかどうかははなはだ疑わしいのであります。

そこで、自民党がこれを足がかりにして、NHKに

対する影響力を強めようとしているのではないかと考えざるを得ないのであります。

この改正案が、郵政省によって成案が作成され

てから自民党内の手続を終了するまで、異例とも

言ふべき一ヵ月間を也要し、しかもその間、党内

で論議されたのは、改正案の内容ではなく、NH

Kの報道は偏向しているという強いNHK批判が

ほとんどであり、支払いを義務化するかわりに、

NHKに対する郵政省の監督権限を強化すべきで

あるという意見さえあつたと言われておるのであ

ります。

さらに、この間に、たまたま千葉地裁が、成田

空港管制塔侵入事件の公判に、NHKニュースの

ビデオを証拠として採用し、NHKがこれに抗議

するということがありました。このNHKが抗議を行つたということについて、自民党内に激し

い反発が起り、「受信料を払って受信したものをビデオに撮り、それを何に使おうと文句を言わぬ筋合はない」とか、あるいは「抗議することの質疑を行ふものであります。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

記されております。

そして、NHKは、公共の福祉のため、放送の全国普及を目的とする公共放送機関として、国家権力からの干渉はもちろん、スポンサーなど経界からの干渉等あらゆる干渉を排除して、自主独立の立場で業務を遂行できるよう、視聴者の負担する受信料を唯一の財源としていることは、いまさら申し上げるまでもないところであります。

そして、NHKの公共性というものは、NHK自身がその見識と不斷の努力によって守っていくべきものであって、一政党が監視機関などを設けようなどという考えは、全く筋違いもはなはだしいものであるということを言わなければなりません。(拍手)

NHKは、決して国営放送ではありませんし、また国営放送であつてはならないであります。ましてや、特定の政党の影響下に置こうとするがときとは断じて許されないのであります。

総理は、NHKについてどのような基本的考え方を持つておられるのか、公共放送というものに対していかなる姿勢で臨もうとしておられるのか、政府の最高責任者であり、かつ、自民党的の総裁である大平内閣総理大臣の所信を明確にお伺いいたします。(拍手)

次に、改正案の目的及び実際の効果という点について、郵政大臣にお伺いをいたします。

大臣の御説明によれば、NHKの受信料の未払いや増加している現状にかんがみ、受信料収納の

円滑化に資するため、現行の受信料について契約義務制を支払い義務制に改めるとともに、テレビ受像機の設置日を届け出させるほか、NHKが滞納者から延滞金または割増金を徴収できることを法文に明定しようとするものであります。このような改正は視聴者側の義務のみを強化するものでありまして、受信料の支払い義務を視聴者に強く印象づけ、NHKの強権的な姿勢を浮き彫りにするだけであつて、不払い対策としてはほとんどメリットがないと考えられるであります。

私は、なぜ郵政大臣がいまの時期にこのような改正をあえて行おうとするのか、はなはだ疑問に思ふものであります。

昭和四十一年の第五十一回国会において、放送法の抜本的改正として提案されて廃案となりました放送法一部改正案にも、受信料について契約義務制を支払い義務制にすることが盛られていたことは事実でありますし、また、当時はこれに対しうきしたる反対もなかつたと聞いております。

しかしながら、当時と現在とではNHKを見る国民の視点が大きく変化していることを考えなくてはなりません。

当時は民間放送も今日のような発展を見ておりませんでしたし、NHKは名実ともに我が国の放送界の中心的存在として、国民の信頼も厚く、また滞納者も少ない状況下にありました。

しかし、今日においては、民間放送の著しい発展とともに、国民のNHKを見る目はまことに厳

しく、かつ、受信料支払いについて多くの課題を抱えていることは、いまさら申し上げるまでもないことであります。

今日、受信料滞納や契約拒否が増加し、これが負担の公平という面からも見直すことのできないものであることは認めるところであります。受信料の滞納者は現在約九十六万、そのうちNHKに対する無理解というのが約三十一万あります。このほか、意識的に契約を拒否している者が九万六千といふことになります。四十万という数字は決して少ないとは申しませんが、受信契約の二千八百万に対しても一・四%にすぎません。わずか一・四%の受信料の不払い者に対抗するために、契約義務制を支払い義務制にするばかりでなく、届け出制や延滞金、割増金まで法律に規定しようとする高圧的、強権的措置は、かえつてこれらの人々の一層の反発をあおるだけであつて、法律改正が意図するような不払い一掃の実効があるとはとうてい考へられないであります。

それどころか、NHKにこのような高姿勢をとらせるることは、積極的にNHKを支持している人々も含め、現在受信料を支払っている二千八百万の視聴者に、NHKの国営放送的色彩を強く印象づけ、NHKとの連帯感を薄れさせることにならざるを得ないと思われます。

私は、NHKに対してもいろいろな批判のある現状を抱えていることは、いまさら申し上げるまでもあります。

在、受信料の滞納や契約拒否に對抗する方法は、このような強権的色彩の濃い法律改正ではなく、NHKが視聴者との間の信頼と協力の関係を取り戻すために、赤字体質の是正とか開かれた経営などという、視聴者との連帯を強める以外にはないと考へるものであります。

以上のようない意味において、このような法律改正は、不払い退治としても実効が期せられないばかりでなく、視聴者とNHKとの関係にも大きな亀裂を与えるものであります。まさに百害あって一利なしとも言ふべきこのような改正案は撤回すべきであると考へるのであります。

続いて、私は、放送法改正に関する郵政大臣の見解をお伺いをいたします。(拍手)

先ほど私が言及いたしました昭和四十一年の放送法改正案というのは、当時、放送関係法令の制定以来十年以上も経過し、その間における民間放送の発展等、放送界の事情の変化に對応するため、電波法及び放送法の抜本的改正の必要があるとして、臨時放送関係法令調査会の二年間にわたる検討の結果である答申に基づいて提案されたものであります。この改正案は、与野党間の合意が得られず廃案とはなりましたが、その審査の過程において、委員会においては、与野党間に修正案が

ほとんどまとまりかけたという事実もあったことは、郵政大臣も御承知のとおりであります。この改正案には、幾つかの重要かつ必要な改正点が含まれておりましたし、また、多重放送の実用化や放送衛星など、その後の放送界の進展に合わせて新たに改正すべき点も出て来ているなど、放送法制の抜本的改正は、その後今日まで重要な懸案となっていましたのであります。ほんと毎国会の通信委員会における質疑に当たりまして、歴代郵政大臣は、検討中と答弁するのみで、いままでの放送法の抜本的改正を提案しようとはなさらないのであります。

ところが、今回、NHKの受信料について支払義務制とするための改正案を急遽提案されたのであります。重要かつ緊急の課題である抜本的改正を行はず、このような改正を提案する郵政大臣の意図はどこにあるのか、疑わざるを得ないのです。一体、放送法の抜本的改正の課題はどうなつてありますか、郵政大臣のお考えを明らかにされたいのであります。なお、この点に関連して伺っておきたいことがあります。第八十七回国会に提案されて廃案となり、第八十八回国会に統いて今国会にも再々提案されております放送大学学園法案は、その附則において、放送法を改正することとしております。

ところが、この放送法の改正は、放送大学の設立のために、現在のNHKと民間放送との二本立て体制に新たに全額国庫出資の放送大学学園を立て三本立てにする、わが国の放送体制に重大なる変革を加える内容を含んでいます。重要な改正は、法案の附則で行うべきものではなく、放送についての所管である通信委員会で十分な審査のできるよう、別途の法律案として提案すべきであると強く政府に申し入れておいたのであります。政府は、これを全く無視し、従前どおり附則で改正するという姿勢をとつてまいりましたのであります。

そして、他方において、実際上の効果がほとんど期待できないばかりか、国民とNHKとの連帯関係をも損なわしめる支払い義務制のための改正を放送法改正案として提案しているのであります。私は、このような政府の姿勢に大きな憤りを感じるものであります。(拍手)

この点について、郵政大臣の明快なる御答弁をいただきたいのであります。以上私は、放送法の一部を改正する法律案について、数点についてお尋ねをいたしましたが、總理並びに郵政大臣の誠意ある御回答をお願いいたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(大西正男君) 野口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、今回の放送法改正は、NHKが強権的なものとなり、国民の反発を招くこととなりはしないかとの御指摘についてでござります。

受信料は、御承知のように、NHKの維持運営

立のため、現在のNHKと民間放送との二本立て体制に新たに全額国庫出資の放送大学学園を立て三本立てにする、わが国の放送体制に重大なる変革を加える内容を含んでいます。重要な改正は、法案の附則で行うべきものではなく、放送についての所管である通信委員会で十分な審査のできるよう、別途の法律案として提案すべきであると強く政府に申し入れておいたのであります。政府は、これを全く無視し、従前どおり附則で改正するという姿勢をとつてまいりましたのであります。

政府としては、この精神を踏まえまして、NHKがその公共的な使命を達成することを期待しておりますが、政府は、これを全く無視し、従前どおり附則で改正するという姿勢をとつてまいりましたのであります。すると考えておられます。

政府としては、この精神を踏まえまして、NHKがその公共的な使命を達成することを期待しておりますが、政府は、これを全く無視し、従前どおり附則で改正するという姿勢をとつてまいりましたのであります。したがいまして、この改正により、NHKの受信料収納が容易になりますとともに、新たな不払い者の増加を抑止することができると思っておりますが、いずれにいたしましても、NHKは受信料収入を基盤としていることにかんがみまして、国民の理解と信頼を得るべく努めることが肝要であると考えます。

次に、放送法の抜本的改正と今回の受信料制度の改正との関係についてであります。今回の放送法改正は、最近における受信料徴収の実態等を考慮いたしまして、きわめて緊急性の高い問題として提案申し上げた次第でございます。

一方、放送法の抜本的改正につきましては、問題がきわめて多岐にわたりますとともに、衛星放送など新しく発生をいたしました分野におきまして、未確定あるいは流動的な要素がございますため、今後さらに検討してまいりますとともに、世論の動向や国際的規律の動向を見きわめました上で成案を得たいと考えております。

また、放送大学学園の放送につきましては、大学教育のための放送に限定しておりますため、既

見ておるかという意味の御質問でございました。

今回の法改正は、受信者に理解していただける







青山一丁目特定街区指定処分並びに新青山ビルディング建築につき締結された協定の履行等に関する質問主意書

東京都は昭和四十九年八月三日告示第八二〇号をもつて、港区南青山一丁目一番地につき容積率を八九二パーセントとする東京都南青山一丁目特定街区の指定をなし、さらに東京都建築主事は、昭和五十一年六月十六日付第二二七号をもつて、三菱地所株式会社が同所に建築する通称新青山ビルディングにつき建築確認通知をなした。

ところで、右建築確認に対しても右ビル建築に反対する付近住民から審査請求がなされ、これにより東京都建築審査会は、昭和五十二年四月十三日右建築確認通知を取消す旨の裁決をなした。

右裁決は、確認にかかる建築物が前記特定街区による容積率の指定八九二パーセントを超えるものであることを理由として前記確認が違法であると判断したものである。

ところが東京都は、昭和五十二年六月三日前記特定街区の変更の決定をなした。

右変更は、A敷地につき容積率を一・〇一九パーセントとする一方で同B敷地の容積率を〇パーセントとするものであるが、これは法令上疑問がある。従つて、次の事項に関し政府の見解を求める。

一 都市計画法第八十八条は法の実施のため必要な事項は政令で定めると規定するところ、特定街区指定の具体的基準とすべき政令が存しない

まま指定処分をなすことは、法に違背し、行政庁の恣意的処分を招来せしめるものではないか。

二 昭和三十九年四月三日発都第七号「特定街区計画標準」は、南青山一丁目の該当する第七種容積地区(容積率七〇〇パーセント)にあつては基準容積率に一・三を乗じた容積率を指定するものとしているが、東京都の右変更におけるA敷地についての容積率一・〇一九パーセントの指定は右「標準」に違背するものではないか。

三 仮に東京都が右「標準」に準拠して容積率の割増し率を算定する場合、本件におけるようにその間に廃止するとの不可能な公道の存するA敷地、B敷地を合算した面積を基準として算定することができるかどうか。その理由を質問すると同時に、同様の処置をとつた前例があるとすれば明示されたい。ないとしたら今後の特定街区指定処分において本件を先例とする趣旨かどうか。

六 東京都は、右協定に立ち合つて合意書末尾に都市計画局長名にて署名しており、また、東京都計画審議会昭和五十二年五月二十三日付付常意見にて「風害・大気汚染などのビル公害について住民と話し合うよう都は事業者を指導する」としており、東京都においては右環境整備事業等の速やかな実現にむけて当事者の指導による根拠となるか。

五 三菱地所株式会社は、「新青山ビルディング」の建築に当たつて同ビル建築に反対する付近住

民より結成された「青山をビル公害から守る会」との間で、昭和五十三年四月八日付合意書・協定書をもつて協定をなし、同ビル付近の環境整備事業等を行うことを約したにもかかわらず、

今まで、右協定による三菱地所株式会社の環境整備事業等の大部分は全く履行されることなく経過しているが、協定は「守る会」がビル建築に対する収束せしめる代價として三菱地所株式会社が種々の環境整備事業を履行することを約した双務的契約であつて、前記文言にも見られるよう企業の社会的責任に基づくものであると

同時に、当事者等に法的拘束力を生ぜしめるものと考えられるが、三菱地所株式会社の義務中、同会社はごく一部の事項のみを履行して他の事項は全く履行していないがその理由は何か。

衆議院議員竹内猛君提出青山一丁目特定街区指定処分並びに新青山ビルディング建築につき締結された協定の履行等に関する質問に対する答弁書  
〔別紙〕

右質問する。

内閣質九一第七号  
昭和五十五年四月二十二日

内閣総理大臣 大平 正芳  
衆議院議長 瀬尾 弘吉殿

衆議院議員竹内猛君提出青山一丁目特定街区指定処分並びに新青山ビルディング建築につき締結された協定の履行等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十九年四月三日建設部発第七号「特定街区計画標準」により算定した街区内の容積率の限度十分の一〇以内であるので、右「特定街区計画標準」に違背するものではない。

### 三について

本件のように、A・B両敷地の間に廃止することの不可能な公道が存する場合であつても、

市街地の整備改善に資する場合には、両敷地について一つの特定街区に関する都市計画を決定することができるものである。この場合においては、公道をはさむ両敷地の面積を合算した面積を容積率の割増率を算定する場合の基準として取り扱うこととしている。

公道によつて分割される敷地について、一つの特定街区に関する都市計画を決定した前例としては、平井一丁目特定街区（東京都江戸川区

平井一丁目地内、昭和四十四年四月十五日建設省告示第千四百五十四号）がある。

### 四について

東京都は昭和四十九年八月三日青山一丁目特定街区の都市計画決定を行つたが、容積率の表示について当該都市計画決定の趣旨と異なる解釈が生じたため、都市計画決定の変更の手続によつて昭和五十二年六月三日容積率の表示内容を補足したと承知している。

### 五について

御指摘の合意書及び協定書（以下「合意書等」という。）により三菱地所株式会社が実施する

とされた事項のうち、新青山ビル敷地内の植樹、新青山ビル高層部の各コーナーの面取り、新青山ビル西側通路の設置及び特定街区内B敷地公園の整備については、既に実施済であり、その他の事項については、関係者間でその実施について協議中であると聞いている。

### 六について

東京都は、都市計画地方審議会の付帯意見に基づき、関係者の詰合に参加するとともに、三菱地所株式会社に対し地元住民と十分話し合うよう指導し、昭和五十三年四月合意書等の調印に達し、また、合意書等の調印後もその内容の実現に向けて協議を進めてきていると承知している。

右答弁する。

明治三十五年三月三十日  
便物證一可日

昭和五十五年四月二十四日 衆議院会議録第二十一号(上)





主な内容は次のとおりである。

1 外国人人が本邦に入つたときは九十日（現行六十日）以内、本邦において外国人となつたとき等は六十日（現行三十日）以内に登録の旨

請をしなければならないものとすること。  
登録原票の記載事項のうち旅券番号等一空

の記載事項の変更については、登録証明書の引替交付申請等の際で、併せて申請する。

がやれるゆのマカルハム。

な登録証明書の交付を受けたときは、その後三三回の登録料を支拂ふ必要はない。

三年間既に春交付申請を要しないものとする」と。

再入国許可を受けて出国する者は、登録証明書を入国審査官に提出し再入国した後に市

昭和において返還を受けなければならぬこととなつてゐる手続を廃止すること。

### 議案の可決理由

図るため、新規登録の登録期間の延長等を行おうとするものであり、妥当な措置と認め、可決

すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年四月二十三日

衆議院議長  
灘尾 弘吉殿

## 航空業務に関する日本国とニュー・ジーランド との間の協定の発効について(1963年3月16日)

の件

昭和五十五年三月十七日

日記編目

昭和五十五年四月二十四日 衆議院会議録第一二一

航空業務に関する日本国とニューアー・ジーランドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

政府は、我が国とニューアー・ジーランドとの間における航空業務の開設及び運営のため、昭和十五年一月十八日にオーランドで、航空業務に関する日本国とニューアー・ジーランドとの間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

理由

航空業務に関する日本国とニューアー・ジーランドとの間の協定

日本国政府及びニューアー・ジーランド政府は、両国の領域の間の航空業務を開設しかつ運営するため協定を締結することを希望し、両国が一千九百四十四年十一月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、次のことおり協定した。

第一条

(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ニューアー・ジーランドにあつては民間航空担当大臣及び同担当大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいう。

「指定航空企業」とは、第三条の規定に従

い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に隣接する場合には、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

利を許与する。

### 第三条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が付表に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

(b) 一又は二以上の航空企業を指定すること。  
権利を許与する締約国が自國の法令に従い、当該航空企業に対して適當な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なくその運営許可を与へなければならない。

一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関する次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うこととを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の中空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の中空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の中空企業又は国際航空業務に従事する自國の航空企業が当該空港その他

昭和五十五年四月二十四日 衆議院会議録第二十一号(一) 航空業務に関する日本国とニュージーランドとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

1101

の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第六条

一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国との規域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、該当領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除され  
る。

一方の締約国の指定航空企業の航空機に地方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業に対し第四条1及び2に定める特権を与える。若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるこれら特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運

當をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第十五条  
兩締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならぬ。

いづれの締約国が提供する協定業務も、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。

第十条 純約国の公衆の協するもの

(a) 航空企業を指定した締約国への及び  
域内の特定路線上の地点において積み込みかつて  
積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送について  
は、輸送力が次の事項に関連を有するものでな  
ければならないという一般原則に従つて行う。  
3 その航空企業を指定した締約国以外の国の領域へ

(b) 当該締約国の領域からの運輸需要  
直通航空路運営の要求

(c)

(c) 輸需要  
航空企業の路線が経由する地域の拡大的及び地域的業務を考慮した上でその地域の運

空当局の文書により、日本は、航空運送契約を締結する。この文書によれば、当該他方の締約国が、協定業務において、当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国から運送する貨客に提供する情報及び統計であつて、通常自國の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国（航空当局）が他方の締約国の航空当局に対し、要請により、両締約国（航空当局）の間で討議する。

國の航空

兩締約国は、民間航空の安全に対する不法な行為（飛行中の航空機の奪取又は管理の行為を含む。）が人及び財産の安全を害すること並びに航空業務の運営に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、民間航空の安全に対する不法な行為又は不法な行為による脅迫を予防し及び防止するため緊密に協力する。

あらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

間に紛争が生じた場合には、両締約国は、必ず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努めることとする。

各一人の仲裁人とのよりよいにして選定されが、二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の人でない者に限る。）との三人の仲裁人から選出される仲裁裁判所に決定のため付託することができ。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交文の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領

した日から六十日内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1 いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。

2 改正がこの協定(付表を除く)の規定について行われる場合には、その改正是、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知するに効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正是、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十八条

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領

した日から六十日内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことと約束する。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十年一月十八日にオーランドで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

千九百八十年一月十八日にオーランドで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

3 いづれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一点をその起点としなければならないが、当該路線上の他の地点は、いづれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

航空業務に関する日本国とニューアーランドとの間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国とニューアーランドとの間の直通の航空業務の開設に関しては、昭和四十九年以来話合いが行われ、特に昭和五十四年四月にニューアーランドの副首相兼外務大臣の訪日

の際に両国間航空協定締結のための政府間交渉を昭和五十四年中に開始する旨確認され、同年十一月十九日以来ニューアーランド政府との間で協定締結のための交渉が行われたが、同年十一月二十三日合意に達し、本年一月十八日オーランドにおいて本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とニューアーランドとの間の定期航空業務を開設し、かつ、運賃することを目的とし、協定業務開始のための手続及び条件、相手国の空港その他の施設の使用料についての最惠国待遇及び内国民待遇の許与、燃料等に対する関税、消費税等の免除、運賃決定に関する手続、ハイジャック等の防止のための協

右報告する。

昭和五十五年四月二十三日

衆議院議長 濵尾 弘吉殿

航空業務に関する日本国とバンダラデシュ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

右報告する。

昭和五十五年三月十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

航空業務に関する日本国とバンダラデシュ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

</

の承認を求める。

### 理由

政府は、我が国とバングラデシュ人民共和国との間ににおける航空業務の開設及び運営のため、昭和五十五年二月十二日にダッカで、航空業務に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

### 航空業務に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定

日本国政府及びバングラデシュ人民共和国政府は、両国の領域の間及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、次のとおり協定した。

#### 第一条

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、  
(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択される附屬書並びに同条約第九十条又は第十九十四条の規定に基づいて行われる同条約及び同附属書の改正を含む。)をいう。  
(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいい、バングラデシュ人民共和国にあつては民間航空局長官及び同長官が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する

権限を与える人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」とは、国に関連する場合には、その国(主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう)。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「輸送以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(g) 付表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

#### 第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が付表に定める路線(以下「特定路線」という。)における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

#### 第三条

1 いづれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十二条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことを行わされた後でなければならぬ。

#### 第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

#### 第六条

(a) 権利を許された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。  
(b) 権利を許すする締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対する適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規

定が適用される場合を除くほか、遅滞なくその運営許可を与えるなければならない。

一方の締約国が指定する航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

#### 第四条

1 各締約国の航空企業は、その定期国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国(領域)に運輸以外の目的での着陸をする特権

(b) 各締約国(領域)に運輸以外の目的での着陸をする特権

2 各締約国(領域)の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国(領域)内に地點に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国(領域)の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国(領域)内の別の地點に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

#### 第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国(領域)に属していることが立証されない場合には、当該航空企業に付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国(領域)の指定航空企業が1の特権を許すする締約国(領域)の法令を遵守しなかつた場合には、当該航空企業によるこれら特権の行使につき必要と認める条件を付す。

3 一方の締約国(領域)の航空企業が1の特権を許すする締約国(領域)の法令に従つた運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付す。

業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国(領域)の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

一方の締約国(領域)内において積み込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国(領域)内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国(領域)の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

一方の締約国(領域)の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国(領域)内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国(領域)の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

## 第八条

両締約国の指定航空企業は、特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

## 第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国は指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

## 第十条

両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域と運輸の最終目的地である国との間の旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国外の国との領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従つて行う。

(a) 運輸の出発地である国と運輸の最終目的地である国との間の運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上でその地域の運輸需要

## 3

両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る運航回数及び航空機の型式は、第八条、前条並びに1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて決定する。

## 第十二条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間にについて適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

## 2 1の運賃は、次の規定に従つて決定する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間にについて適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃についてはいかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の法令の定めるところにより提出されるものとし、また、認可された運賃の遵守については、各締約国の法令の定めるところによること。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) (b)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合に

は、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができない。

この場合において、第三の仲裁人が仲裁裁

判所の長になる。各締約国は、紛争の仲裁を要

## 第十三条

両締約国は、民間航空の安全に対する不法行為（飛行中の航空機の奪取又は管理の行為を含む。）が人及び財産の安全を害すること並びに航空業務の運営に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、民間航空の安全に対する不法な行為又は不法な行為による脅迫を予防し及び防止するため緊密に協力する。

## 第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国が図するところである。

## 第十五条

この協定の解釈又は適用に関する問題に

間で紛争が生じた場合には、両締約国は、ま

ず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努め

る。

## 第十六条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日以内に合意されなければならない。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定に従つて行われる場合には、その改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、

協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たに又は修正された付表について合意したときは、その合意された付表に

は、外交上の公文の交換によって確認された後

に効力を生ずる。

## 第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するよう改訂する。

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日



- (d) 「航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

付表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といふときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

### 第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自國の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なくその運営許可を与えるなければならない。

第四条

- 一方の締約国が指定する各航空企業は、その国際航空業務に適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国との間で運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に  
関して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行す

藏品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除され

第八名



第十名

- 供するたゞ他方の締約国の領域内において税關當局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の裝備品及び航空機貯藏品は、當該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徵金を免除される。

2 第十一条 両締約国が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならぬ。

1 指定航空企業が提供する協定業務は、當該航

第七

- 1  
各締約国は、他方の締約国が指定した航空機業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空機

第五条

- 業に対し第四条1及び2に定める権利をもつてこれを若しくは取り消す権利又は当該航空企業によつてこれららの特権の行使につき必要と認める条件付する権利を留保する。

第六条

- 条件を付する権利を留保する。ただし、このを利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにこの行使につき条件を付することが当該法令に至

3

- （a）運輸の出発地である国と運輸の最終目的地である国との間の運輸需要

（b）直通航空路運営の要求

（c）航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上でその地域の運輸需要

両締約国は、指定航空企業が提供する協定業務に係る運航回数及び航空機の型式は、第八条、

にて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。







指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間にについて適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。

(b) 合意された運賃は、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の法令に従つて提出される。

(c) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(b)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(d) (c)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十七条の規定に従つて解決する。

(e) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃を認可しない場合には、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十四条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自國の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及ぶ当該他方の締約国から運送する貨物に関する情報及び統計であつて通常自國の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国との航空当局に対する要求することのある貨物に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国との航空当局の間で討議する。

第十五条

両締約国は、航空機の不法な奪取その他の民間航空の安全に対する不法な行為又は不法な行為による脅迫を予防し及び防止するため緊密に協力する。

指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間にについて適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。

(b) 合意された運賃は、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の法令に従つて提出される。

(c) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(b)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(d) (c)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十七条の規定に従つて解決する。

(e) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃を認可しない場合には、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十五条

両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各の仲裁人の選定をして選定された二人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

第十六条

両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことと約束する。

第十七条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十二条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十八条

この協定は、各締約国におけるそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

注1 千九百八十年三月十八日にマドリッドで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合に

第十九条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努め、定期的にしばしば協議するものとする。

第十七条

この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努め、定期的にしばしば協議するものとする。

第十九条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国間に紛争が生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第二十条

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十一条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十二条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十九条

この協定は、各締約国におけるそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

注1 千九百八十年三月十八日にマドリッドで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合に

換された日に効力を生ずる。

は、英語の本文による。

日本国政府のために  
横田 弘

スペイン政府のために

ホセ・ホアキン・ブーチ・デ・ラ・ベリア  
カサ

### 附屬書

1 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) 日本国内の地点—アラスカ内の地点—ヨーロッパ内の地点—マドリッド

(b) 日本国内の地点—バンコック及び東南アジア内の二地点(注1)—インド亜大陸内の二地点(注2)—中近東内の三地点(注3)—ヨーロッパ内の二地点(注4)—マドリッド

注1 一地点は後に特定され、他の二地点は後に合意される（後に特定される二地点及びバンコックの双方の地点に同一便で寄航することはできない）。香港は、特定される地点及び合意される地点の対象としない。

注2 特に特定される。

注3 一地点は後に特定され、他の二地点は後に合意される。

注4 後に特定される。

2 スペインの指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) スペイン内の地点—ヨーロッパ内の地点—アラスカ内の地点—東京

(b) スペイン内の地点—ヨーロッパ内の二地点—(注1)—中近東内の三地点(注2)—バンコック及び東南アジア内の二地点(注4)—東京

注1 後に特定される。

注2 一地点は後に特定され、他の二地

点は後に合意される。

注3 後に特定される。

一 地点は後に特定され、他の一地点は後に合意される(後に特定される一地点及びバンコックの双方の地

点に、同一便で寄航することはできない)。香港は、特定される地点及び合意される地点の対象としない。

いづれの締約国の一つは二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、当該路線上の他の地点は、いづれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

### 航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求める件に

#### 本件の要旨及び目的

我が国とスペインとの間の航空業務の開設に関する協定につき合意に達したので、昭和五十五年三月十八日マドリッドにおいて本協定に署名を行つた。

本協定は、我が国とスペインとの間の定期航空業務を開設し、かつ、運営することを目的とし、協定業務開始のための手続及び条件、相手国の空港その他の施設の使用料についての最惠国待遇の許与、燃料等に対する関税、手数料等の免除、運賃決定に関する手続、ハイジャック等の防止のための協力等について規定するとともに、附屬書において両国の指定航空企業が運営する路線を定めている。

なお、本協定は、両国におけるそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになつ

ている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

#### 二 本件の議決理由

本協定を締結することは、両国の友好関係の強化に資するとともに、両国間を直結する航空路を開設することによって、拡大しつつある貿易経済関係に伴つて顕著な増大をみせている両国間の人的及び物的交流の一層の進展に役立つことが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年四月二十三日

衆議院議長 麻尾 弘吉殿

### 千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の締結について承認を求める件

右の国際条約の締結について承認を求める件を国会に提出する。

昭和五十五年三月三十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の締結について承認を求める件の件

我が国とスペインとの間の定期航空業務を行つてきた結果、案文につき合意に達したので、昭和五十五年三月十八日マドリッドにおいて本協定に署名を行つた。

本協定は、我が国とスペインとの間の定期航空業務を開設し、かつ、運営することを目的とし、協定業務開始のための手續及び条件、相手国の空港その他の施設の使用料についての最惠国待遇の許与、燃料等に対する関税、手数料等の免除、運賃決定に関する手續、ハイジャック等の防止のための協力等について規定するとともに、附屬書において両国の指定航空企業が運営する路線を定めている。

なお、本協定は、両国におけるそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになつ

書の互認等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、船舶のトン数の測度基準の国際的な統一を促進し、また、証書の互認により各國間の船舶の運航が円滑に行われることに貢献する上で、有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約

締約政府は、

国際航海に従事する船舶のトン数の算定に関する条約

締約政府は、この条約及び規則を認定することを希望し、画一的な原則及び規則を認定することを希望し、

この条約の締結によりこの目的を最もよく達成することができるることを考慮して、

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

第一條 この条約に基づく一般的義務

締約政府は、この条約及びこの条約の不可分の一部をなす附属書を実施することを約束する。

「この条約」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。

#### 第二条 定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、「規則」とは、この条約に附属する規則をいう。

「主管庁」とは、船舶の旗国の政府をいう。

「国際航海」とは、この条約が適用される国から国外の港に至る航海又はその逆の航海をいう。この場合において、締約政府が国際関係について責任を有する地域及び国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。

「総トン数」とは、この条約に従つて算定される船舶の全体の大きさをいう。

(3) 「純トン数」とは、この条約に従つて算定される船舶の有用容積の大きさをいう。

(4) 「新船」とは、この条約の効力発生の日以後に

キールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶をいう。

(7) 「現存船」とは、新船でない船舶をいう。

(8) 「長さ」とは、キールの上面から測った最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセントの長さ又はその喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいすれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された船舶については、長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものとする。

(9) 「機関」とは、政府間海事協議機関をいう。

千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第一條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第二條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第三條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第四條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第五條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第六條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第七條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第八條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第九條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十一條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十二條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十三條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十四條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十五條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十六條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十七條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十八條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第十九條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第二十條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第二十一條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第二十二條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第二十三條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第二十四條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第二十五條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。

第二十六條 适用

この条約は、国際航海に従事する次の船舶に適用する。



すべての署名政府及び加入政府に対し、新たな受諾又は加入及びそのための文書の寄託の日を通報するものとし、また、この条約のすべての署名政府に対し、千九百六十九年六月二十三日から六箇月内に行われる署名について通報する。

(1) この条約は、二十五以上の国であつてその商船腹量の合計が総トン数で世界の商船腹量以上の六十五パーセントに相当する商船腹量以上となる国の政府が前条の規定に従つて受諾につき留保を附さないで署名し又は受諾書若しくは加入書を寄託した日の後二十四箇月で、効力を生ずる。機関は、この条約のすべての署名政府及び加入政府に対し、この条約の効力発生の日を通報する。

(2) ①に規定する二十四箇月の期間内にこの条約の受諾書又は加入書を寄託した政府について

は、その受諾又は加入は、この条約の効力発生の日又は受諾書若しくは加入書の寄託の日以後三箇月を経過した日のうちいずれか遅い方の日に効力を生ずる。

(3) この条約の効力発生の日の後にこの条約の受諾書又は加入書を寄託した政府については、この条約の効力発生の日の後三箇月で、効力を生ずる。

(4) この条約の改正の効力発生のために必要なすべての措置がとられた日又は、全員一致の受諾による改正の場合には、次条(2)(b)の規定に基づいてすべての必要な受諾が行われたものとみなされる日の後に寄託される受諾書又は加入書は、改正された条約に係るものとみなす。

(5) この条約は、締約政府の提案により、この条約に定めるいづれかの手続に従つて改正することができる。

(2) 全員一致の受諾による改正  
(a) 機関は、締約政府の要請がある場合には、当該締約政府が提案するこの条約の改正案

を、全員一致の受諾を目的として、審議のため、すべての締約政府に送付する。

(b) 改正は、すべての締約政府によつて受諾された日の後十二箇月で、効力を生ずる。ただし、効力発生の日を早めることについて合意がされる場合には、これによる。機関が改正案を最初に送付した後二十四箇月以内に受諾又は拒否を機関に通報しない締約政府は、改正案を受諾したものとみなす。

(c) 正案を受諾したもののとみなす。

又は拒否を機関に通報しない締約政府は、改正案を最初に送付した後二十四箇月以内に受諾

された日の後十二箇月で、効力を生ずる。ただし、効力発生の日を早めることについて合意を妨げるものではない。

### (3) 機関における審議の後の改正

(a) 機関は、締約政府の要請がある場合には、当該締約政府が提案するこの条約の改正案を審議する。改正案は、機関の海上安全委員会において出席しかつ投票する政府の三分の二以上の多数による議決で採択された場合に

は、機関の総会による審議の少なくとも六箇月前に機関のすべての加盟国及びすべての締約政府に送付される。

(b) 機関は、総会において出席しかつ投票する政府の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、機関は、(a)の政府間会議において出席しかつ投票する締約政府の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(c) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改正案が採択された場合には、改正を、受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(d) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府に送付する。

(e) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(f) 政府の三分の二以上の多数による議決で、改正が重要な性質のものであるため、(e)の宣言を行いつつその効力が発生の後十二箇月で、効力を生ずる。

(g) 総会は、出席しかつ投票する政府の三分の二以上の多数による議決で、改正が重要な性質のものであるため、(e)の宣言を行いつつその効力が発生の後十二箇月で、効力を生ずる。

(h) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(i) 政府の三分の二以上の多数による議決で、改正が重要な性質のものであるため、(e)の宣言を行いつつその効力が発生の後十二箇月で、効力を生ずる。

(j) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(k) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

事前に受諾されることを条件とする。

(e) この(3)のいかなる規定も、この条約の改正に関する最初にこの(3)の規定に基づく措置を提案した締約政府が望ましいと考える他の措置を、(2)又は(4)の規定に従つていつでもとることを妨げるものではない。

(4) 会議による改正

(a) 機関は、いづれかの締約政府が締約政府の三分の一以上の同意を得て要請する場合に

は、この条約の改正案を審議するため、政府間会議を招集する。

(b) 機関は、(a)の政府間会議において出席しかつ投票する締約政府の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(c) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改正案が採択された場合には、改正を、受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(d) (a)の規定に基づいて招集された政府間会議は、出席しかつ投票する政府の三分の二以上の多数による議決で、改正が重要な性質のものであるため、(e)の宣言を行いつつその効力が発生の後十二箇月で、効力を生ずる。

(e) 政府の三分の二以上の多数による議決で、改正が重要な性質のものであるため、(e)の宣言を行いつつその効力が発生の後十二箇月で、効力を生ずる。

(f) 政府の三分の二以上の多数による議決で、改正が重要な性質のものであるため、(e)の宣言を行いつつその効力が発生の後十二箇月で、効力を生ずる。

(g) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(h) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(i) 政府の三分の二以上の多数による議決で、改正が重要な性質のものであるため、(e)の宣言を行いつつその効力が発生の後十二箇月で、効力を生ずる。

(j) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(k) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(l) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(m) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(n) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

れを廃棄することができる。

(2) 廃棄は、機関に文書を寄託することによって行う。機関は、廃棄書の受領及びその受領の日を他のすべての締約政府に通報する。

(3) 廃棄は、機関による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

### 第二十条 地域

(1)(a) いづれかの地域の施政権者としての国際連合又はいづれかの地域の国際関係について責任を有する締約政府は、この条約をその地域について適用するため、できる限り速やかにその地域と協議し又は適切な措置をとるものとし、また、機関にあつた通告書により、いつでも、この条約を当該地域について適用する旨を宣言することができる。

(2)(a) いづれかの地域の施政権者としての国際連合又は締約政府は、通告書の受領の日又は通告書の効力発生前に行つた締約政府を除くすべての締約政府に送付される。

(b) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改めて、すべての締約政府に送付する。

(c) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約がいづれかの地域について適用された日から五年を経過した後は、機関にあつた通告書により、いつでも、この条約を当該地域について適用する。

(d) (1)(a)の規定に基づいて宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について明記する他の日から、その通告書に示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(e) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(f) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(g) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(h) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(i) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(j) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(k) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(l) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(m) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

(n) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を行つた国際連合又は締約政府は、この条約が示す地域について適用されなくなる旨を宣言することができるのである。

### 第十九条 廃棄

(1) 締約政府は、この条約が自己について効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこ

### 第二十一条 寄託及び登録

(1) この条約は、機関に寄託する。機関の事務局長は、その認証原本をすべての署名政府及び加



## (7) 貨物場所

純トン数に算入される貨物場所とは、荷揚げられる貨物の運送に充てられる開闢場所をいう。ただし、当該貨物場所が純トン数に算入されていることを条件とする。当該貨物場所には、縦四ミリメートル(四インチ)以上の大きさのCC(貨物区画室)の文字を見やすい位置に恒久的なものとして標示する。

## (8) 風雨密

風雨密とは、いかなる海面状態においても船内に浸水しないことをいう。

## 第三規則 純トン数

船舶の純トン数( $T$ )は、次の式で算定する。

$$GT = K_1 V$$
(2) GT =  $K_1 V$ 

$V$  は、船舶のすべての開闢場所の合計容積とし、立方メートルで表す。

$K_1$  は、 $0.2 + 0.02 \log_{10} V$  又は付録一の表に掲げる係数とする。

## 第四規則 純トン数

(1) 船舶の純トン数( $N$ )は、次の式で算定する。

$$NT = K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(2)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2$$

(3)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(4)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(5)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(6)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(7)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(8)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(9)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(10)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(11)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(12)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(13)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(14)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

(15)  $N$  の場合における  $V_c$  は、

$$K_2 V_c \left( \frac{4d}{3D} \right)^2 + K_3 \left( N_1 + \frac{N_2}{10} \right)$$

## D は、第二規則(2)に定義する型深さで船舶の中央におけるものとし、メートルで表す。

d は、(2)に規定する型喫水で船舶の中央におけるものとし、メートルで表す。

$N_1$  は、寝台数が八以下の船室に係る旅客定員の数とする。

$N_2$  は、その他の旅客定員の数とする。

GT は、第三規則の規定に従つて算定される明記された旅客定員の数とし、その和が十三よりも少ない場合には、 $N_1$  及び  $N_2$  は、それぞれ零とする。

GT は、第三規則の規定に従つて算定される船の総トン数とする。

$V$  は、V、 $V_c$ 、d、 $N_1$ 、 $N_2$  等)が変更された場合又は船舶の従事する業務により(2)に規定する満載喫水線が変更された場合において、その変更の結果、第四規則の規定に従つて算定される純トン数が減少することとなるときは、その純トン数を記載した新しい国際トン数証書(千九百六十九年)は、原証書が発給された日から十二箇月を経過する時までは発給してはならない。もつとも、(2)の規定は、次の船舶には適用しない。

(a) 現行の満載喫水線に関する国際条約の適用される船舶においては、同条約により指定される夏期満載喫水線(木材満載喫水線を除く)に対する喫水

(b) 旅客船においては、現行の海上における人命協定が適用される場合にはその協定により指定される最高区画満載喫水線に対応する喫水

(c) 満載喫水線に関する国際条約は適用されないが国内規則により満載喫水線を指定される船舶においては、その規則により指定される

船舶においては、その規則により指定される最大喫水

(d) 満載喫水線は指定されないが国内規則により喫水を制限される船舶においては、許容される最大喫水

(e) 他の船舶においては、第二規則(2)に定義する型深さで船舶の中央におけるものの七十五パーセント

第五規則 純トン数の変更

(1) 船舶の特徴(第二規則及び第四規則に定義するV、 $V_c$ 、d、 $N_1$ 、 $N_2$  等)が変更され、その変更の結果、第四規則の規定に従つて算定される。

純トン数が増加するなどとなる場合には、船舶の新しい特徴に対応する純トン数は、遅滞なく算定されかゝる。

(2) 第四規則(2)(a)及び(b)に規定する満載喫水線が同時に指定される船舶の純トン数は、当該船舶におけるものとし、メートルで表す。

同時に指定される船舶の純トン数は、当該船舶の従事する業務に適した満載喫水線に対応するものとし、第四規則の規定に従つて算定される。

(3) 船舶の特徴(第三規則及び第四規則に定義するV、 $V_c$ 、d、 $N_1$ 、 $N_2$  等)が変更された場合又は船舶の従事する業務の変更により(2)に規定する満載喫水線が変更された場合において、その変更の結果、第四規則の規定に従つて算定される純トン数が減少することとなるときは、その純トン数を記載した新しい国際トン数証書(千九百六十九年)は、原証書が発給された日から十二箇月を経過する時までは発給してはならない。もつとも、(2)の規定は、次の船舶には適用しない。

(a) 他の国を旗国とする」ととなった船舶

(b) 主管庁が、その主たる特徴の変更又は改造(満載喫水線の変更を必要とする)による船体の船体の撤去等)が行われたと認める船舶

O は、除外場所とする。

C は、開闢場所とする。

I は、開闢場所とみなされる場所とする。

斜線部分は、開闢場所に含める。

B は、開口の位置における甲板幅とする。丸型ガンセルを有する船舶においては、甲板幅は、第11

分詳細に行う。

付録一 第二規則(5)に係る図

(1) 容積の計算に用いるすべての寸法は、直近のセンチメートルまで又はフィートの二十分の一まで採る。

(2) 容積は、当該場所について一般的に認められる方法で、かつ、主管庁の認める精度で計算する。

(3) 計算は、容易に検査することができるよう十分詳細に行う。

付録一 第二規則(5)に係る図

## (c) 巡航者運送のような特殊な運送において多數の無寝床旅客の運送に使用される旅客船

## 第六規則 容積の計算

純トン数及び純トン数に算入するすべての容積は、防熱材又はこれに類似するものの装着の有無にかかわらず、外板の内面まで及び周縁の構造上の隔壁の内面まで測るものとし、金属以外の材料で建造された船舶においては外板の外側まで及び周縁の構造上の隔壁の内面まで測る。

(1) 総トン数及び純トン数に算入するすべての容積は、防熱材又はこれに類似するものの装着の有無にかかわらず、外板の内面まで及び周縁の構造上の隔壁の内面まで測る。

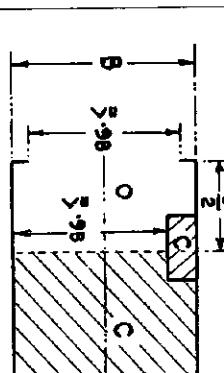
(2) 付加物の容積は、合計容積に算入する。

(3) 海水に開放されている場所の容積は、合計容積から除外する」とがである。

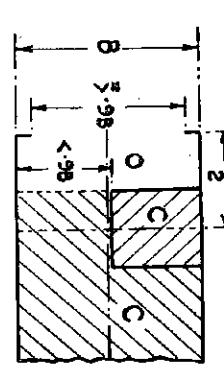
第七規則 寸法及び計算

付加物の容積は、合計容積に算入する。

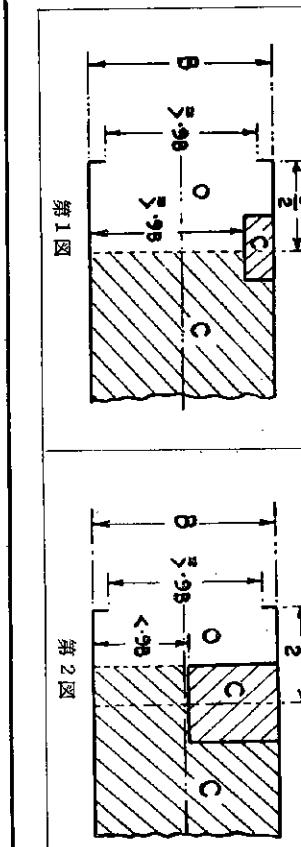
海水に開放されている場所の容積は、合計容積から除外する」とがである。



第2規則(5)(a)(i)

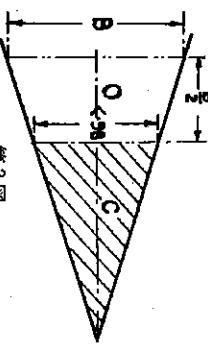


第2規則(5)(a)(ii)



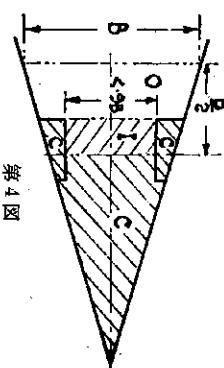
第2圖

第2規則(5)(a)(ii)



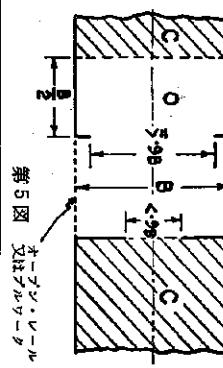
第3図

第2規則(5)(a)(ii)



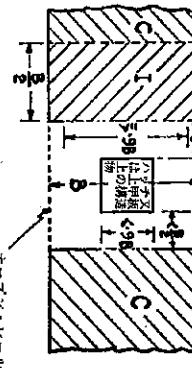
第4図

第2規則(5)(a)(ii)



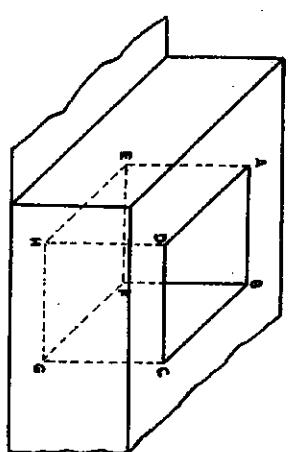
第5図 又はブラン・レール

第2規則(5)(a)(ii)



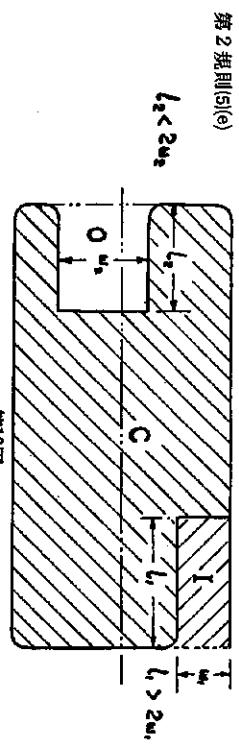
第6図 又はブラン・レール

第2規則(5)(d)

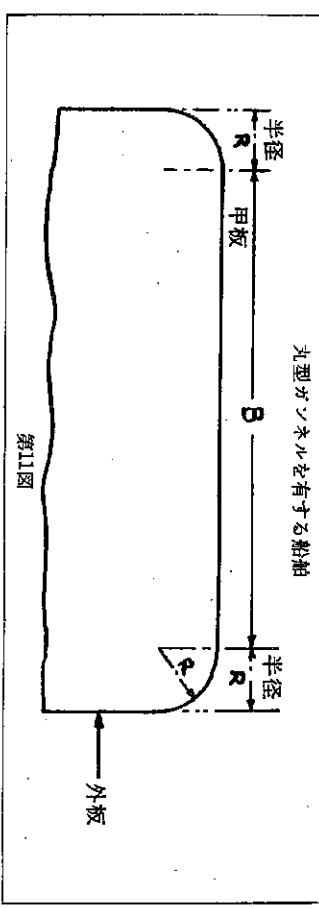
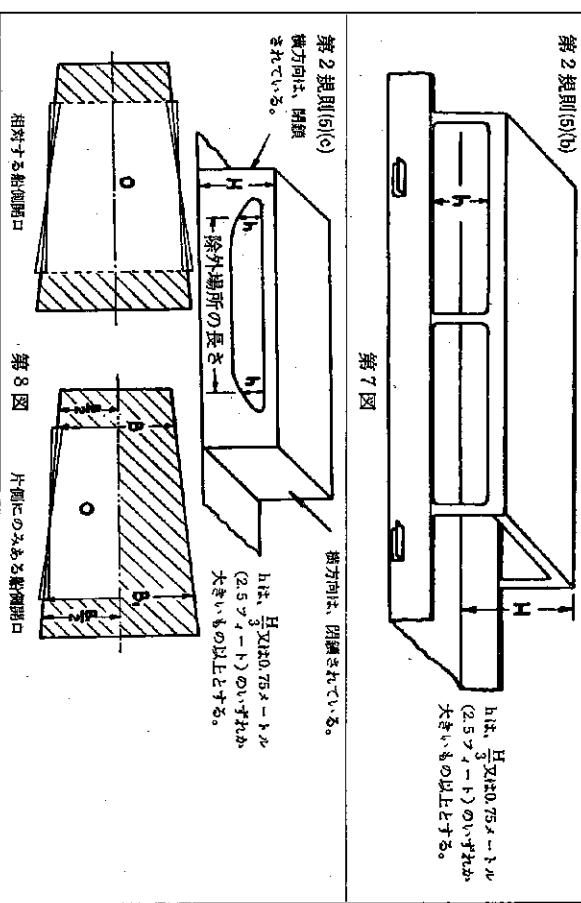


第9図

第2規則(5)(e)



第10図



V又はV<sub>c</sub>は、容積とし、立方メートルで表す。

V又はV <sub>c</sub>	K <sub>1</sub> 又はK <sub>2</sub>						
10	0.2200	45,000	0.2981	330,000	0.3104	670,000	0.3165
20	0.2260	50,000	0.2940	340,000	0.3106	680,000	0.3166
30	0.2295	55,000	0.2948	350,000	0.3109	690,000	0.3168
40	0.2320	60,000	0.2956	360,000	0.3111	700,000	0.3169
50	0.2340	65,000	0.2963	370,000	0.3114	710,000	0.3170
60	0.2356	70,000	0.2969	380,000	0.3116	720,000	0.3171
70	0.2369	75,000	0.2975	390,000	0.3118	730,000	0.3173
80	0.2381	80,000	0.2981	400,000	0.3120	740,000	0.3174
90	0.2391	85,000	0.2986	410,000	0.3123	750,000	0.3175
100	0.2400	90,000	0.2991	420,000	0.3125	760,000	0.3176
200	0.2460	95,000	0.2996	430,000	0.3127	770,000	0.3177
300	0.2495	100,000	0.3000	440,000	0.3129	780,000	0.3178
400	0.2520	110,000	0.3008	450,000	0.3131	790,000	0.3180
500	0.2540	120,000	0.3016	460,000	0.3133	800,000	0.3181
600	0.2556	130,000	0.3023	470,000	0.3134	810,000	0.3182
700	0.2569	140,000	0.3029	480,000	0.3136	820,000	0.3183
800	0.2581	150,000	0.3035	490,000	0.3138	830,000	0.3184
900	0.2591	160,000	0.3041	500,000	0.3140	840,000	0.3185
1,000	0.2600	170,000	0.3046	510,000	0.3142	850,000	0.3186
2,000	0.2660	180,000	0.3051	520,000	0.3143	860,000	0.3187
3,000	0.2696	190,000	0.3056	530,000	0.3145	870,000	0.3188
4,000	0.2720	200,000	0.3060	540,000	0.3146	880,000	0.3189
5,000	0.2740	210,000	0.3064	550,000	0.3148	890,000	0.3190
6,000	0.2756	220,000	0.3068	560,000	0.3150	900,000	0.3191
7,000	0.2769	230,000	0.3072	570,000	0.3151	910,000	0.3192
8,000	0.2781	240,000	0.3076	580,000	0.3153	920,000	0.3193
9,000	0.2791	250,000	0.3080	590,000	0.3154	930,000	0.3194
10,000	0.2800	260,000	0.3083	600,000	0.3156	940,000	0.3195
15,000	0.2835	270,000	0.3086	610,000	0.3157	950,000	0.3196
20,000	0.2860	280,000	0.3089	620,000	0.3158	960,000	0.3197
25,000	0.2880	290,000	0.3092	630,000	0.3160	970,000	0.3198
30,000	0.2895	300,000	0.3095	640,000	0.3161	980,000	0.3199
35,000	0.2909	310,000	0.3098	650,000	0.3163	990,000	0.3200
40,000	0.2920	320,000	0.3101	660,000	0.3164		

V又はV<sub>c</sub>の中間の値における係数K<sub>1</sub>又はK<sub>2</sub>は、一次補間法によつて求めらる。

### 船舶類一 船舶

国際 トソ数証書(1969年)

(公の印) 1969年の船舶のトソ数の測度に関する国際条約に基づき、同条約が19年月日に効力を生じた。(国の公式名稱) 政府の権限の下に、(1969年の船舶のトソ数の測度に関する国際条約により認められた資格のある者又は団体の公式名稱) が発給する。

（注）キールが据え付けられた日若しくは船舶がこれと同様の建造段階にあつた日(第2条(6))又は船舶の主たる特徴の変更若しくは改造の行われた日(第3条(2)(b))の日付

（主）認められた資格のある者又は団体の公式名稱

船 名	船 舶 番 号 符 字	船 箱 港	日 付 (注)

長さ(第2条(8))	幅(第2規則(3))	船舶の中央における上甲板まで の垂深さ(第2規則(2))

### 船舶のトソ数

総トソ数  
純トソ数

この証書は、1969年の船舶のトソ数の測度に関する国際条約に従つてこの船舶のトソ数が算定されたことを証明する。

19 年 月 日に  
(証書の発給の日付) (証書の発給の場所)

(証書を発給する職員の署名)  
及び(又は)

(発給機関の印)

(署名する場合には、次の項を追加する。)  
署名者は、この証書の発給について上記の政府によつて正當に権限を与えられていることを宣言する。

(署  
名)

トントン数に算入される場所			純トントン数		
場所の名称	位 置	長さ	場所の名称	位 置	長さ
上 甲 板 下	—	—			
除外場所 (第2規則(5))			旅客定員の数 (第4規則(1))		
閉鎖場所及び除外場所の双方から成る場所には、星印(*)を付する。			寝台数が8以下の船室に係る旅客定員の数		
最初の測度の日付及び場所			その他の旅客定員の数		
前回の改測の日付及び場所			型喫水 (第4規則(2))		
備 考					

ついて規定するとともに、附属書においてトン  
数算定に関する規則並びに証書の書式を定めて  
いる。

締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

度基準の国際的な統一を促進し、また、証書の互認により各國間の船舶の運航が円滑に行われることに貢献する等有意義であると思われるの  
で、適切な措置であると認め、本件は承認すべ  
き（つと義夫）に次言だらる。  
千九百二十八年十一月二十二日にパリで署  
名された国際博覧会に関する条約を改正す  
る議定書

右報告する。  
昭和五十五年四月一十三日  
千九百一十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日及び千九百六十六年

衆議院議長　灘尾　弘吉殿　外務委員長　中尾　栄

千九百一十八年十一月二十二日にパリで署名された國際博覽会に関する條約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

内閣総理大臣 大平 正芳

第一条

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件  
千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の

(a) この譜文書は、次のとくを目的とする。  
国際博覧会に関する規則及び手続を改正すること。  
(b) 博覧会国際事務局の活動に関する規定を改正すること。

一千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約の締結について承認を求める  
の件に関する報告書

昭和五十五年四月二十四日 衆議院会議録第二十一号(二)

## 改正

## 第二条

前条に定める目的に従い、この議定書によつて千九百二十八年の条約更に改正する。改正された条約文は、この議定書の不可分の一部をなす附属書に掲げる。

## 第三条

1 この議定書は、千九百七十二年十一月三十日から千九百七十三年十一月三十日まで、パリにおいて、千九百二十八年の条約の締約国による署名のために開放しておくものとし、その後は、これらの締約国による加入のために開放しておく。

2 千九百二十八年の条約の締約国は、次のいずれかの方法によつてこの議定書の締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認につき留保を付さないで署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、フランス共和国政府に寄託する。

この議定書は、二十九の国が前条の規定によりこの議定書の締約国となつた日に効力を生ずる。

## 第四条

この議定書は、二十九の国が前条の規定によりこの議定書の締約国となつた日に効力を生ずる。この議定書は、二十九の国が前条の規定によりこの議定書の締約国となつた日に効力を生ずる。

## 第五条

この議定書は、前条の規定によるこの議定書の効力発生に先立つ直近の理事会の会合の最終日までに博覧会国際事務局がその開催期日について予約した国際博覧会の登録については、適用しない。

## 第六条

フランス共和国政府は、締約国との政府及び博覧会国際事務局に対し次の事項を通告する。

- (a) 第三条の規定により行われる署名、批准、受諾、承認及び加入
- (b) 第四条の規定によりこの議定書が効力を生ずる日

## 第七条

この議定書が効力を生じたときは、フランス共和国政府は、速やかに、国際連合憲章第百二条の規定によりこの議定書を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの議定書に署名した。

千九百七十二年十一月三十日にパリで、フランス語により本書一通を作成した。本書は、フランス共和国政府が保管するものとし、同政府は、その謄本を千九百二十八年の条約のすべての締約国の政府に送付する。

(署名欄は省略)

## 附屬書

千九百一十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約

第一章 定義及び目的

## 第二章 國際博覧会とその類似の博覧会

国際博覧会は、2にいう分類表に掲げる人類の活動の一の部門のみを対象とするものを、特別博覧会とする。

## 第三章 登録

国際博覧会は、2にいう分類表に掲げる人類の活動の一の部門のみを対象とするものを、特別博覧会とする。

## 第四条 開催期間及び開催ひん度

国際博覧会の開催期間は、六箇月を超えてはならない。

## 第五条 登録

国際博覧会の開催日及び閉会日は、登録の時に確定するものとし、不可抗力の場合において第五章に規定する博覧会国際事務局(以下「国際事務局」という。)の同意があるときを除くほか、変更することができない。かかる場合には、国際博覧会の開催期間は、合計して六箇月を超えてはならない。

## 第六条 登録

自國の領域内において国際博覧会の開催が計画されている締約国(以下「招請国政府」という。)は、国際事務局に對し、国際博覧会を開催するため準備している法令上及び財政上の措置を示して、国際博覧会の登録を受けるための申請を行う。非締約国(以下「招請国政府」という。)は、国際事務局に對し、国際博覧会の登録を受けることを希望するものは、第一回から次回までの規定及びこれらの規定を適用するため制定される規則の遵守を当該国際博覧会について約束することを条件として、締約国(以下「招請国政府」という。)は、国際事務局に對し申請を行うこととする。

2 この条約が適用される国際博覧会の開催ひん度は、次のとおりとする。

- (a) 国が同一である場合には、二の一般博覧会の間には二十年以上の間隔を、一般博覧会と特別博覧会との間には五年以上の間隔を置く。
- (b) 国が同一である場合には、二の一般博覧会の間には二十年以上の間隔を、一般博覧会と特別博覧会との間には五年以上の間隔を置く。

会の規則により展示以外の活動特に場内営業を行ふことを認められた者をいう。

## 第二条

この条約は、次のものを除くほか、すべての国が同一である場合には、同一の性質の二の特別博覧会の間には十年以上の間隔を、異なる性質の二の特別博覧会の間には五年以上の間隔を置くものとする。

(a) 開催期間が三週間未満である国際博覧会

(b) 國際美術展覽会

(c) 主として商業的な性格を有する国際博覧会

1 この条約の適用上、国際博覧会は、開催者の付する名称のいかんを問わず、一般博覧会と特別博覧会に区分する。

2 国際博覧会は、第三十条2(a)に規定する分類表に掲げる人類の活動の二以上の部門において利用される手段又はそれらの部門において達成された進歩若しくは達成される進歩を示すものを、一般博覧会とする。

3 國際博覧会は、2にいう分類表に掲げる人類の活動の一の部門のみを対象とするものを、特別博覧会とする。

## 第三章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第四章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第五章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第六章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第七章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第八章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第九章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十一章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十二章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十三章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十四章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十五章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十六章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十七章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十八章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第十九章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第二十章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

## 第二十一章 登録

2 二十八条3(f)の規定により、国際事務局は、特別博覧会について1に定める間隔を短縮することができまするものとし、また、国を異にして開催される一般博覧会については、七年を限度として、1に定める間隔を短縮することができる。

3 登録された国際博覧会の間の間隔は、これら二の規定にかかわらず、例外的に、かつ、第三回の開会日を基準として算定する。

わざ「招請国政府」という。」が行う。

3 國際事務局は、拘束力のある規則により、國際博覽会の開催期日の予約の受付が開始される期日及び登録の申請の受付期限を定めるものとし、登録の申請に際して提出すべき書類を明示する。國際事務局は、また、拘束力のある規則により、申請を審査するための費用として要求する負担金の額を定める。

4 登録が認められるのは、当該國際博覽会が、この条約に定める条件を満たし、かつ、國際事務局の定める規則に適合するものである場合に限る。

#### 第七条

1 國際博覽会の登録について二以上の国が競合する場合において合意が得られないときは、それらの国は、國際事務局の総会の決定を求めるものとし、總会は、提出された意見並びに、特に歴史的又は道義的な特別の理由最近の國際博覽会後の経過期間及び競合する各国の既に開催した國際博覽会の数を考慮して、決定を行う。

2 國際事務局は、特別の事情がある場合を除くほか、登録については、締約国の領域内において計画される國際博覽会を優先させる。

第八条  
國際博覽会について登録を受けた国は、國際博覽会の開催期日を変更する場合には、第四条2に規定する場合を除くほか、登録に伴う権利を失う。登録を受けた国は、國際博覽会を他の期日に開催しようとするときは、新たに申請を行うものとし、競合する場合は、前条に定める手続に従う。

第九条  
1 締約国は、登録がされていない國際博覽会について、参加、後援及び補助金の交付を行わない。

2 締約国は、登録がされた國際博覽会に参加しないことについて完全な自由を有する。

3 國際事務局は、拘束力のある規則により、國際博覽会の開催期日の予約の受付が開始される期日及び登録の申請の受付期限を定めるものとし、登録の申請に際して提出すべき書類を明示する。國際事務局は、また、拘束力のある規則により、申請を審査するための費用として要求する負担金の額を定める。

4 登録が認められるのは、当該國際博覽会が、この条約に定める条件を満たし、かつ、國際事務局の定める規則に適合するものである場合に限る。

わざ「招請国政府」という。」が行う。

3 國際事務局は、拘束力のある規則により、國際博覽会の開催期日の予約の受付が開始される期日及び登録の申請の受付期限を定めるものとし、登録の申請に際して提出すべき書類を明示する。國際事務局は、また、拘束力のある規則により、申請を審査するための費用として要求する負担金の額を定める。

4 登録が認められるのは、当該國際博覽会が、この条約に定める条件を満たし、かつ、國際事務局の定める規則に適合するものである場合に限る。

#### 第四章 登録がされた國際博覽会の開催者

及び參加國の義務

#### 第十一条

1 招請国政府は、この条約及びこの条約を適用するために制定される規則の遵守を確保する。

#### 第十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第二十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第三十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第四十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第五十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第六十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第七十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第八十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第九十九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百七条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百八条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百九条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百十条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百十一条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百十二条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百十三条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百十四条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百十五条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百十六条

登録がされた國際博覽会の開催者

#### 第一百十七条

なる種類の独占事業も認めてはならない。もつとも、共通の役務に関する独占事業であつて国際事務局が登録の時に許可したものは、認められるものとし、この場合には、開催者は、次のことを行う義務を負う。

(a) 独占事業の存在について国際博覧会の一般規則及び参加契約書に記載すること。  
(b) 独占事業の対象となつてある役務を当該招請国で通常適用される条件により参加者に利用させることを確保すること。

(c) いかなる場合にも、陳列区域政府代表がそれをの陳列区域において有する権限を制限しないこと。  
2 国際博覧会政府代表は、参加国に対して要求される料金が、開催者に対して要求される料金よりも、いかなる場合にも当該地域の通常の料金よりも高いものとならないようにするため、あらゆる措置をとる。

### 第二十一条

国際博覧会政府代表は、国際博覧会の会場における公益事業の業務が効果的に機能することを確保するため、あらゆる可能な措置をとる。

### 第二十二条

招請国政府は、各國及びその国民の参加を容易にするため、特に人及び物品の輸送の料金及び入国又は輸入の条件に関して便宜を与えるよう努力する。

### 第二十三条

1 國際博覧会の一般規則には、参加者に与えられることがある参加証書とは別に、褒賞を授与するかどうかを定める。褒賞を授与する場合は、その授与を特定の分野に限定することができる。

2 いざれの参加者も、国際博覧会の開会前に、褒賞の対象となることを希望しない旨を申し出ることができる。

### 第二十四条

国際事務局は、審査委員会の構成及び運営につ

いての一般的な条件並びに褒賞の授与の方法を定める規則を制定することができる。

### 第五章 組織に関する規定

#### 第二十五条

1 この条約の適用を監督し及び確保する責任を有する博覧会国際事務局と称する国際機関を設立する。国際事務局の構成員は、締約国の政府とする。国際事務局の所在地は、パリとする。

#### 第二十六条

2 国際事務局は、法人格を有するものとし、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び売却し、並びに訴え提起する能力を有する。

#### 第二十七条

3 国際事務局は、この条約によって与えられる権限を行使するため、協定、特に特權及び免除に関する協定を国及び国際機関と締結する能力を有する。

#### 第二十八条

4 国際事務局は、総会、議長、執行委員会、一又は二以上の専門委員会、これらの委員会の数と同数の副議長及び事務局長の指揮する事務局から成る。

#### 第二十九条

5 委員会その他の委員会の委員を任命し、及びこれらの委員の任期を定めること。

#### 第三十条

6 第二十五条3に規定する国際協定の案を承認すること。

#### 第三十一条

7 第三十三条规定する改正案を採択すること。

#### 第三十二条

8 事務局長を任命すること。

#### 第三十三条

9 第五条に定める国際博覧会の間隔を短縮すること。

#### 第三十四条

10 第五条に規定する国際博覧会の開会日及び閉会日の変更を承認すること。

#### 第三十五条

11 締約国の領域内における国際博覧会と競合する非締約国の領域内における国際博覧会を

務局の会計を監査し及び承認すること。

(d) 有用と認める委員会を設置し、並びに執行委員会その他の委員会の委員を任命し、及びこれらの委員の任期を定めること。

(e) 第二十五条3に規定する国際協定の案を承認すること。

(f) 第三十三条规定する改正案を採択すること。

(g) 第五条に定める国際博覧会の間隔を短縮すること。

(h) 国際協定案を承認すること。

(i) 事務局長を任命すること。

(j) 第二十九条

(k) 事務局長を任命すること。

(l) 第二十八条

(m) 第二十七条

(n) 第二十六条

(o) 第二十五条

(p) 第二十三条

(q) 第二十二条

(r) 第二十一条

(s) 第二十条

(t) 第十九条

(u) 第十八条

(v) 第十七条

(w) 第十六条

(x) 第十五条

(y) 第十四条

(z) 第十三条

(aa) 第十二条

(bb) 第十一条

(cc) 第十条

(dd) 第九条

(ee) 第八条

(ff) 第七条

(gg) 第六条

(hh) 第五条

(ii) 第四条

登録すること。

(f) 第五条に定める国際博覧会の間隔を短縮すること。

(g) 第三十三条规定により五分の四以上の締約国又は全締約国によつて受諾される改正に關して締約国が付した留保を認めること。

(h) 国際協定案を承認すること。

(i) 事務局長を任命すること。

(j) 第二十九条

(k) 事務局長を任命すること。

(l) 第二十八条

(m) 第二十七条

(n) 第二十六条

(o) 第二十五条

(p) 第二十三条

(q) 第二十二条

(r) 第二十一条

(s) 第二十条

(t) 第二十七条

(u) 第二十六条

(v) 第二十五条

(w) 第二十三条

(x) 第二十二条

(y) 第二十一条

(z) 第二十条

(aa) 第二十九条

(bb) 第二十八条

(cc) 第二十七条

(dd) 第二十六条

(ee) 第二十五条

(ff) 第二十三条

(gg) 第二十二条

(hh) 第二十一条

(ii) 第二十条

(jj) 第十九条

(kk) 第十八条

登録すること。

(f) 第五条に定める国際博覧会の間隔を短縮すること。

(g) 第三十三条规定により五分の四以上の締約国又は全締約国によつて受諾される改正に關して締約国が付した留保を認めること。

(h) 国際協定案を承認すること。

(i) 事務局長を任命すること。

(j) 第二十九条

(k) 事務局長を任命すること。

(l) 第二十八条

(m) 第二十七条

(n) 第二十五条

(o) 第二十三条

(p) 第二十二条

(q) 第二十一条

(r) 第二十七条

(s) 第二十六条

(t) 第二十五条

(u) 第二十三条

(v) 第二十二条

(w) 第二十一条

(x) 第二十七条

(y) 第二十六条

(z) 第二十五条

(aa) 第二十三条

(bb) 第二十二条

(cc) 第二十一条

(dd) 第二十条

(ee) 第十九条

(ff) 第十八条

(gg) 第十七条

(hh) 第十六条

(ii) 第十五条

(jj) 第十四条

(kk) 第十三条

い国際事務局の日常の事務を処理する責任を有する。事務局長は、予算案を作成し、会計報告を行い、及び自己の活動に関する報告書を総会に提出する。事務局長は、特に訴訟手続において、国際事務局を代表する。

3 総会は、事務局長のその他の権限及び責務並びに地位を決定する。

**第三十二条** 国際事務局の年次予算は、第二十八条の規定により総会が決定する。予算の決定に当たつては、国際事務局の準備金、あらゆる種類の収入並びに前会計年度から繰り越された借方及び貸方の残高を考慮する。国際事務局の経費は、これらの財源及び各締約国の分担金によつて賄われる。各締約国の分担金は、総会の決定に基づいて各締約国に割り当てられる単位数に応じて決定される。

**第三十三条** 1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案及び改正の理由は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、これらを直ちに他の締約国に通報する。

2 改正の提案は、事務局長が1の通報を行つた日の後少なくとも三箇月を経過した後に開催される総会の通常会期又は臨時会期の議題とする。

3 フランス共和国政府は、2及び第二十八条の規定により総会が採択した改正案を受諾のためすべての締約国に送付する。その改正は、締約国の五分の四がフランス共和国政府に対し受諾を通告した日に、すべての締約国について効力を生ずる。ただし、この3の規定の改正、通関規則に関する第十六条の規定の改正又は同条にいう附屬書の改正はすべての締約国がフランス共和国政府に対し受諾を通告した日に効力を生ずる。

4 改正の受諾に際して留保を付することを希望する締約国は、当該留保を国際事務局に通報する。総会は、当該留保を認めるかどうかを決定

する。総会は、国際博覧会に関する既得の地位を保つことを目的とする留保は認め、新たに特權的な地位を生じさせるおそれのある留保は認めない。留保が認められたときは、当該留保を付した締約国は、3に定める五分の四の多数の計算に当たり、改正を受諾した締約国に含める。留保が認められなかつたときは、当該留保を付した締約国は、改正を受諾しないか又は留保を付さないで改正を受諾するかのいずれか一方を選択する。

5 3の規定により改正が効力を生じたときは、その改正を受諾しなかつたいすれの締約国も、適当と判断する場合には、第三十七条の手続をとることができる。

**第三十四条** 1 この条約の適用又は解釈に関する締約国間の紛争であつて、この条約により決定権を与えられている機関が解決することができなかつたものについては、紛争当事国間で交渉を行う。

2 交渉が短期間に合意に達しない場合には、いずれかの紛争当事国が、議長に対し、問題を提起し、一人の調停人を指名するよう要請する。調停人は、解決について紛争当事国との間の合意を成立させることができない場合には、議長にあてた報告書において、紛争の性質を認定し、その範囲を画定する。

3 2の規定により合意の不成立が確認された場合には、紛争は、仲裁に付する。このため、紛争当事国に対し報告書が送付された時から二箇月以内に、いずれかの紛争当事国が、事務局長に対し、自國が選定した一人の仲裁人を明示して仲裁を提起する。他の紛争当事国は、二箇月以内に自国について一人の仲裁人を指名する。

**第三十五条** 1 いすれの締約国も、フランス共和国政府に對し書面による通告を行うことによつてこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、1の通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

3 この条約は、廢棄によつて締約国が七未満となつたときは、終了する。

4 仲裁人団は、過半数による議決で仲裁裁定を行ふものとし、可否同数のときは、居中仲裁人の決定するところによる。この仲裁裁定は、すれかの紛争当事国の要請により国際司法裁判所長が居中仲裁人を指名する。

5 いすれの国も、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、3及び4の規定によつて拘束されないことを宣言することができない。締約国は、この留保を付した国との関係において、3及び4の規定によつて拘束されない。

6 5の規定により留保を付した締約国は、寄託政府に通告することによって、いつでもその留保を撤回することができる。

**第三十六条** この条約は、国際連合の加盟国並びに国際連合に加盟していない国際司法裁判所規程の当事国、国際連合の専門機関の加盟国及び国際原子力機関の加盟国による加入のため、また、総会において投票権を有する締約国三分の一以上の多数による議決でその加入申請が承認された他の国による加入のため、開放される。加入書は、フランス共和国政府に寄託するものとし、その寄託の日に効力を生ずる。

(a) 第三十三条の規定による改正の効力発生  
(b) 前条の規定による加入

**第三十七条** 次条の規定による廢棄

(d) 第三十四条の規定により付された留保  
(e) 条約の終了

**第三十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第三十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第四十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第五十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第六十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第七十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第八十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第九十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百零九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百一十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百二十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百三十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十二条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十三条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十四条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十五条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十六条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十七条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十八条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百四十九条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百五十条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百五十一条** 第三十四条の規定により付された留保

**第一百五十ニ** 第三十四条の規定により付された留保

に課されるすべての消費税及び内国税を含む。ただし、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料及び課徴金であつて、国内産品の間接的な保護又は輸入物品に対する財政上の目的のための課税とならないものを含まない。

(b) 「一時輸入」とは、再輸出することを条件として、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限の免除を受けた一時的に輸入することをいう。

## 第二条

一時輸入は、次の物品について認められる。

(a) 国際博覧会における外國の產品の展示に関連して使用される物品。これらの物品には、次の物品を含む。

(i) 展示される外國の機械又は機器の実演に当たつて必要とされる物品  
(ii) 国際博覧会における外國の陳列館及び陳列場並びに国際博覧会に参加する外國の陳列区  
(原材の状態のものを含む) 及び裝飾用品  
並びにこれらの場所で使用する家具及び電気器具

(iii) 建設のために使用する器具及び機材並びに輸送手段であつて、国際博覧会に関連する作業に必要なもの  
(iv) 宣伝又は実演のための資材であつて国際博覧会において展示される外國の物品の宣伝のために使用されることが明らかであるもの。例えば、録音物、フィルム及びスライド並びにこれららの物品を使用するために必要な機器(通訳装置、録音機器及び教育的、科学的又は文化的な性格を有するフィルムを含む)。

(c) 国際博覧会に關連して使用される資材(通訳装置、録音機器及び教育的、科学的又は文化的な性格を有するフィルムを含む)。

第三条

前条に規定する便益は、次のことを条件として与えられる。

(a) 物品が、再輸出される際に同一性の確認をすることができるものであること。

(b) 参加国の陳列区域政府代表が、国際博覧会の閉会後の一定の期間内に再輸出されない物品に課される輸入税の支払を保証すること。この場合において、供託金は、要求されない。招請国協力理事会の下で作成された千九百六十二年十二月六日の条約に従つて発給されるATAカルネも、展示者の申請によつて認められる。

(c) 一時輸入を認めたる国の税関当局が、この附属書に定める条件を満たしていると認めること。

第四条

一時輸入を認められた物品は、この附属書に基づいて与えられる便益の対象となつてゐる間、一時輸入を認めたる国の法令が認める場合を除くほか、貸し付けてはならず、使用料又は報酬を得るために使用してはならず、また、国際博覧会の会場から移動させてはならない。これらの物品は、国際博覧会の閉会後できる限り短期間内に、遅くとも三箇月以内に、再輸出しなければならない。

税関当局は、正当な理由がある場合には、その国税の法令に定める範囲内で、この期間を延長することができる。

## 第五条

(a) 腐敗しやすい物品、著しく損傷した物品及び価値をほとんど有しない物品については、前条に定める再輸出の義務にかかるらず、税関当局の決定に従つて次のいずれかの措置がとられる

ことを条件として、再輸出は、要求されない。

(i) 相当する輸入税の納付

(ii) 一時輸入を認めたる国の国庫への無償の引渡し  
減却

もつとも、当該陳列区域政府代表の要求に

負担を伴うことなしに当局の監督の下で滅却される物品については、その物品がいかなるものであつても、再輸出の義務は、課されない。

(b) 一時輸入を認められた物品は、一時輸入を認めたる国の法令により外国から直接に輸入される物品について適用される条件及び手続に従つものである場合には、再輸出以外の目的、特に当該一時輸入を認めたる国における使用又は消費に充てることができる。

第六条

展示されている機械又は機器の実演により一時輸入された物品から国際博覧会の開催中に付隨的に得られた生産物についても、次条に規定する場合を除くほか、これらの生産物が一時輸入を認められたものとみなして、第四条及び前条の規定を適用する。

第七条

次の物品については、その輸入を認める国の税関当局が国際博覧会の性格、入場者の数及び展示者の参加の程度を勘案して当該物品の総価額及び数量が妥当なものであると認める限り、輸入税は徴収されず、輸入禁止及び輸入制限は適用されないものとし、また、一時輸入が認められているものであるときは、再輸出は、要求されない。

(a) 国際博覧会において展示される外國の物品の小型の見本(見本の形状で輸入されたものであるか、ばらく輸入されたものであるかを問わないものとおいて作られたものであるかを問わないものとし、飲食物の見本を含み、アルコール飲料、たばこ及び燃料の見本を除く)。ただし、次の条件を満たすものに限る。

(i) 国際博覧会において展示される外國の物品で、専ら、当該国際博覧会において入場者が使用され、かつ、配布を受けた入場者が使用されることは、消費するためのものであること。

(ii) 宣伝用の見本であることを確認することができるものであり、かつ、個々にはほとんど

商業上の使用には適しないものであり、また、適當な場合には、最も小型の小売用の包装に含まれている量よりも明らかに少ない量を包装したものであること。

(b) 画に規定する包装をしないで配布する飲食物の見本については、当該国際博覧会において消費されること。

(c) 国際博覧会の審査委員会の委員が展示された物品を審査し及び評定する目的で使用し又は消費するために輸入される見本。この場合において、審査及び評定を行つて、使用され又は消費される見本の性質及び数量を明示する陳列区域政府代表の證明書を提出することを条件とする。

(d) 国際博覧会において専ら実演に供するため又は展示される外國の機械及び機器の実演の際使われるため輸入される物品であつて、その実演の過程で消費され又は損壊するもの。

(e) 印刷物、カタログ、商品案内、価格表、ポスター及びカレンダー(さし絵があるかどうかを問わない)並びに枚の付いていない写真であつて、国際博覧会において展示される外國の物品の宣伝用として使用されることが明らかであるもの。ただし、国外から無償で供給される物品であつて、専ら当該国際博覧会において入場者に無償で配布するためのものであることを条件とする。

## 第八条

次の物品については、輸入税は徴収されず、輸入禁止及び輸入制限は適用されないものとし、また、一時輸入が認められているものであるとき

(a) 国際博覧会における外國の陳列に係る建設、装備、装飾、演出及び環境整備のために輸入されかつ使用される物品(塗料、ワニス、壁紙、噴霧液、花火、種子及び苗を含む)であつて、使用することにより損壊するもの。

(b) 国際博覧会の参加国が発行したカタログ、パ



る。よつて、この協定を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

### 千九百七十九年の国際天然ゴム協定

#### 前文

締約国は、新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画(注)を想起し、

特に、国際連合貿易開発会議がその第四回会期及び第五回会期においてそれぞれ採択した一次產品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)の重要性を認識し、

天然ゴムが加盟国の経済について、特に、加盟輸出国においてはその輸出、加盟輸入国にあつてはその供給の確保について有する重要性を認識し、

更に、天然ゴムの価格を安定したものとすることが生産者、消費者及び天然ゴム市場にとって有益であること並びに天然ゴムに関する国際的な協定が生産者及び消費者の双方に利益をもたらすような天然ゴム産業の成長及び発展に大いに資することのできることを認識して、

注 千九百七十四年五月一日の国際連合総会決議第三千二百一号(第六回特別会期)及び第三千三百二号(第六回特別会期)

#### 第一章 目的

千九百七十九年の国際天然ゴム協定(以下「この協定」という。)は、国際連合貿易開発会議が採択した一次產品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)に定める目的で関連を有するものを達成するため、特に、次の目的を有する。

(a) 天然ゴムの供給及び需要の間の均衡のとれだ拡大を達成すること、ひいては、天然ゴムの過剰又は不足から生ずる重大な困難の緩和

に寄与することとなること。

(b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損なう天然ゴムの価格の過度の変動を回避することにより並びに生産者及び消費者の利益と

なるよう市場の長期的傾向を乱すことなしに天然ゴムの価格を安定したものとするることに

より、天然ゴムの取引における安定した状態を達成すること。

(c) 加盟輸出国の天然ゴムによる輸出収入の安

定に寄与すること及び公正なかつ採算のとれる価格による天然ゴムの輸出量の増大により加盟輸出国の輸出収入を増加させること、ひ

いては、活発かつ持続的な天然ゴムの生産の増加を図るために必要な刺激を与えること並びに急速な経済成長及び社会開発のための資金を得ることに寄与することとなること。

(d) 加盟輸入国の需要を満たすために十分な量の天然ゴムの公正かつ妥当な価格による供給の確保を図ること並びに天然ゴムの供給についての信頼性及び継続性を向上させること。

(e) 天然ゴムの過剰又は不足が生じた場合において、加盟国が遭遇することのある経済的因素を緩和するため実行可能な措置をとること。

(f) 天然ゴム及びその加工品につき市場への進出機会及び貿易が拡大するよう努めること。

(g) 天然ゴムに関する問題についての研究及び開発を促進することにより、天然ゴムの競争力を向上させること。

(h) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通に関して改善が行われることを容易にかつ促進するよう努めることにより、天然ゴムをめぐる経済活動の効率的な発展を奨励すること。

(i) 天然ゴムの供給及び需要に影響を及ぼす問題に関する国際協力及び協議を促進すること

並びに天然ゴムに関する研究計画、援助計画その他の計画の推進及び調整を容易にすること。

と。

#### 第二章 定義

(1) 「天然ゴム」とは、ヘザ・プラジリエンス及び他の植物(他の植物については、理事会がこの協定の対象とする)とを決定することができる。(から採択された固体状又は液体状の加硫してないエラストマーをいう。

(2) 「締約国」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第五条の政府間機関をいう。

(3) 「加盟国」とは、(2)に定義する締約国をいう。

(4) 「加盟輸出國」とは、天然ゴムを輸出している加盟国で自国が加盟輸出國であると宣言したものをいう。ただし、加盟輸出國として認められる場合には、理事会の同意を得ることを条件とする。

(5) 「加盟輸入國」とは、天然ゴムを輸入している加盟国で自国が加盟輸入國であると宣言したものをいう。ただし、加盟輸入國として認められる場合には、理事会の同意を得ることを条件とする。

(6) 「機関」とは、次条に規定する国際天然ゴム理事会をいう。

(7) 「理事会」とは、第六条に規定する国際天然ゴム理事会をいう。

(8) 「特別多数票」とは、出席しがつ投票する加盟輸出國が投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(9) 「マレーシア・シンガポール・セント」とは、マレーシア・シンガポール・セントによるマレーシア・セントとシンガポール・セントとの平均値をいう。

(10) 「時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額」とは、各加盟国が機関の加盟国であつた年数を加重した各加盟国純拠出額をいう。

(11) 「政府約束」とは、緊急用緩衝在庫の資金を調達するための担保として加盟国が理事会に対して約束する資金上の義務の受けをいう。理事会は、第二十八条の規定により、自己の債務を履行するため政府約束に係る資金の提供を要請することができる。加盟国は、自己が行つた政

府約束に係る資金の提供を要請することができる。加盟国は、自己が行つた政

府約束に係る資金の提供を要請することができる。加盟国は、自己が行つた政

府約束に係る資金の提供を要請することができる。加盟国は、自己が行つた政

府約束に係る資金の提供を要請することができる。加盟国は、自己が行つた政

府約束に係る資金の提供を要請することができる。加盟国は、自己が行つた政

府約束に係る資金の提供を要請することができる。加盟国は、自己が行つた政

府約束に係る資金の提供を要請することができる。加盟国は、自己が行つた政

し、これらの定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関税地域の全体を意味するものとする。

1 この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、この協定により国際天然ゴム機関を設立する。

- 2 機関は、国際天然ゴム理事会、事務局長、職員及びこの協定に規定する他の内部機関によってその機能を當む。

3 理事会は、その第一回会期において、機関の本部をクアラ・ランプール又はロンドンのいずれに置くかにつき特別多数票による議決で決定する。

4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

1 加盟国の区分は、次のとおりとする。

第4条 機関の加盟国

(a) 加盟輸出國

(b) 加盟輸入國

2 理事会は、第二十五条及び第二十八条の規定を十分に考慮に入れ、1に定める加盟国の区分につき加盟国がその属する区分を変更する場合の基準を定める。この基準を満たす加盟国は、理事会が特別多数票による議決で同意することを条件として、その属する区分を変更することができる。

3 各締約国は、機関の单一の加盟国となる。

第五条 政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧洲経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に關して表決が行われる場合には、第十五条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票で投票権を行使する。

第四章 國際天然ゴム理事会

第六条 國際天然ゴム理事会の構成

2

- 2 各加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び随員を指名することができる。

3 一人の代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則を採択する。規則には、理事会の手続規則、第十九条に規定する委員会の手続規則、緩衝在庫の管理及び運用に関する規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。理事会は、その手続規則において、会合するとなしに特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

3 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

4 理事会は、機関の活動に関する年次報告及び適当と認めるその他の情報を公表する。

第八条 例外的事態における借り入れ

1 理事会は、認められた支出が行われる時点と必要とされる拠出が行われる時点との間のずれから生ずる緩衝在庫勘定又は運営勘定の資金の不足を補填するため、特別多數票による議決で、市中から借り入れを行なうことができる。いざれかどの加盟国からの拠出の支払が遅れた結果借り入れが行われる場合には、その借り入れにより理事会が負担する費用は、支払の延滞している当該加盟国がその拠出の支払に加えて負担する。

2 加盟国は、裁量により、1の不足を補填するために必要な資金のうち自国が負担する部分に

ついて理事会が市中から借り入れを行うことの代

- ついて理事会が市中から借入れを行うことの代わりとして、当該する勘定に直接に現金を提出することを決定することができる。

第九条 権限の委任

1 理事会は、特別多數票による議決で、第十九条の規定により設置される委員会に対し、この協定上理事会の特別多數票による議決を必要としない事項についての権限の全部又は一部の行使を委任することができる。その委任にかかわらず、理事会は、これらの委員会に委任した権限に係る事項につき、いつでも討議及び決定を行ふことができる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、1の規定により委員会に対して行つた権限の委任を撤回することができる。

第十条 他の機関との協力

1 理事会は、国際連合、その諸機関及び専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のため、適當なすべての措置をとることができる。

2 理事会は、また、適當な国際的な非政府機関との連絡を維持するための措置をとることができることとする。

第十二条 議長及び副議長

1 理事会は、各年につき、議長一人及び副議長一人を選出する。

2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟輸出国の代表のうちから、他方は加盟輸入国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てる。ただし、例外的な事態において、理事会が特別多數票による議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又はその双方の再選を妨げるものではない。

議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議

- 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が代理する。議長及び副議長の双方が同時に欠けた場合又は議長及び副議長の一方がしくは双方が恒久的に欠けることとなつた場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国との区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行ふ新規の役員を選出することができる。

第十三条 事務局長、緩衝在庫管理官、他の職員

1 理事会は、特別多數票による議決で、事務局長及び緩衝在庫管理官を任命する。

2 事務局長及び緩衝在庫管理官の任用の条件は、理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるとのとし、理事会の決定に従つてこの協定を運し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4 緩衝在庫管理官は、この協定により与えられる任務及び理事会が決定するその他の任務にき、事務局長及び理事会に対して責任を負う。緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の日々の運用について責任を負うものとし、また、この協定の目的を達成する上で事務局長が緩衝在庫の効果的な機能を確保することができるよう、緩衝在庫の運用の概略を絶えず事務局長に通報してを負う。

5 事務局長は、理事会の定める規則に従つて員を任命する。職員は、事務局長に対しても責任を負う。

ゴム産業、ゴムの取引その他ゴムに関係する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

7 事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる加盟国にも又は理事会及び第十九条の規定により設置されたる委員会以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、理事会に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控えるものとする。各加盟国は、事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対するその責任の遂行について影響を及ぼそうとしてはならない。

#### 第十四条 会期

- 1 理事会は、原則として、各年の半期ごとに一回、通常会期を開催する。
- 2 理事会は、この協定に特に定める事態に際し会期を開催するほか、その決定するとき又は次のいずれかの者による要請があるときは、特別会期を開催する。
  - (a) 理事会の議長
  - (b) 事務局長
  - (c) 過半数の加盟輸出国会期を開催する。
  - (d) 過半数の加盟輸入国
  - (e) 過半数の加盟輸出国会期を有する一又は二以上の加盟輸出国会期を有する一又は二以上の加盟輸入国
  - (f) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸入国
- 3 会期は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催される。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、理事会が負うこととなる追加の費用を支弁する。
- 4 会期の通知及び会期における議題は、少なくとも三十日前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急な場合には、会期の通知は、少なくとも七日前に送付する。

とも三十日前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急な場合には、会期の通知は、少なくとも七日前に送付する。

#### 第十五条 票の配分

- 1 加盟輸出国会期は、加盟輸入国会期は、総体として千票を有する。加盟輸入国会期は、総体として千票を有する。
- 2 いすれの加盟輸出国会も、千票のうちから一の基本票を与える。ただし、天然ゴムの年間の純輸出量が一万トン未満である加盟輸出国会に對しては、基本票を与えない。残余の票は、票の配分が行われる暦年の六暦年前からの五暦年の間に於ける各加盟輸出国会の天然ゴムの純輸出量にできる限り比例するよう、各加盟輸出国会に配分する。この場合において、当該五暦年間に於けるシンガポールの天然ゴムの純輸出量は、当該五暦年におけるシンガポールの天然ゴムの純輸出量の十三パーセントに相当するものとして算定する。
- 3 加盟輸入国会の票は、票の配分が行われる暦年の四暦年前からの三暦年間に於ける各加盟輸入国会の天然ゴムの純輸出量の平均に比例するよう、各加盟輸入国会に配分する。もつとも、各加盟輸入国に対しても、一票を与えるには当該各加盟輸入国天然ゴムの純輸出量の比率が十分でない場合であつても、一票を与える。
- 4 2及び3の規定、加盟輸入国に拠出に関する第二十八条2及び3の規定並びに第三十九条の規定の適用上、理事会は、その第一回会期において、加盟輸出国会の純輸出量に関する表を作成するものとし、加盟輸入国会の純輸入量に関する表を作成するものとし、その後は、この条の規定に従つて毎年これらの方を修正する。
- 5 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。3に定める場合を除くほか、〇・五未満の端数は切り捨て、〇・五以上の端数は切り上げる。
- 6 理事会は、各会計年度の第一回会期の始めに、この条の規定に従い当該会計年度について加盟輸入国会の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならぬ。

除くほか、当該会計年度の残余の期間有効なものとする。

7 機関の加盟国構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、影響を受ける加盟国区分についてその票をこの条の規定に従つて再配分する。

8 第六十五条の規定に基づく加盟国除名又は第六十三条若しくは第六十四条の規定による加盟国脱退の結果加盟国いすれかの区分における残余の加盟国貿易比率の合計が八十パーセント未満に減少する場合には、理事会は、会合するものとし、特に、残余の加盟国に不当な財政上の負担を生じさせることなしに緩衝在庫の効果的な運用を維持することの必要性を含め、この協定に定める条件及びこの協定の将来について決定を行う。

9 第十六条 投票手続

- 1 各加盟国は、自國が理事会において有するすべての票を投する権利を有するが、この権利を行使するに当たつては、票を分割してはならない。
- 2 加盟輸出国会は他の加盟輸出国会に対し、また、加盟輸入国会は他の加盟輸入国会に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会期又は会合において自國の利益を代表し及び自國の投票権行使することを委任することができる。
- 3 他の加盟国からその票の投票を委任された加盟国は、その委任の範囲内で投票を投する。
- 4 加盟輸入国会は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。

#### 第十七条 定足数

- 1 理事会の会合においては、過半数の加盟輸出国会であつて加盟輸出国会の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国会であつて加盟輸入国会の総票数の三分の二以上を有するものとみなし。
- 2 専門家協議会は、特に緩衝在庫の運用及び委員会に助言及び援助を与えることができるようにしておく。
- 3 専門家協議会の構成、任務及び運営規則は、理事会が決定する。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、三日目以降の会合においては、過半数の加盟輸出国会であつて加盟輸出国会の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3 前条2の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

#### 第十八条 決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

2 加盟国が第十六条の規定を適用して票を理事会の会合において投する場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなす。

#### 第十九条 委員会の設置

- 1 この協定により、次の委員会を設置する。
  - (a) 運営に関する委員会
  - (b) 緩衝在庫の運用に関する委員会
  - (c) 統計に関する委員会
  - (d) 他の措置に関する委員会
- 2 各委員会は、理事会は、また、特別多數票による議決で、これより外の委員会を設置することができる。
- 3 各委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、理事会は、特別多數票による議決で、各委員会の構成国及び付託事項を決定する。
- 4 加盟輸出国会及び加盟輸入国会のゴム業界から選ばれた専門家で構成する協議会を設置する。
- 5 専門家協議会は、特に緩衝在庫の運用及び委員会に助言及び援助を与えることができるようにしておく。
- 6 理事会は、加盟輸出国会及び加盟輸入国会の会合においては、過半数の加盟輸出国会であつて加盟輸出国会の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国会であつて加盟輸入国会の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

## 第五章 特権及び免除

### 第二十一条 特権及び免除

- 1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴え提起する能力を有する。
- 2 機関は、この協定の効力発生の日の後できる限り速やかに、機関並びに事務局長、職員及び専門家並びに加盟国の代表団の地位、特権及び免除であつてその任務の遂行のため通常必要とされるものに関する協定（以下「本部協定」という。）を機関の本部が置かれる国（以下「接受政府」という。）と締結するよう努める。
- 3 機関は、本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の國の法律に反しない範囲内で免除するよう接受政府に要請する。
- 4 機関は、また、この協定を適正に機能させるために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを二以上の政府と締結することができる。
- 5 機関の本部が他の国に移転する場合には、当該他の国（政府は、理事会が承認する本部協定を機関とできる限り速やかに締結する。）
- 6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。
- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) その政府が接受政府である国から機関の本部が移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合
- 第六章 勘定及び会計検査
- 第二十二条 勘定
- 1 この協定の実施及び運用のため、次の二の勘定を置く。
- (a) 緩衝在庫勘定
- (b) 運営勘定
- 2 緩衝在庫の創設、運用及び維持に係る次の取

### 第二十八条 の規定に基づく加盟国からの提出、第八条の規定に基づく緩衝在庫勘定のための借入れ、当該借入れに係る元本及び利子の支払、緩衝在庫からの売却による収入、緩衝在庫勘定からの預託に係る利子、在庫の取扱いに要する費用、委託手数料、保管、輸送及び取扱いに要する費用、保険料並びに入換えに要する費用

もつとも、理事会は、特別多數票による議決で、緩衝在庫の取引又は運用に帰せられるその他種類の収入又は支出を緩衝在庫勘定に記帳することができる。

3 この協定の実施に係る他の収入及び支出は、運営勘定に記帳する。この支出は、原則として、第二十五条の規定に従つて決定される加盟国の分担金によつて負担される。

4 機関は、理事会又は第十九条の規定により設置される委員会に対する代表団又はオブザーバーの経費を負担する義務を負わない。

### 第二十三条 支払の形式

運営勘定及び緩衝在庫勘定に対する現金の支払については、自由利用可能通貨により又は主要な外国為替市場において自由利用可能通貨に交換することができる通貨により行うものとし、外貨為替上の制限を課さない。

### 第二十四条 会計検査

- 1 理事会は、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。
- 2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定及び緩衝在庫勘定の決算書は、各会計年度の終了後、できる限り速やかに（ただし、三箇月を経過した後）、加盟国が利用することができるようにするものとし、理事会がその後開催される最初の会期において適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要是、その後に公表する。

## 第七章 運営勘定

### 第二十五条 予算に係る分担金

1 理事会は、この協定の効力発生の日の後の第一次会期において、その効力発生の日から最初の会計年度の末日までの期間についての運営勘定の予算を承認するものとし、その後は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の運営勘定の予算を承認する。理事会は、2の規定に従い、運営勘定の予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する各加盟国の票数の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に當たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮しないで算定する。

3 この協定の効力発生の日の後に加盟国となる政府の運営予算に係る最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、他の加盟国の分担金の額は、変更してはならない。

### 第二十六条 運営予算に係る分担金の支払

- 1 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、理事会がその第一回会期において決定する日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の最初の日に生ずる。この協定の効力発生の日の後に加盟国となる政府の分担金の額は、前条3の規定に従つて決定するものとし、当該会計年度についての支払の義務は、理事会が決定する日に生ずる。
- 2 加盟国が1の規定による分担金の支払の義務を、理事会が決定する日に生ずる。加盟国が1の規定による分担金の支払の義務を、理事会が決定するものとし、当該会計年度についての支払の義務は、理事会が決定する日に生ずる。

### 第八章 緩衝在庫

#### 第二十七条 緩衝在庫の規模

この協定の目的を達成するため、国際的な緩衝在庫を設置する。緩衝在庫の総量は、五十五万トンとする。緩衝在庫は、価格を安定させるために市場に介入する上でのこの協定における唯一の手段とするものとし、次の構成をとる。

- (a) 四十万トンの通常用緩衝在庫  
(b) 十五万トンの緊急用緩衝在庫

### 第二十八条 緩衝在庫の費用の負担

- 1 加盟国は、前条の規定に基づいて設置される五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用を負担することを約束する。
- 2 通常用緩衝在庫の費用及び緊急用緩衝在庫の費用は、いわゆる加盟輸出国の区分と加盟輸入国との区分とで平等に負担する。緩衝在庫勘定に対する加盟国（の）の拠出額は、3及び4に定める場合を除くほか、理事会における票数の比率に従



ント未満の端数は、四捨五入する。

6 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日の後三十箇月の間については、下方指示価格は一キログラム当たり百五十マレイシアリシンガポール・セントとし、上方指示価格は一キログラム当たり二百七十マレイシアリシンガポール・セントとする。

第三十一条 緩衝在庫の運用

1 第三十三条に規定する市場の指標価格が、前条に定める価格帯又は次条及び第四十条の規定に従つて改定された価格帯との関係において上方介入義務価格に等しい場合又はこれを上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が上方介入義務価格を下回るに至る時まで天然ゴムを売りに出すことにより上方介入義務価格を守る。

(b) 上方介入義務価格を上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、上方介入義務価格を守るため天然ゴムを売却することができる。

(c) 上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間に価格である場合には、緩衝在庫管理官は、第三十六条に定める在庫の入換えについての責任を果たす場合を除くほか、天然ゴムの購入及び売却のいづれも行つてはならない。

(d) 下方介入価格を下回っている場合には、緩衝在庫管理官は、下方介入義務価格を守るため天然ゴムを購入することができる。

(e) 下方介入義務価格に等しい場合又はこれを行つてはならない。

2 理事会は、緩衝在庫に係る購入又は売却が十万トンに達した場合には、特別多数票による議決で、それぞれ、次のいずれの価格で緊急用緩衝在庫の運用を開始するかにつき決定を行う。

3 (a) 下方介入義務価格又は上方介入義務価格の間の価格  
 (b) 下方介入義務価格と上方指示価格との間の価格  
 (c) 基準価格

4 理事会が2の規定に従つて特別多数票による議決で決定を行わない限り、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方指示価格と下方介入義務価格との間の中央程度の価格となつた時に緊急用緩衝在庫の運用を開始し下方指示価格を守るように緊急用緩衝在庫を使用する。

5 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のいずれについても、市場の指標価格が下方指示価格を下回ることのないよう、また、上方指示価格を上回ることのないよう、緩衝在庫の有するすべての機能は、十分に活用する。

6 緩衝在庫管理官による購入及び売却は、確立された商業市場を通じて実勢価格により行うものとし、また、遅くとも三箇月以内に引き渡される現物のゴムを対象として行う。

7 理事会は、緩衝在庫の運用を容易にするため、確立されたゴム市場のある場所に及び承認された倉庫の置かれる場所に、必要に応じ、支部及び緩衝在庫管理官の事務所を設置する。

8 緩衝在庫の取引に関する情報には、緩衝在庫のすべての運用（在庫の入換えを含む。）に係る量、価格、品種、等級及び市場に関する情報を含める。緩衝在庫勘定の資金状況に関する情報には、預託及び借入れに係る利率及び条件並びに使用通貨に関する情報並びに第二十二条2に規定する事項についての他の関連情報を含める。

第三十二条 価格帯の検討及び改定

1 基準価格の検討及び改定は、このAの規定に従い、市場の傾向又は緩衝在庫の純変動量に基づいて行う。基準価格は、この協定の効力発生の日の後十八箇月ごとに理事会が検討する。

(a) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間にある場合には、基準価格は、改定してはならない。

(b) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が下方介入価格を下回っている場合には、基準価格は、検討の時点における基準価格からその五パーセントに相当する価額を減じた価格に自動的に改定する。ただし、理事会が特別多数票による議決で基準価格を異なる百分率により下方に調整することを決定する場合は、この限りでない。

(c) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格を上回っている場合には、基準価格は、検討の時点における基準価格にその五パーセントに相当する価額を加えた価格に自動的に改定する。ただし、理事会が特別多数票による議決で基準価格を異なる百分率により下方に調整することを決定する場合は、この限りでない。

2 理事会は、このBに定める検討に当たり、特別多数票による議決で、下方指示価格及び上方指示価格を改定することができます。

3 (a) この協定の効力発生の日の後三十箇月ごとに、緩衝在庫の購入又は売却の速度の変更  
 (b) 基準価格の改定  
 (c) 緩衝在庫の購入又は売却の速度の変更

4 基準価格の調整は、いかなる理由があつても、調整後の下方介入義務価格が下方指示価格を下回り又は調整後の上方介入義務価格が上方指示価格を上回ることとなるものであつてはならない。

5 理事会は、このBに定める検討に当たり、特別多数票による議決で、下方指示価格及び上方指示価格を改定することができます。

6 理事会は、指示価格の改定が市場の傾向及び条件の変化に即して行われることを確保する。このこととの関連において、理事会は、天然ゴムの価格、消費、供給、生産費及び在庫の傾向、緩衝在庫に保有される天然ゴムの量並びに緩衝在庫勘定の資金状況を考慮に入れる。

7 下方指示価格及び上方指示価格は、次の場合に検討する。

(a) この協定の効力発生の日の後三十箇月ごとに、例外的な事態においては、理事会において二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国の要請がある場合

(b) 基準価格につき、(i)下方指示価格の最後の改定の日の後若しくはこの協定の効力発生の

日の後下方に、若しくは上方指示価格の最後の改定の日の後若しくはこの協定の効力発生の日の後上方に、3の規定による少なくとも三パーセントに係る改定及び1の規定による少なくとも五パーセントに係る改定が行われる場合又は1、2若しくは3の規定による日の後六十日間における日ごとの市場の指標価格の平均がそれ下方介入価格を下回つてること又は上方介入価格を上回つてることを条件とする。

5から7までの規定にかかわらず、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間ににおける日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を下回つている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、上方への改定は、行つてはならない。同様に、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間ににおける日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を上回つている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、下方への改定は、行つてはならない。

### 第三十三条 市場の指標価格

1 日ごとの市場の指標価格を設定する。日ごとの市場の指標価格は、クララ・ランプール、ロンドン、ニューヨーク及びシンガポールの各市場における日ごとの当月限物の公式の価格を複合したもの、すなわち、天然ゴムの市場を反映したものとする。日ごとの市場の指標価格は、当初は、RSS一号、RSS三号及びTSR二十番の価格を基礎として算定するものとし、それぞれについての加重値は、均等なものとする。すべての建値は、マレイシア・シンガポール通貨によるマレイシア港シンガポール港本船渡し価格に換算する。

2 理事会は、日ごとの市場の指標価格の算定につき品種・等級の構成及び加重値並びに計算方法を検討するものとし、また、特別多数票による議決で、日ごとの市場の指標価格を天然ゴムの市場を反映したものとすることを確保するためこれらを変更することができる。

3 最近の五市場日における日ごとの市場の指標価格の平均がこの協定に規定する価格を上回つている場合、これに等しい場合又はこれを下回つている場合には、市場の指標価格は、それを当該この協定に規定する価格を上回つている場合に等しいとされこれを下回つているとみなす。

### 第三十四条 緩衝在庫の構成

1 理事会は、この協定の効力発生の日の後の第一回会期において、次の(a)及び(b)の基準に従い、緩衝在庫として用いるくん煙シート(RSS)及び技術的格付ゴム(TSR)の国際的に認められた標準的な品種・等級を指定する。

(a) 指定される品種・等級は、(a)の規定により認められるすべての品種・等級で前曆年の天然ゴムの貿易量の少なくとも三パーセントに相当する量を占めているものとする。

(b) 指定される品種・等級は、(a)の規定により認められるすべての品種・等級で前曆年の天然ゴムの貿易量の少なくとも三パーセントに相当する量を占めているものとする。

2 緩衝在庫は、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することでのできる場合に限り、緩衝在庫は、加盟輸出国の双方の領域に置く。緩衝在庫の加盟国間の配置については、費用の最小化を図るとともにこの協定の目的である安定化を達成することができるような方法で行う。

3 緩衝在庫は、その品質を商業上の見地から高い水準に維持するため、理事会によつて決定される基準に基づいて承認される倉庫にのみ保管する。

4 理事会は、また、緩衝在庫の置かれている場所について定期的に検討するものとし、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することができるよう、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の置かれている場所を変更するよう指示することができる。

### 第三十六条 緩衝在庫の入換え

1 加盟国が緩衝在庫勘定に対する拠出の義務をその支払期限が満了する日までに履行しない場合には、当該加盟国は支払が延滞しているものとみなされる。六十日以上支払が延滞している場合には、緩衝在庫の運用は、この条の規定に基づいて課された制限なしに再開する。

2 加盟国が緩衝在庫勘定に対する拠出に係る制裁

1 加盟国が緩衝在庫勘定に対する拠出の義務をその支払期限が満了する日までに履行しない場合には、当該加盟国は支払が延滞しているものとみなされる。六十日以上支払が延滞している場合には、緩衝在庫の運用は、この条の規定に基づいて課された制限なしに再開する。

2 1に規定する六十日以上支払が延滞している加盟国の理事会における投票権その他の権利は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。

3 支払が延滞している加盟国は、支払期限が満了するものとし、この場合において、緩衝在庫の入換えに要する費用及び入換えが市場の安定に及ぼす影響に適切な考慮を払う。入換えに要する費用は、緩衝在庫に保管されている天然ゴムを入れ換えるものとし、この場合において、緩衝在庫の入換えに要する費用及び入換えが市場の安定に及ぼす影響に適切な考慮を払う。入換えに要する費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。

### 第三十七条 緩衝在庫の運用の制限又は停止

1 理事会は、第三十一条の規定にかかわらず、理事会に対し緩衝在庫の構成を変更するよう指示することができる。

2 第三十五条 緩衝在庫は、加盟輸出国緩衝在庫は、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することでのできる場合において、同条の規定に基づく緩衝在庫の運用によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるとときは、特別多数票による議決で、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

3 緩衝在庫は、その品質を商業上の見地から高い水準に維持するため、理事会によつて決定される基準に基づいて承認される倉庫にのみ保管する。

4 理事会は、緩衝在庫の運用の制限又は停止には、特別多数票による議決で、緩衝在庫管

理官に対し緩衝在庫の構成を変更するよう指示することができる。

5 第三十五条 緩衝在庫は、加盟輸出國緩衝在庫は、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することでのできる場合において、同条の規定に基づく緩衝在庫の運用によつてはこの協定の目的が達成されないと認めると、これに等しいとされこれを下回つているとみなす。

6 第三十六条 緩衝在庫の構成

7 第三十七条 緩衝在庫の運用の制限又は停止

了する日の後についての接受国におけるプライム・レートによる利子を負担する。もつとも、延滞に係る額が第八条の規定に基づく理事会の借入れによつて補填される場合には、支払が延滞している加盟国は、当該借入れに係る利子を負担する。他の加盟輸入国及び加盟輸出国による当該額の補填は、自発的に行われるものでなければならぬ。

4 六十日以上支払が延滞していただ加盟国の投票権その他の権利は、延滞していた支払が行われたと理事会が認める場合には、回復する。他の加盟国が延滞に係る額を補填していただ場合には、当該他の加盟国は、完全に返済を受ける。

第三十九条 緩衝在庫勘定に対する拠出の調整

1 理事会は、各会計年度の第一回会期における投票の再配分に当たり、この条の規定により、各加盟国が緩衝在庫勘定に対し行つた拠出について必要な調整を行う。このため、事務局長は、次の額を算定する。

(a) 各加盟国の純拠出額。この額は、この協定の拠出の合計額から2の規定により各加盟国に返還された額を減することによつて算定する。

(b) 総純拠出額。この額は、すべての加盟国との純拠出額を合計することによつて算定する。

(c) 各加盟国の改定純拠出額。この額は、第十一条の規定により改定された各加盟国の理事会における票数の比率に基づき及び第二十八条の規定に従い、総純拠出額を加盟国に配分することによつて算定する。もつとも、この条の規定の適用上、各加盟国の票数の比率は、いずれかの加盟国への投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮しないで算定する。

加盟国の純拠出額がその改定純拠出額を超える

場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定から差額の返還を受ける。加盟国の改定純拠出額がそれを超える場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定に差額を支払う。

2 理事会は、第二十九条2及び3の規定に考慮を払つた上で当該時点から四箇月の間緩衝在庫を運用するために必要な資金の額を超える純拠出額が存在すると決定する場合には、この起過額から同条の当初拠出の額を減じた額を返還する。ただし、理事会が、特別多數票による議決で、返還をしないと又はこれよりも少ない額を返還すると決定する場合は、この限りでない。

3 加盟国が要請する場合には、当該加盟国が受けける権利を有する返還額は、緩衝在庫勘定に保留することができる。加盟国が自国に対する返還額を緩衝在庫勘定に保留することを要請する場合には、当該返還額は、第二十九条の規定により将来要請される拠出の額から控除される。

4 事務局長は、1及び2の規定により調整が行われた結果必要となつた支払又は返還につき、直ちに加盟国に通告する。加盟国による支払又は加盟国に対する返還は、事務局長による通告の日から六十日以内に行う。

5 緩衝在庫勘定における現金の額(借入れがあつた場合には、借入者が返済された後の額)が加盟国により支払われた総計純拠出額を超える場合には、この余剰資金は、この協定の終了の際に配分される。

第四十条 緩衝在庫及び為替相場の変動

1 マレイシア・リンギット・シンガポール・ドルと天然ゴムの主要な輸出国又は輸入国である加盟国の通貨との間の為替相場の変動により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、

事務局長は、第三十七条の規定により理事会の特別会期を招集するものとし、また、加盟国は、

第十四条の規定に基づき特別会期の開催を要請することができる。理事会は、十日以内に会合し、第三十七条の規定に基づいて事務局長がとった措置を追認し又は解除するものとし、また、第三十二条1の第一文及び同条6の第一文の原則に従い、特別多數票による議決で、適当な措置(価格帯の改定を含む。)をとることを決定することができる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、理事会の適時の招集を確保することのみを目的として、1の為替相場が著しく変動したと決定するための方式を定める。

3 マレイシア・リンギット・シンガポール・ドルとの為替相場上の乖離により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、理事会は、状況を検討するために会合するものとし、單一の通貨の採用につき検討することができる。

第四十一条 緩衝在庫勘定の清算手続

1 緩衝在庫管理官は、この協定の終了の際に、この条の規定に従い緩衝在庫勘定の資産を清算するため又は当該資産を天然ゴムに関する新たな国際協定の下に移転させるための費用の総額を見積るものとし、当該総額を別個の勘定に保留下おく。緩衝在庫勘定の残高が当該費用を支弁するために十分でない場合には、緩衝在庫管理官は、必要な追加額を調達するために十分な量の天然ゴムを緩衝在庫から売却する。

2 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、次の方式により算定する。

(a) 緩衝在庫の価額は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムの総量の価額とする。この価額は、品種・等級別の天然ゴムの量に、第三十三条にいう各市場における品種・等級別の天然ゴムの時価のうちこの協定の終了の日に立つ三十市場日中の最低値であるものを乗じた価額を合計して算定する。

(b) 緩衝在庫勘定の価額は、緩衝在庫の価額に現金資産の額を加えた価額から1の規定により保留される額を減じた価額とする。

(c) 各加盟国の純拠出額は、この協定の有効期間中各加盟国が行つた拠出の合計額から第三十九条の規定により返還された額の合計額を合計した額を上回る場合又は下回る場合に減じた額とする。

(d) 緩衝在庫勘定の価額が各加盟国の純拠出額を合計した額を上回る場合又は下回る場合に不足分又は余剰分又は不足分は、この協定に定義する時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額に比例して加盟国に割り当てる。

(e) 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、各加盟国の純拠出額につき緩衝在庫勘定の(d)の不足分又は余剰分のうち各加盟国に割り当てられた額に係る減額又は増額をした額から、各加盟国のために理事会が行つた借り入れのうち返済されていないものに係る債務(債務がある場合)の額を減じた額とする。

この協定がその終了後直ちに天然ゴムに関する新たな国際協定によって置き替えられるとなる場合には、理事会は、特別多數票による議決で、新たな国際協定に参加する意思を有する加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分を新たな国際協定の必要とするところに従つて新たな国際協定の下に効率的に移転させることを確保するための手続を採択する。新たな国際協定に参加することを希望しない加盟国は、自國が緩衝在庫勘定について有する持分につき、次のように方法により支払を受ける権利を有する。

(a) 緩衝在庫勘定に対する各加盟国の純拠出額を合計した額に占める当該加盟国の持分の百分率に比例して、二箇月以内に、使用することができる現金から支払を受ける。

(b) 秩序立つた売却によつて又は新たな国際協定の下への時価による移転によつて緩衝在庫を処分することにより得られる純収益から支払を受ける。その処分は、十二箇月以内に完了させる。

## 官報(号外)

ただし、理事会が特別多数票による議決で(a)規定に基づく支払の額を増加することを決定する場合は、この限りでない。

4 この協定が緩衝在庫に関する規定を有する天然ゴムに関する新たな国際協定に置き替えられることなく終了する場合には、理事会は、特別多数票による議決で、第六十七条7の規定による最長の期間内に次の条件に従つて行われる緩衝在庫の秩序立つた処分を規律する手続を探査する。

(a) 天然ゴムは、新たに購入してはならない。

(b) 機関は、新たな費用を負担してはならない。ただし、緩衝在庫の処分に要する費用は、この限りでない。

5 緩衝在庫勘定の残余の現金は、2の規定により算定される各加盟国の持分に比例してそれが加盟国に直ちに分配する。もとより、この規定は、6の規定に基づきいずれかの加盟国が天然ゴムを受け取ることを選擇する権利を害するものではない。

6 各加盟国は、理事会が採択する手続に従い、自國が緩衝在庫勘定の資産について有する特につき、その全部又は一部を現金により受け取ることに代えて天然ゴムを受け取ることを選択することができる。

7 理事会は、加盟国が緩衝在庫勘定について有する特分に係る調整及び支払のための適切な手続を採択する。調整に当たつては、次の事項を考慮する。

(a) 2(a)に規定する天然ゴムの価格と緩衝在庫の全部又は一部が緩衝在庫の処分に関する手続に従つて売却される価格との乖離。

(b) 清算の費用の見積額と実際の額との相違。

8 理事会は、緩衝在庫勘定に係る最後の取引の後三十日以内に会合し、加盟国についての最終的な会計上の決済をその会合の後三十日以内に終えるようにする。

**第九章 共通基金との関係**

**第四十二条 共通基金との関係**

共通基金が活動を開始する場合には、理事会は、共通基金において定められる原則に従つて共通基金の制度を十分に利用する。理事会は、このため、共通基金との提携協定のための相互に受諾可能な条件について共通基金と交渉する。

**第十章 供給措置**

**第四十三条 供給の確保**

1 加盟輸出国は、消費者に天然ゴムが継続的に供給されることを確保する政策及び計画を可能な限り追求することを約束する。

2 加盟輸出国は、技術の進歩及び市場の発展に応じ、天然ゴムの品質を向上させるよう並びに天然ゴムの品質に関する規格及び天然ゴムの製品の供給をできる限り迅速に増加させることを確保するためにとることのできる適切な措置を勧告することができる。

**第四十四条 他の措置**

1 この協定の目的を達成するため、理事会は、加盟生産国が生産、生産性及び販売の増大及び改善を通じて天然ゴムをめぐる経済活動を発展させることを促進し、ひいては、加盟生産国への輸出収入を増加させ、同時に、供給の信頼性を向上させることを目指とする適当な措置及び方法を選定し及び提案する。

2 このため、他の措置に関する委員会は、次のものを決定するために経済的及び技術的分析を行う。

(a) 加盟輸出国及び加盟輸入国の利益となる天然ゴムの研究及び開発に関する総合計画及び事業計画(特定の分野における科学的研究に関する活動を含む)。

(b) 天然ゴム産業の生産性を向上させるための情報(関連分野についてのためには、公表する。

**第十一章 国内政策に関する協議**

**第四十五条 協議**

理事会は、加盟国が要請する場合には、天然ゴムの供給又は需要に直接に影響を及ぼす天然ゴムに関するいのちの政府の政策についても協議する。理事会は、加盟国の検討に供するため、理事会の勧告を加盟国に送付することができる。

**第十二章 統計、研究及び情報**

**第四十六条 統計、研究及び情報**

1 理事会は、天然ゴム及びその関連分野につき、この協定を十分に機能させるために必要な統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 理事会は、また、少なくとも半年に一回、すべての種類及び等級の天然ゴムにつき、その後六箇月の間の生産、消費、輸出及び輸入の予測を行う。理事会は、この予測を加盟国に通報する。

3 理事会は、天然ゴムの生産、消費、貿易、販売及び価格の傾向に関する研究並びに世界の天然ゴムをめぐる経済活動の短期及び長期の問題に関する研究を行い又はこれらの研究を行ったために適当な措置をとる。

**第十四章 年次検討**

**第四十九条 年次検討**

1 理事会は、毎年、第一条に定める目的に照らし、この協定の実施について検討するものとして、その検討の結果を加盟国に通報する。

2 理事会は、1の通報の後、加盟国に對して勧告を行い、その後、自己の権限の範囲内でこの協定を一層効果的に実施するための措置をとることができる。

**(c) 供給される天然ゴムの品質を向上させるための並びに天然ゴムの品質に関する規格及び天然ゴムの製品形態の統一を達成するための方法及び手段**

(d) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通を改善するための方法

3 理事会は、1の措置及び方法に係る資金の所要額について検討するものとし、十分な資金が国際金融機関、共通基金(設立された場合)の第二勘定その他の適当な資金源から提供されるとを促進しつつ容易にするよう努める。

4 理事会は、適当な場合には、この条の規定による特定の措置の実施を促進するため、加盟国及び国際機関その他の機関に対し勧告を行うことができる。

5 他の措置に関する委員会は、理事会が決定したその実施の促進及び勧告に係る措置についての進捗状況を定期的に検討するものとし、その検討につき理事会に報告する。

**第十四章 年次評価**

1 理事会は、加盟国の提供する情報並びに関係機関(国際ゴム研究会を含む)及び商品取引所と緊密な関係を確立する。

2 理事会は、天然ゴム又はその関連製品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵すこととなるいかなる情報を公表されないことを確保するよう努める。

3 第四十七条 年次評価

1 理事会は、加盟国の提供する情報並びに関係する政府間機関及び国際機関からの情報を参考して、世界の天然ゴム事情及び天然ゴムの関連分野に関する年次評価を作成し及び公表する。

2 理事会は、また、少なくとも半年に一回、すべての種類及び等級の天然ゴムにつき、その後六箇月の間の生産、消費、輸出及び輸入の予測を行う。理事会は、この予測を加盟国に通報する。

3 理事会は、天然ゴムの生産、消費、貿易、販売及び価格の傾向に関する研究並びに世界の天然ゴムをめぐる経済活動の短期及び長期の問題に関する研究を行い又はこれらの研究を行ったために適当な措置をとる。

**第十五章 附則**

1 理事会は、1の通報の後、加盟国に對して勧告を行い、その後、自己の権限の範囲内でこの協定を一層効果的に実施するための措置をとることができる。

## 第三章 雜則

## 第四十九条 加盟国的一般的義務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するように最善の努力を払ひ及び協力するものとし、この協定の目的に反するいかなる行動もとつてはならない。

2 加盟国は、特に、生産者及び消費者の双方の利益となるよう、天然ゴムをめぐる経済活動についての成長及び近代化を促進するため、当該経済活動に関する状況を改善するよう並びに天然ゴムの生産及び利用を奨励するよう努める。

3 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾するものとし、これらの決定を制限する効果又はこれららの決定に反する効果を有することとなる措置をとらない。

## 第五十条 貿易に対する障害

1 理事会は、第四十七条に規定する世界の天然ゴム事情に関する年次評価に従い、生の、半加工をした又は変性加工をした天然ゴムの貿易の拡大に対する障害となつてゐるものと認定する。

2 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対し、貿易に対する障害を漸進的に除去し及び可能なときは撤廃するため相互に受諾可能なかつ実行可能な措置を適当な国際的な場において探求するよう勧告することができる。理事会は、勧告によりもたらされた結果を定期的に検討する。

## 第五十一条 天然ゴムの輸送及び天然ゴム市場の構造

理事会は、市場に対する規則的な供給を確保し及び製品の販売に係る費用を軽減するため、合理的かつ平衡な運賃の実現及び輸送体制の改善を奨励しつつ容易にするものとする。

## 第五十二条 特別の経済措置

開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により本国の利益が著しく害された場合には、理事会に対し、適

当な特別の経済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)III-3及び4に定めるところに従つて適当な特別の経済措置をとることにつき検討する。

## 第五十三条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急な事態又は不可抗力のため加盟国との協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務が履行不可能である理由に関する加盟国の説明を認容したときは、特別多數票による議決で、その義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づき加盟国との義務を免除するに当たり、その免除の条件、期間及び理由を明示する。

第五十四章 公正な労働基準  
第五十五条 苦情

## 加盟国は、自國の天然ゴム部門における労働者の生活水準を向上させることとなる労働基準を維持するよう努力することを宣言する。

## 第十四章 苦情及び紛争

加盟国は、いかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる者の者で構成する。

(i) 加盟輸出國が指名する二人の者。これらのうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入國が指名する二人の者。これらは、加盟輸出國が指名する者と同様の資格を有する者とする。

(iii) 及び(iv)の規定に従つて指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)

(v) 加盟国及び非加盟國の國民は、諮詢委員会の構成員となる資格を有する。

(a) 当該加盟国が理事会において有する投票権を停止すること及び、必要と認めるときは、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、

当該加盟国との他の権利(理事会又は第十九条の規定により設置される委員会の役員の地位を保持する権利及びこれらの委員会の構成員に選出される権利を含む。)を停止する。

(b) 違反がこの協定の実施を著しく妨げている場合には、第六十五条の規定に基づく措置をとること。

## 第五十六条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて関係加盟国との間で解決されないものは、当該紛争の当事国であるいかの加盟国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国であつて総投票数の三分の一以上を有するものは、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行つての先立つて係争中の問題につきの規定により構成される諮詢委員会の意見を求めるよう要求することができる。

## 第五十七条 署名

この協定は、千九百八十年一月二日から六月三十日まで、国際連合本部において、千九百七十八年の国際連合天然ゴム会議に招請された政府による署名のために開放しておくる。

## 第五十八条 寄託者

国際連合事務総長は、ここにこの協定の寄託者として指名される。

## 第五十九条 批准、受諾及び承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自國の憲法上又は組織上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十年九月三十日までに寄託者に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかつた署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができるものとする。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自國が加盟輸出國又は加盟輸入國のいずれであるかを宣言する。

4 (d) 諒問委員会の費用は、機関が支弁する。

5 諒問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を探査した後、特別多數票による議決で、当該紛争について決定を行う。

## 第五十九章 最終規定

この協定は、千九百八十年一月二日から六月三十日まで、国際連合本部において、千九百七十八年の国際連合天然ゴム会議に招請された政府による署名のために開放しておくる。

6 (d) 諒問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を探査した後、特別多數票による議決で、当該紛争について決定を行う。

7 第六十条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託することができる。政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的にしかし完全に適用する旨を、いつでも寄託者に通告する

昭和五十五年四月二十四日 衆議院会議録第二十一号(一) 千九百七十九年の国際天然ガス協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八九

2  
1の規定にかかるらず、いずれの政府も、この協定を自國の憲法上又は立法上の手続による制限の範囲内においてのみ適用する旨を、暫定的適用の通告書に明記することができる。もつとも、当該政府は、運営勘定に係るすべての資金上の義務を履行する。このような暫定的適用の通告を行つた政府は、この協定の暫定的効力が発生の日から十八箇月を経過した後においては暫定的加盟国としての資格を有することができない。当該十八箇月の期間内に緩衝在庫勘定に対する資金の拠出を要請する場合がある場合は、理事会は、この2の規定に基づいて暫定的加盟国としての資格を有している政府の地位について決定を行う。

一  
号二  
千九百七十九年の国際天然ゴム協定の締結  
以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。  
この場合において、この協定は、1の規定に基づいて確定的に効力を生ずる場合又は理事会が4の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、十八箇月の期間暫定的に効力を有する。

(a) で、次のことを決定する。

(b) この協定の全部又は一部をその時における加盟国間で確定的に効力発生させること。

この協定の全部又は一部につき、暫定的効力発生の状態をその時における加盟国間で更に一年間継続させること。

4  
改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会が定める期限に関する2の規定にかかるわらず、加盟国は、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。ただし、通告が改正の効力発生前に行われることを禁止する。

金上の義務を履行する。このような暫定的適用の通告を行つた政府は、この協定の暫定的効力の発生の日から十八箇月を経過した後においては暫定的加盟国としての資格を有することができない。当該十八箇月の期間内に緩衝在庫勘定に対する資金の拠出を要請する場合がある場合は、理事会は、この 2 の規定に基づいて暫定的加盟国としての資格を有している政府の地位について決定を行う。

3

国際連合事務総長は、この協定が 2 の規定に基づいて千九百八十年十月一日から二年以内に暫定的に効力を生じなかつた場合には、その後の実行可能と認める最も早い時に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府及び一千九百七十八年の国際連合天然ゴム会議に参加した他の政府による会合を招集する。その会合は、この協定の全部又は一部を特定の政府の間で暫定的又は確定的に効力させるため

5 この協定は、この協定の効力発生日の後批  
准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政  
府については、その寄託の日に効力を生ずる。  
6 國際連合事務総長は、この協定の効力発生の  
日の後できる限り速やかに、理事会の第一回会  
期を招集する。

を完了することが困難であるため改正の効力を発生の日までに受諾することができなかつた旨の該加盟国の中立を理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

1 この協定は、附属書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十ペーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附属書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の八十ペーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百八十年十月一日までに又はその後のいずれかの日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定に係る資金上の約束を完全に引き受けた場合には、千九百八十年十月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力ある

4  
該特定の政府に対し、これらの措置をとるべき  
かどうかにつき勧告を行うことを目的とする。  
国際連合事務総長は、その会合において結論が  
得られなかつた場合において、適當と認めるとき  
は、そのような会合を再び招集することがで  
きる。

国際連合事務総長は、1に定めるこの協定の  
確定的効力発生の要件が2の規定に基づくこの  
協定の暫定的効力発生の日の後十八箇月以内に  
満たされないと認める場合には、この十八箇月

1 この協定は、理事会が定める条件に基づくべての国の政府による加入のために開放しておこう。この条件には、加入書の寄託の期限についても定める。もつとも、理事会は、この条件を定める期限までに加入書を寄託することができなかつた政府に対し、期限の延長を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。

6 改正の効力発生の要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

2 を生ずる。  
この協定は、附属書Aに掲げるところにより、純輸出量の総計の六十五パーセント以上の純輸入量を有する国の政府及び附属書Bに掲げるところにより、純輸入量の総計の六十五パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百八十年十月一日までに又はその後二年以内のいずれかの日までに、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は前条の規定によりこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合に、千九百八十年十月一日又は当該その後二年

の期間の満了の日前の実行可能と認める最も早い時に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府及び千九百七十八年の国際連合天然ゴム会議に参加した他の政府によつて開かれる会合を招集する。その会合は、この協定の将来について検討することを目的とする。理事会は、国際連合事務総長が招集した会合において、行わたれた勧告を考慮に入れて、この協定の将来についての決定を行つたために会合する。その会合において、理事会は、特別多数票による議決

理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に對しこの協定の改正を勧告することができる。

3 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の了諾を通告する期限について定める。

改正は、三分の二以上の加盟輸出国であつて、加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟輸入国で、かつ加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領

2 脱退の通告を行つた加盟国は、寄託者がその  
通告を受領した後二年で、締約国でなくなる。  
第六十五条 除名  
理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反  
していると認定し、かつ、その違反がこの協定  
の実施を著しく妨げていると決定する場合には、  
特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定  
から除名することができる。理事会は、その旨を  
寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会  
の決定の日の後一年で、締約国でなくなる。

一一一六



昭和五十五年四月二十四日 衆議院会議録第一二一号(二) 千九百七十九年の国際天然ゴム協定の締結についての締結について承認を求めるの件及び同報告書

國際連合工業開發機関憲章

チエックスロヴァキア	一・八一〇
エクアドル	○・○五〇
エジプト	○・○九七〇
欧洲経済共同体	三・二八三〇
ベルギー＝ルクセンブルグ	○・七七二〇
デンマーク	○・一七一〇
フランス	五・四二八〇
ドイツ連邦共和国	六・四三五〇
アイルランド	○・二七三〇
イタリア	四・一五〇
オランダ	○・七三三〇
連合王国	五・三二一〇
イラク	○・○五一〇
ドイツ民主共和国	一・二五六〇
ガーナ	○・一四一〇
グアテマラ	○・○七〇
ハンガリー	○・二二六〇
日本国	一・一五八〇
マダガスカル	○・○七〇
マルタ	○・○七〇
メキシコ	○・○七〇
モロッコ	○・○七〇
ニューカaledonia	五・三四〇
ノールウェー	一・三二五〇
パナマ	○・一五〇
ペルー	○・二九一〇
ボーランド	一・一九八〇
大韓民国	一・一九八〇
ルーマニア	三・一八九〇
ソマリア	一・五二九〇
スペイン	三・一七八〇
スウェーデン	○・四三九〇
スイス	○・一七二〇
シリア・アラブ共和国	○・一四八〇
チュニジア	○・七五八〇
トルコ	○・一四八〇
ソヴィエト社会主义共和国連邦	七・一四八〇

注 これらの百分率は一千九百七十六年から一千九百七十八年までの三年間に於ける天然ゴムの純輸入量の統計に対する百分率である。

附屬書C  
千九百七十八年の国際連合天然ゴム会議の議長が評定した緩衝在庫の費用  
通常の場合においては、五十五万トンの緩衝在庫の取得及び運用に要する費用は、五十五万トンに下方介入義務価格（一キログラム当たり百六十ハマレイシア＝シンガポール・セントとする。）を乗じた額にその額の十パーセントに相当する額を加えることによつて、算定することができる。

一千九百七十九年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求める件に関する報告書  
本件の要旨及び目的

昭和五十一年に開催

的とした「一次産品総合

然ゴムは、同計画の対

第一回 聖母の誕生

と消費国との間の合意

受け、ジユネーブにお

水戸紅葉　昭和五十四

月十四日ニユーヨーク

定に署名を行つた。

方臘定計

輸出又入の安定、

新編 日本の歴史

目的を達成しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定を運用し、かつ、協定の実施を監督するため、国際天然ゴム機関を設立すること。

2 機関の最高機関は、全加盟国で構成する国際天然ゴム理事会とし、同理事会は、各種の委員会及び専門家協議会を設置し、事務局長及び緩衝在庫管理官を任命すること。

3 本協定の実施・運用のため、緩衝在庫勘定及び運営勘定を置き、加盟国の拠出金及び分担金によつて負担すること。

4 本協定の目的達成のため緩衝在庫を設置すること。緩衝在庫の総量は、五十五万トンとし、通常は、四十万トン、緊急時には十五万トンの積増しを行うこと。

5 緩衝在庫の総量五十五万トンに要する総費用は、加盟輸出国及び加盟輸入国が平等に負担すること。

6 基準価格の上下十五パーセントに在庫の運用開始点となる介入価格を、また、基準価格の上下二十一ペーセントに在庫の運用によつて守るべき価格水準である介入義務価格を設定すること。

7 一定の方式で求められる市場の指標価格が、基準価格の上下十五パーセント介入価格の価格帯内に安定し得るよう緩衝在庫の運用を行うこと。

8 共通基金が活動を開始する場合には、理事会は、共通基金が定める原則に従い、共通基金の制度を十分に利用すること。

なお、この協定は、附属書Aに掲げる純輸出量の総計の八十九パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附属書Bに掲げる純輸入量の総計の八十九パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、一千九百八十年十月一日までに又はその後のいずれかの日までに、批准書若しくは加入書を寄託し又はこの協定に係る資金上の約

東を完全に引き受けた場合には、千九百八十年十月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国の天然ゴムの輸入の安定化を図るとともに、天然ゴムの輸出国である開発途上国の経済發展に協力する上で有意義であることを認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十五年度一般会計予算外務省所管に、国際天然ゴム理事会分担金として、千九百六十四万円が計上されている。

なお、国際天然ゴム機関の運営在庫勘定に対する拠出金として、海外経済協力基金より六十七億円を拠出することとしている。

右報告する。

昭和五十五年四月二十三日

衆議院議長 濱尾 弘吉殿

外務委員長 中尾 栄一

内閣総理大臣 大平 正芳

右  
国会に提出する。

昭和五十五年三月三十一日

国際連合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件

国際連合工業開発機関憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

**理由**  
この憲章は、開発途上国における工業開発の促進を図るため設立された国際連合の自立的機関である国際連合工業開発機関を専門機関に改組することを目的とするものである。我が国がこの憲章を締結することは、開発途上国との基本的課題である工業開発の分野における国際協力に貢献する上で、また、開発途上国に対する我が国の経済協力を一層積極的に推進する上で有意義であると認められる。よつて、この憲章を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

#### 国際連合工業開発機関憲章

##### 前文

この憲章の締約国は、

国際連合憲章に従い、

国際連合総会がその第六回特別会期において新たなる国際経済秩序の確立に関して採択した決議、

国際連合工業開発機関第二回総会の工業開発及び

工業協力に関するリマ宣言及び行動計画並びに国際連合総会の第七回特別会期の開発及び国際経済協力に関する決議に定める広範な目的に留意し、

経済的不平等の除去、合理的かつ衡平な国際経済関係の確立並びに絶え間のない社会的及び

経済的変革の推進を通じて、また世界経済の発展に必要とされる構造的改革の促進を通じて達成される公正かつ平衡な経済的及び社会的秩序の確立が必要であること。

工業化が、迅速な経済的及び社会的開発特に開発途上国における開発、すべての国の人々の生活の水準及び質の改善並びに平衡な経済的及び社会的秩序の樹立を図ることのできない成長のための強力な手段であること、

すべての国について自国の工業化を達成することがその主権的権利であること、及び工業化が、そのいかなる過程においても、自立的かつ総合的な社会経済開発の広範な目的に合致する

ものでなければならず、また、すべての人々の

自國の工業化への相應かつ実効的な参加を確保するような適切な改革を含むものであるべきこと、

開発のための国際協力がすべての国との共通の目標であり、かつ、共通の義務であるため、世界的、地域的及び国家的規模の並びに部門別の技術の開発、移転及び適応その他のすべての可能な措置を協力してとることにより工業化を促進することが不可欠であること、並びに

社会的及び経済的制度のいかんを問わずすべての国が、国際連合憲章の目的及び原則に従つて、主権の平等を基礎とした国際的経済協力を拡大し、開発途上国における経済的独立を強化し、世界の総工業生産における開発途上国との平衡を取り分を確保し並びに国際の平和及び安全並びにすべての国との繁栄に貢献するよう個別に及び共同して行動をとることによりすべての国人々の共通の福祉を増進することを決意していることを宣言し、

この宣言に示される指針に留意し、

国際連合憲章第九章の規定により、工業開発の分野における国際連合及びその関連機関のすべての活動の調整に關して検討及び促進をすることにつき国際連合憲章に基づく経済社会理事会の責任を尊重して及び連携関係を設定する関連協定に従つて中心的役割を果たし、かつ、責任を有する機関として国際連合工業開発機関 (U.N.I.D.O.) (以下「機関」という。) と称する専門機関を設立することを希望して、この憲章を協定する。

第一 章 目的及び任務

機関は、経済に関する新たな国際秩序の確立に資するため、開発途上国における工業開発の促進及び加速を図ることを主要な目的とする。機関は、また、世界的、地域的及び国家的規模の並びに加速度を図ることを希望して、この憲章を協定する。

に部門別の工業開発及び工業協力を促進する。

#### 第二条 任務

前条の目的を達成するため、機関は、特に次の行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行動を一般的にとる。

(a) 開発途上国における調査に従事する機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(b) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(c) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(d) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(e) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(f) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(g) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(h) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(i) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

するため工農業（農業に関連を有する工業及び基幹工業を含む。）を確立し及び運営すること

とについて援助すること、並びに開発途上国

の自立に寄与すること。

工業に関する情報交換センターとしての役割を果たすこと、したがって、世界的、地域的及び国家的規模の並びに部門別の工業開発のありゆる側面についての情報について選択的に収集し及び監視し並びに分析すること並びに普及を目的としてこれらの情報を作り出すこと（社会的及び経済的制度のそれぞれ異なる先進工業国及び開発途上国との経験及び技術上の成果を交換することを含む。）。

(a) 開発途上国における調査に従事する機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(b) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(c) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(d) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(e) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(f) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(g) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(h) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

(i) 機関が工業開発の分野における調整に従事するため、開発途上国に対する援助を場合に

行動をとるものとし、あらゆる必要かつ適當な行

動を一般的にとる。

昭和五十五年四月二十四日 衆議院会議録第二十一号(一) 国際連合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一四〇

- (ii) 特定の部門における工業化の加速を図るために試験工場及び展示工場を供与すること。

(iii) 開発途上国との間及び先進国と開発途上国との間の工業分野における協力を促進するための特別措置を発展させること。

(iv) 開発途上国が形成する地域的及び小地域的集団の枠組みにおける開発途上国の工業開発に関する地域的計画につき他の適当な機関と協力して援助すること。

(v) 開発途上国の国内工業を発展させるため、開発途上国の国内資源の十分な利用に資することとなる工業団体、商業団体、専門家団体その他これらに類する団体の設立及び強化を奨励し及び促進すること。

(vi) 工業部門について調整を行い並びに同部⾨開発途上国の政府が要請するときは、公正に対し助言を行い及び開発に係る役務を供与するための制度の確立及び運用について援助すること。

(vii) 國際連合、専門機関又は國際原子力機関の加盟国は、第二十四条及び第二十五条2の規定に従つてこの憲章の締約国となることにより、機関の加盟国となることができる。

(viii) (2)に規定する国以外の国は、機関の加盟国としての地位を理事会の勧告を受けて総会が決定に従つてこの憲章の締約国となることにより、機関の加盟国となることができる。

(ix) 第二十四条3及び第二十五条2(c)の規定に従つてこの憲章の締約国となることにより、機関の加盟国となることができる。

第四条 オブザーバー

第三章 内部機關

- 1 総会が別段の決定を行わない限り、機関におけるオブザーバーとしての地位は、要請があるときは、国際連合総会においてオブザーバーとしての地位を有している者に開放する。

2 1の規定にかかるわらず、総会は、機関の活動に参加するよう他のオブザーバーを招請する権限を有する。

3 オブザーバーは、この憲章及び関係のある手続規則に従つて機関の活動に参加することを認められる。

#### 第五条 停止

1 機関の加盟国は、国際連合の加盟国として有する権利及び特権の行使を停止される場合には、機関の加盟国として有する権利及び特権の行使を自動的に停止される。

2 機関に対する分担金の支払が延滞している加盟国は、延滞に係る額が当該会計年度に先立つ二の会計年度について当該加盟国に支払義務の生じた分担金の額以上のものとなつた場合には、機関において投票権行使することができない。ただし、機関のいずれの内部機関も、支払の不履行が当該加盟国にとってやむを得ない事情によるものであると認める場合には、当該加盟国が当該内部機関において投票権行使することを許すことができる。

#### 第六条 脱退

1 締約国は、寄託者にこの憲章の廃棄書を寄託することにより、機関から脱退することができる。

2 脱退は、廃棄書が寄託された会計年度の次の会計年度の末日に効力を生ずる。

3 脱退する加盟国が廃棄書の寄託された会計年度の次の会計年度について支払うべき分担金の額は、廃棄書が寄託された会計年度についての分担金の額と同一の額とする。脱退する加盟国は、更に、廃棄書の寄託前に行つたいかなる無条件の誓約も履行する。

(a)

- |     |  |   |   |
|-----|--|---|---|
|     |  |   | 第三章 内部機関  |
|     | (b) 工業開発理事会 (この憲章において「理事<br>会」という。)  |   | 第七条 主要機関及び補助機関  |
|     | (a) 機関に、次の主要機関を設置する。   |   |   |
|     | (c) 総会   |   |   |
|     | 機関の活動計画及び通常予算、事業予算その他の財政事項に係る準備及び検討について理事会を補佐する計画予算委員会を設置する。                               |   |   |
|     | 総会又は理事会は、平衡な地理的代表の原則に妥当な考慮を払いつつ、他の補助機関（技術委員会を含む。）を設置することができる。                              |   |   |
| 3   | 第八条 総会   | 1 | 総会は、すべての加盟国の代表で構成する。  |
|     | (a) 総会は、別段の決定を行う場合を除くほか、二年に一回通常会期を開催する。特別会期については、理事会又は過半数の加盟国の要請により、事務局長が招集する。             | 2 | (a) 総会は、別段の決定を行う場合を除くほか、二年に一回通常会期を開催する。特別会期を開くほか、機関の所在地において開催する。理事会は、特別会期の開催地を決定する。 |
|     | (b) 理事会、事務局長及び総会の補助機関の報告書を検討する。  |   |   |
|     | (c) 第十四条の規定により機関の活動計画並びに通常予算及び事業予算を承認し、第十五条の規定により分担率を決定し、機関の財政規則を承認し、並びに機関の財源の効果的な使用を監視する。 |   |   |
| (d) | 機関の権限の範囲内にある事項に関する条約又は協定を出席しつつ投票する加盟国の三分の一以上の多数による議決で採択する権限及びこれらの条約又は協定に關し加盟国に効力告する権限を有する。 |   |   |

戦闘二動音一九

- (e) 機関の権限の範囲内にある事項に関する加盟国及び国際機関に勧告する。

(f) 機関がその目的を達成し及びその任務を行ふことを可能にするための適当な行動をとる。

4 総会は、第三条(b)、第四条、この条の3(a)から(d)まで、次条1、第十一条1、第十二条2、第十四条4及び6、第十五条、第十八条、第二十三条2(b)及び3(b)並びに附属書Iに定める権限及び任務を除くほか、望ましいと認める場合には、その権限及び任務を理事会に委任することができる。

5 総会は、その手続規則を採択する。

6 各加盟国は、総会において一の票を有する。決定は、この憲章又は総会の手続規則に別段の定めがある場合を除くほか、出席席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で行う。

第九条 工業開発理事会

1 理事会は、総会が衡平な地理的配分の原則に妥当な考慮を払い一つ選出する機関の五十三の加盟国で構成する。総会は、次の議席配分に従つて理事国を選出する。

附属書I-A及びCに掲げる国の中から三十三の理事国

附屬書I-Bに掲げる国の中から十五の理事国

附属書I-Dに掲げる国の中から五の理事国

3 (a) 理事会は、少なくとも年一回、その決定する





案の送付の後九十日の間、これを検討してはならない。

3 の規定による改正を除くほか、改正は、(a) 理事会が総会に改正を勧告し、(b) 総会がすべての加盟国の三分の二以上の多数による議決で改正を承認し、及び(c) 加盟国の三分の二が改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した時に、すべての加盟国について効力を生じ、かつ拘束力を有する。

3 第六条、第九条、第十条、第十三条、第十四条若しくはこの条の規定又は附属書Ⅱの規定の改正は、(a) 理事会がすべての理事国の三分の二以上の多数による議決で総会に改正を勧告し、(b) 総会がすべての加盟国の三分の二以上の多数による議決で改正を承認し、及び(c) 加盟国の四分の三が改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した時に、すべての加盟国について効力を生じ、かつ拘束力を有する。

第二十四条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この憲章は、千九百七十九年十月七日までオーストリア共和国連邦外務省において、その後は、この憲章の効力発生の日までニュー・ヨークにある国際連合本部において、第三条(a)に規定するすべての国による署名のために開設してお。

2 この憲章は、署名国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。署名国の批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

3 次条1の規定によりこの憲章が効力を生じた日の後は、第三条(b)に規定する国であつてこの憲章に署名しなかつたもの及び同条(d)の規定により加盟国としての地位を承認された国は、加入書を寄託することによりこの憲章に加入することができる。

第二十五条 効力発生

1 この憲章は、批准書、受諾書又は承認書を寄

託した国の中少なくとも八十の国が協議の後この憲章を効力を有するに合意した旨を寄託者に通告した日に効力を有する。

2 この憲章は、1に規定する通告に参加した国については、この憲章の効力を有する。

(a) この憲章の効力を有するに合意した旨を自國について効力を有する旨を寄託者に通告した日に効力を有する。

(b) この憲章の効力を有するに合意した旨を自國について効力を有する旨を寄託した国であつて1に規定する通告に参加しなかつたものについては、この憲章の効力を有する。

2 第二十六条 経過措置

1 寄託者は、総会の第一回会期を招集するものとし、同会期は、この憲章の効力発生の日から三箇月以内に開催する。

2 国際連合総会決議第一千五百五十二号（第二十回会期）により定められた国際連合総会の機関としての国際連合工業開発機関を規律する規則は、機関及びその内部機関が新たな規定を採択する時まで、機関及びその内部機関を規律する。

第二十七条 留保

1 国際連合事務総長は、この憲章の寄託者とする。

2 寄託者は、この憲章のいかなる規定についても行うことができない。

第二十八条 寄託者

1 国際連合事務総長は、この憲章の寄託者とする。

2 寄託者は、この憲章に影響を及ぼすあらゆる事項につき、関係国に通告するほか、事務局長に通告する。

第二十九条 正文

この憲章は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を正文とする。

2 第二十九条 正文

この憲章は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を正文とする。

B 工業開発の分野における機関の活動計画の実効性向上させるため、通常予算は、その総額の六パーセントに相当する額の範囲内において、從来国際連合の通常予算の第十五項から支弁されていた他の活動の費用をも支弁する。これらの活動は、国際連合の開発のための体制に対する活動は、国際連合の開発のための体制に対する機関の寄与を強化するためを行う。この場合において、これらの活動の行われる機組みとして国際連合開発計画が関係国の同意を得て作成する国別計画を利用することの重要性を考慮に入れる。

附屬書Ⅰ 國の表

1 次の表のいずれにも掲げられていない国が加盟となる場合には、総会は、適当な協議を行つた後、その国をいずれの表に掲げるかを決定する。

2 総会は、いつでも、適當な協議を行つた後、表に掲げられているいずれの加盟国についてもその分類を変更することができる。

3 1又は2の規定により行われる表についての変更は、第二十三条に規定する改正とみなしてはならない。

表

「寄託者によつてこの附屬書Ⅰに掲げられる」ととなる国は、国際連合総会がその決議第二千五百五十二号（第二十一回会期）II 4の適用上決定する表であつて、「この憲章の効力発生の日」に効力を有するものである。」

附屬書Ⅱ 通常予算

A 1 機関の管理費、調査費その他の恒常的に要する費用には、次の費用を含むものとみなす。  
(a) 一又は二以上の地域を担当する指導官に係る費用  
(b) 機関の職員の行う短期の指導業務に係る費用  
(c) 機関の通常予算によつて賄われる活動計画に定める会合（技術的問題に関する会合を含む。）に係る費用  
(d) 技術援助計画に伴う計画支援費。もつとも技術援助計画の資金源から機関に補填されない額を限度とする。

2 1の規定に合致する具体的な提案は、第十四条の規定に従い計画予算委員会によつて検討され、理事会によつて採択され及び総会によつて承認された後に、実施する。

B 工業開発の分野における機関の活動計画の実効性向上させるため、通常予算は、その総額の六パーセントに相当する額の範囲内において、從来国際連合の通常予算の第十五項から支弁されていた他の活動の費用をも支弁する。これらの活動は、国際連合の開発のための体制に対する活動は、国際連合の開発のための体制に対する機関の寄与を強化するためを行う。この場合において、これらの活動の行われる機組みとして国際連合開発計画が関係国の同意を得て作成する国別計画を利用することの重要性を考慮に入れる。

附屬書Ⅲ 仲裁裁判所及び調停委員会に関する規則

紛争が第二十二条1(a)の規定によつては解決されなかつた場合において、同条1(b)(i)(iv)の規定により仲裁裁判所に付託されたとき又は同条1(b)(ii)の規定により調停委員会に付託されたときは、紛争当事国である加盟国が別段の合意をした場合を除くほか、次の規則が仲裁裁判所及び調停委員会の手続及び運用を規律する。

1 開始

理事会が第二十二条1(b)の規定により付託された紛争の検討を完了した後三箇月以内又は、理事会が紛争の付託の後十八箇月以内に検討を完了することのなかつた場合には、その付託の後二十一年箇月以内に、紛争当事国は、仲裁裁判所に紛争を付託することを希望する旨を共同して、又は調停委員会に紛争を付託することを希望する旨を単独で事務局長に通告することができる。紛争当事国は、他の解決方法について合意したときは、当該他の解決方法をとることを決定した後三箇月以内に、事務局長にその旨を通告することができる。

2 設置

(a) 紛争当事国は、一致した決定により、場合に応じて三人の仲裁人又は三人の調停人を任命するものとし、これらの仲裁人又は調停人のうちから一人の仲裁裁判所の議長又は一人の調停委員会の議長を任命する。

は二人以上の仲裁人又は調停人が任命された場合には、国際連合事務総長は、いかれたかの紛争当事国の要請により、要請の後三箇月以内に、その時にお任命する必要のある仲裁人又は調停人（議長を含む。）を任命する。

(c) 仲裁裁判所又は調停委員会に欠員が生じた場合には、欠員が生じた後一箇月の間は(a)に定めるところにより、その後は(b)に定めることにより、その補充をする。

### 3 手続及び運用

(a) 仲裁裁判所及び調停委員会は、それぞれの手続規則を定める。手続問題及び実質問題のいずれに関する決定も、仲裁人又は調停人の多数決によつて行うことができる。

(b) 仲裁人及び調停人は、機関の財政規則に定めるところにより報酬を受ける。事務局長は、仲裁裁判所又は調停委員会の議長との協議の上、必要とされる事務局の役務を提供する。機関は、仲裁裁判所及び仲裁人並びに調停委員会及び調停人に係るすべての費用を負担するが、紛争当事国に係る費用は負担しない。

### 4 判断及び報告

(a) 仲裁裁判所は、判断を行うことにより手続を完了する。判断は、すべての紛争当事国を拘束する。

(b) 調停委員会は、すべての紛争当事国に報告することにより手続を完了する。報告には、勧告を含めるものとし、紛争当事国は、勧告に十分な考慮を払う。

## 国際連合工業開発機関憲章の締結について

### 承認を求めるの件に関する報告書

一本件の要旨及び目的  
国際連合工業開発機関（以下「機関」という。）は、国際連合総会第二十一回会期に採択された決議に基づき、昭和四十二年一月に国際連合内

の自立的機関として設立されていたが、昭和五十年に開催された機関の第二回総会において「工業開発及び工業協力に関するリマ宣言及び行動計画」が採択され、その中で同機関を専門機関に昇格させるべきことが定められた。

これに従い、昭和五十一年に機関を専門機関に改組するための草案作成交渉が行われた結果、昭和五十四年四月八日ウイーンにおける第二回外交会議において国際連合工業開発機関憲章が採択され、昭和五十五年一月十八日ニヨーヨークにおいて我が国は本憲章に署名を行つた。

本憲章は、機関を専門機関に改組し、その活動を強化することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

機関は、開発途上国における工業開発の促進及び加速を図るため開発途上国における工業開発に対する分担金の割り当て方法、加盟各國に対する技術援助を実施すること等を定めるとともに、機関の内部機関としての総会、工業開発理事会等の権限、加盟各國に対する分担金の割り当て方法、加盟各國からの任意提出による工業開発基金の受理等について規定し、その他、機関の特権及び免除、紛争解決手続等に関する事項について定めている。

なお、本憲章は、批准書、受諾書又は承認書を寄託した国の中から少なくとも八十の国が協議の後この憲章を発効させることについて合意した旨を寄託者に通告した日に効力を生ずることになつていている。

よつて政府は、本憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき国会の承認を求めるというのである。

### 二 本件議決の理由

一本件議決の理由  
本憲章を締結することは、開発途上国の基本的課題である工業開発の分野における国際協力を貢献する上で、また、開発途上国に対する我が国の経済協力を一層積極的に推進する上で有り意義であると認め、本件は承認すべきものと議

### 三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和五十五年度一般会計予算通商産業省所管経済協力費の項目に工業開発基金に対する任意拠出金として一億五千四百十六万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十五年四月二十三日

衆議院議長 滝尾 弘吉殿

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求める件

約定の締結について承認を求める件

昭和五十五年三月三十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

右

国会に提出する。

昭和五十五年三月三十一日

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定について承認を求める件

### 第一条

日本国とフィリピン共和国との間で、この約定に定める条件に従い、平面路及び航空路により小包郵便物（以下「小包」という。）の交換を行う。

両国において差し出される小包又は配達される小包であつて、自己と小包郵便上の関係を有するいずれかの国に向けられるもの又はその国から発送されるものにつき、自己の業務を経由する機関に昇格させるべきことが定められた。

これに従い、昭和五十一年に機関を専門機関に改組するための草案作成交渉が行われた結果、昭和五十四年四月八日ウイーンにおける第二回外交会議において国際連合工業開発機関憲章が採択され、昭和五十五年一月十八日ニヨー

ヨークにおいて我が国は本憲章に署名を行つた。

本件に要する経費としては、昭和五十五年度一般会計予算通商産業省所管経済協力費の項目に工業開発基金に対する任意拠出金として一億五千四百十六万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十五年四月二十三日

衆議院議長 滝尾 弘吉殿

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求める件

約定の締結について承認を求める件

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定について承認を求める件

### 第二条

両国間で交換される小包の重量及び大きさの限度は、両郵政庁の間の合意によつて定められる。

第三条

両国において差し出される小包の料金は、差出郵政庁の業務における小包の取扱いの費用、両国間の海路又は航空路による運送の費用及び名前郵政庁の業務における小包の取扱いについて名前郵政庁に帰属すべき取得額の合計額を超えないよう定める。

両国間の郵政庁は、その業務において差し出される小包の料金を定める。もつとも、この料金は、差出郵政庁の業務における取扱いの費用、両国間の海路又は航空路による運送の費用及び名前郵政庁の業務における小包の取扱いについて名前郵政庁に帰属すべき取得額の合計額を超えないよう定める。

第三条

両国間の郵政庁は、その業務において差し出される小包の料金を定める。もつとも、この料金は、差出郵政庁の業務における取扱いの費用、両国間の海路又は航空路による運送の費用及び名前郵政庁の業務における小包の取扱いについて名前郵政庁に帰属すべき取得額の合計額を超えないよう定める。

### 第四条

両国間で交換される小包については、差出郵政庁は、名前郵政庁に対し、名前郵政庁の業務における取扱いの費用を基礎として両郵政庁の間の合意によつて定める。

第三条

両国間で交換される小包については、差出郵政庁は、名前郵政庁に対し、名前郵政庁の業務における取扱いの費用を基礎として両郵政庁の間の合意によつて定める。

政厅の業務における取扱いの費用を基礎として兩郵政厅の間の合意によつて定める取得額を支払う。

差立郵政厅は、小包が他方の国の航空業務に對し、航空路による運送の費用として、万国郵便連合が定めている最高限度額と同一の額を支払う。

第五条

- 1 次の物品については、この約定に規定する小包郵便業務によつて送達することを禁止する。  
(a) いづれか一方の国内の内国郵便物から除外されている物品  
(b) 名あて国における関税その他に関する法令により輸入を許されていない物品  
(c) 小包に添付するか、封入するか又は記載するかを問わず、書状又は現実的かつ対人的な通信の性質を有する通信文(ただし、開封の送り状は、書状及び通信文とみなさない。)
- 2 種類上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし又は他の小包を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品
- 3 禁制品を包有する小包が名あて国において受領された場合には、当該小包は、名あて国之内法令に従つて処分する。
- 4 料金の未納若しくは不足の書状、現実的かつ対人的な通信の性質を有する通信文又は小包の名あて面に記載された者以外の者にあてた包装物が小包内に発見された場合には、その書状、通信文又は包装物に対し、料金の未納又は不足の普通郵便物について万国郵便条約に定める料金を課するものとし、その料金は、名あて郵政厅が受得する。
- 5 第六条

結果支払われるべき関税その他の郵便料金以外の課金は、受取人から徵収する。  
1 差出元に返送される小包、差出人が放棄した小包、内容品の全部の損壊により棄却される小包又は第三国に転送される小包に課された関税その他の郵便料金以外の課金は、徵収しないものとする。

#### 第七条

1 名あて郵政厅は、小包の税關への交付及び通關につき又は単に税關への交付につき、万国郵便連合の小包郵便物に関する約定に定められてゐるこれらの交付及び通關に係る最高限度額を超えない額の料金を受取人から徵収することができる。

2 名あて郵政厅は、郵便局又は受取人の住所における小包の交付につき、自國の国内法令で定めることにより転送を禁止する権利を有する。

3 転送は、受取人の請求があり、かつ、新たな運送に係る航空運送料の納付が保証されている場合には、航空路により行うことができる。

4 差出人は、小包及び税關告知書に適当な記載をすることにより転送を禁止する権利を有する。

5 一方の国から他方の国に小包を転送する場合には、運送料及び再発送郵政厅が徵収を免除しない種々の料金(料金がある場合)は、前納されない限り、受取人から徵収する。

第六条

1 差出人は、小包の差出しの時に、あて名に配達することができない場合における小包の処分に關し指示をすることができる。

2 配達不能の小包は、差出人が1の規定による指示をしなかつたものである場合又は差出人の指示によつても配達することができなかつたものである場合には、名あて国内規則に定められた期間を経過した時に差出人に返送する。ただし、受取人が受取を拒絶した小包又は差出人が直ちに返送することを指示した小包は、直ちに返送する。配達不能の航空小包の差出人への返送は、差出人が自己の費用で航空路によつて返送することを指示した場合を除くほか、平面路によつて行う。

3 第八条1、2及び5の規定は、配達不能により国内において又は国外に再発送される小包について準用する。

4 配達不能の小包で差出人が放棄することを指示したものは、返送することなしに、名あて国内法令に従つて処分する。

第七条

1 差出人は、小包の差出しの時に、あて名に配達することができない場合における小包の処分に關し指示をすることができる。

2 配達不能の小包は、差出人が1の規定による指示をしなかつたものである場合又は差出人の指示によつても配達することができなかつたものである場合には、名あて国内規則に定められた期間を経過した時に差出人に返送する。ただし、受取人が受取を拒絶した小包又は差出人が直ちに返送することを指示した小包は、直ちに返送する。配達不能の航空小包の差出人への返送は、差出人が自己の費用で航空路によつて返送することを指示した場合を除くほか、平面路によつて行う。

3 第八条1、2及び5の規定は、配達不能により国内において又は国外に再発送される小包について準用する。

4 配達不能の小包で差出人が放棄することを指示したものは、返送することなしに、名あて国内法令に従つて処分する。

第八条

1 差出人は、小包の差出しの時に、あて名に配達することができない場合における小包の処分に關し指示をすることができる。

2 配達不能の小包は、差出人が1の規定による指示をしなかつたものである場合又は差出人の指示によつても配達することができなかつたものである場合には、名あて国内規則に定められた期間を経過した時に差出人に返送する。ただし、受取人が受取を拒絶した小包又は差出人が直ちに返送することを指示した小包は、直ちに返送する。配達不能の航空小包の差出人への返送は、差出人が自己の費用で航空路によつて返送することを指示した場合を除くほか、平面路によつて行う。

3 第八条1、2及び5の規定は、配達不能により国内において又は国外に再発送される小包について準用する。

4 配達不能の小包で差出人が放棄することを指示したものは、返送することなしに、名あて国内法令に従つて処分する。

第九条

1 差出人は、小包の差出しの時に、あて名に配達することができない場合における小包の処分に關し指示をすることができる。

2 配達不能の小包は、差出人が1の規定による指示をしなかつたものである場合又は差出人の指示によつても配達することができなかつたものである場合には、名あて国内規則に定められた期間を経過した時に差出人に返送する。ただし、受取人が受取を拒絶した小包又は差出人が直ちに返送することを指示した小包は、直ちに返送する。配達不能の航空小包の差出人への返送は、差出人が自己の費用で航空路によつて返送することを指示した場合を除くほか、平面路によつて行う。

3 第八条1、2及び5の規定は、配達不能により国内において又は国外に再発送される小包について準用する。

4 配達不能の小包で差出人が放棄することを指示したものは、返送することなしに、名あて国内法令に従つて処分する。

第十一条

1 差出人は、小包の差出しの時に、あて名に配達する場合には、再発送郵政厅は、次の料金を他方の郵政厅に請求する。

2 再発送郵政厅が徵収を免除しない種々の料金(料金がある場合)を受取人が前納している請求については、2に規定する料金は、一個分のみの料金を徵収する。

第十二条

1 差出人は、小包の差出しの日の翌



友好通商航海条約を締結することに決定し、このための全権を有する、内閣總理大臣大平正芳及び外務大臣園田直と大統領フェルディナンド・E・マルコス及び外務大臣カルロス・P・ロムロは、それぞれ日本国及びフィリピン共和国のためには、次の諸條を協定した。

いすれの一方の締約国の國民も、他方の締約國の領域への入國並びに當該領域内における滞在、旅行及び居住に関するすべての事項について、第三國の國民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第二条

- 1 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国  
の領域内においていかなる場合にも国際法  
の要求する保護及び保障よりも少なくない身体  
の不斷の保護及び保障を享受する。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約  
国の国民が抑留された場合には、その者の要求に  
に基づき、最寄りの地にある当該他方の締約國  
の権限のある領事官に直ちにその旨が通報され  
るものとし、また、領事官は、当該一方の締約  
国の法令に従つてその者を訪問し及びその者と  
通信することが許される。その者は、当該一方  
の締約国の法令に従い、(a)相当でかつ人道的な  
待遇を受け、(b)自己に対する被疑事实を正式に  
かつ直ちに告げられ、(c)自己の弁護のための適  
当な準備に支障のない限り速やかに裁判に付され  
、及び(d)自己の弁護に当然必要なすべての手  
段(自己が選任する資格のある弁護人の役務を  
含む)を与えられる。

1

- 特別の利益を与える権利を留保する。

課することが

- が前条<sup>2</sup>の規定により当該輸入又は輸出の時に課することができる為替制限と同等の効果を有する制限又は禁止をすることができます。

約国は

- 締約国は、両国間の経済関係を強化すること特にそれぞれの領域内における経済の発展水準の向上に資するため、科学及び技術の交換及び利用を促進することをして、相互の利益のため、両締約国のそれ法令に従つて協力することを約束する。い一方の締約国も、自立を基礎とする自國経全でかつ均衡のとれた発展に役立つような締約国の資本又は技術を自國の領域内に導くことを妨げてはならない。

卷之三

- 1  
締約国の領域の間ににおける支払、送金及び資金  
又は金銭証券の移転に関して、並びに他方の締  
約国の領域と第三国との間ににおける支  
払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して  
て、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よ  
りも不利でない待遇を与える。  
1の規定は、いすれか一方の締約国が、国際  
通貨基金協定の締約国として有しており又は有  
することがある権利及び義務に合致するような  
為替制限を課することを妨げるものではない。

類の内国銀行

- 輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに関連して課され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に対し課されるすべての種類の關稅及び課徵金に関し、これらの關稅及び課徵金の徵收の方法に関する、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関する、輸出貨物に対する内國稅の適用に関する、輸入貨物に対し又はこれに関連して課されるすべての内國稅その他のすべての種類の内國課徵金に関する、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関する、いかなる一方の締約国が第三国を原產地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に対して与えており又は将来与えることがあるすべての利

卷之二

- 1 いすれの一方の締約国も他方の締約国の産品の輸入に対し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出に対し、いかなる制限又は禁止もしてはならない。ただし、すべての第三国から同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出に対し同様に制限又は禁止がされる場合は、この限りでない。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国が特別の関心を有する品目の産品の輸入又は輸出に対する量的な制限又は禁止をする場合には、事前に、可能なときはその制限又は禁止の効力発生の一箇月前までに、当該他方の締約国にその旨を通知する。

1  
1

- 業又はそれらの企業の間における結合、協定その  
類又は独占的支配を助長する事業上の慣行であつて、商業を行ふ一若しくは二以上の公私的企业

۲۱

- それが一方の締約国の商船も、第三国との均等の条件で、外国との通商及び航海のたびに開放されている地方の締約国のすべての場所及び水域にその旅客及び積荷とともに上陸することができる。これらの船舶は、当該他方の締約国の港場所及び水域においてすべての支拂（係留場所の割当て、積卸しの施設の使用、人の役務の提供並びに燃料、潤滑油、水及

止は、関係国際協定の規定に定める原則及び条件に従い、対外資金状況及び国際収支を擁護するため並びに国内の製造工業を確立し及びその発展を促進するため実施されるものを含む。  
4 いづれの一方の締約国も、詐欺的な又は不公正な慣行が行われることを防止するため、制限又は禁止をすることができる。ただし、その制

他の取極により行われるもののが、それぞれの領域の間における通商に有害な影響を与えることがあることについて、一致した意見を有する。したがつて、各締約国は、他方の締約国の要請がある場合には、それらの事業上の慣行に関する協議し、及びその有害な影響を除去するため適当と認める措置をとることに同意する。

益の利用を含む。)に關し、第三國の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 いすれの一方の締約國の船舶も、他方の締約國の領域に又はその領域から商船で輸送することができるすべての貨物及び人を輸送する権利に關し、第三國の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。これらの貨物及び人は、税関手続その他の手続に關し、第三國の商船で輸送される同様の貨物及び人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

4 各締約國は、内水貿易、沿岸貿易及び島嶼間貿易に從事する権利を自國の船舶にのみ留保することができる。もつとも、いすれの一方の締約國の商船も、常に他方の締約國の法令に従い、外國で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外國向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、当該他方の締約國の領域内の一の港から他の港に向けて航海を続けることができ

る。

5 (1) いすれの一方の締約國も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、他方の締約國の船舶に対し、同様の場合に自國の船舶に与えると同様の援助、保護及び免除を与える。その船舶から引き揚げられた物品は、それが国内における販売、処分又は消費のために搬入された場合を除くほか、すべての関税を免除される。もつとも、国内における販売、処分又は消費以外の目的のため搬入された物品については、それが当該一方の締約國から搬出されるまでは、歳入の保護のための措置をとることができる。

(2) いすれか一方の締約國の船舶が他方の締約國の沿岸で座礁し又は難破した場合には、当該他方の締約國の関係當局は、最寄りの地にある船舶所屬國のある領事官に対しその旨を通報する。

6 両締約國は、両國間の国際海運活動が両締約國間の經濟、貿易及び通商關係の發展に重要な役割を果たすものであることを認識し、公正でかつ相互に有利な基礎の上に両國間の海運を発展させるため、相互の協力を促進する。

7 いすれか一方の締約國の権限のある當局が發給した船舶の積量測度に関する証書は、他方の締約國の権限のある當局により、その發給した証書と同等のものと認められる。

8 この条において「商船」には、漁船、工船、娛樂用ヨット及び運動競技用舟艇を含まない。

第十二条

両締約國は、油その他の汚染物質の排出により實際に生じた損害又はその排出により生ずるおそれがある損害から海洋資源及びこれと関連を有するその他の資源を保護することの必要性を認識し、その排出の影響を抑さえ、統御し又は最小にするために協力する。

### 第十三条

第五条から第七条までの規定は、次のものには適用しない。

(例) フィリピン共和国が、関係國際協定に從

れる第五条から第七条までの規定は、次のものには適用しない。

又は開発途上国との間の貿易拡大計画若しくは

又は開発途上国との間の特恵その他の利益を得ることがある関税上の特恵その他の利益を得ることがある。

又は開発途上国との間の貿易拡大計画若しくは

又は開発途上国との間の特恵その他の利益を得ることがある。

(c) 武器、彈薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるこれら以外の貨物及び資材の取引

(d) 公衆道德の保護及び人、動物又は植物の生命又は健康の保護

(e) 金又は銀の貿易

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護

(g) 漁業資源その他の水産資源について最大の持続的生産量を維持するため行う保存及び絶滅のおそれのある水生種に属するものについて行う保護並びに

(h) 多數国間の商品協定に基づく義務の履行に関する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

第十五条

各締約國は、この条約の運用に影響を及ぼす問題に關し他方の締約國が行う申入れに対して好意的考慮を払うものとし、また、協議のための適當な機会を与える。

この条約の解釈又は適用に関する両締約國間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、両締約國が他の平和的手段による解決について合意しない場合には、國際司法裁判所に付託する。

第十六条

千九百六十年十二月九日に東京で署名された日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海條約は、この条約の不可分の一部をなす次の規定を更に協定した。

1 条約第一條の規定に關し、「居住」には永住を含まないこと及び永住の許可に關するすべての事項は条約の範囲外であることが了解される。

第十七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後一箇月で

効力を生ずる。この条約は、三年間効力を有するものとし、その後は、3年に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

3 この条約は、批准書による予告を与えることに

より、最初の三年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

4 この条約が有効である間はいつでも、いすれか一方の締約國がこの条約の改正を他方の締約國に対して提案する場合には、両締約國は、直ちに協議を行う。

以上の証拠として、下名は、この条約に署名調印した。

千九百七十九年五月十日にマニラで、日本語、フィリピン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文によった。

斐リピン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文によった。

斐リピン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文によった。

斐リピン共和国のため

日本国のために

大平芳

園田直

斐リピン共和国のため

フェルディナンド・E・マルコス

カルロス・P・ロムロ

議定書

日本国と斐リピン共和国との間の友好通商航海條約(以下「条約」という。)に署名するに当たり、下名は、条約の不可分の一部をなす次の規定を更に協定した。

1 条約第一條の規定に關し、「居住」には永住を含まないこと及び永住の許可に關するすべての事項は条約の範囲外であることが了解される。

2 条約第一條の規定に關し、いすれの一方の締約國も、他方の締約國が相互主義に基づく特別の取扱により第三國の國民に対して与えており又は将来与えることがある旅券及び査証に關する事項についての利益の享受を要求する権利を与えられない。

3 条約において「会社」とは、營利を目的とする事業活動に從事する社團法人、組合、会社その

- 他の國体をいう。
- 4 条約第三条の第三項に与える待遇よりも不利でない待遇の許与に関する規定に關し、いづれの一方向の締約國も、不動産に関する権利及び自由職業に從事する権利の享有については、前記の不利でない待遇が相互主義に服すべきこととを要求することができる。
- 5 条約第三条及び条約第十条の規定に關し、いづれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域において、投資の許可、会社の組織並びに支店、代理店その他の事務所の設置及び維持について、第三國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 6 條約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に關し、いかなる権利も許し又はいかなる義務も課するものと解してはならない。
- 7 條約の規定は、すべての審級にわたり裁判所の裁判を受ける権利及び行政機関に對して申立てをする権利を除くほか、いづれか一方の締約國が、第三國の國民がその所有又は管理について直接又は間接に支配的権益を有する他方の締約國の会社に對して條約に定める利益を拒否することを妨げるものと解してはならない。
- 8 條約第四条の規定に關し、いづれの一方の締約國の國民及び会社の投資財産も、他方の締約國の領域内において、公用若しくは公益又は国民の福祉若しくは國防のため正当な補償が不当に遲延することなく行われる場合を除くほか、収用、国有化又はこれらと同等の制限の対象とはならない。
- 9 條約のいかなる規定も、いづれか一方の締約國が、關稅及び貿易に關する一般協定若しくは國際通貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多數國間の協定の締約國として有しては、両締約國が当該協定の締約國である限り、影響を及ぼすものではない。いづれか一方

- 10 条約第六条及び条約第十三条の規定に關し、「関係國際協定」とは、關稅及び貿易に關する一般的協定及びこれを改正し若しくは補足する多數國間の協定をいうことが了解される。
- 11 条約第七条の規定の適用上、次に掲げるものは、一方の締約國の領域を原產地とする產品とする。
- (a) 當該一方の締約國の船舶によつて採捕された魚類その他の天然の海產物から生産され又は製造された產品
- (b) 海上において當該一方の締約國の船舶内で魚類その他の天然の海產物から生産され又は
- この11の規定は、いづれの一方の締約國の國民及び会社に對し、他方の締約國の漁業管轄權の下にある漁業資源その他の水產資源を利用し及び開発し、又はその管轄權の及ぶ水域においてこれらの資源に關して工船を運航するいかなる権利又は特權も与えるものと解してはならない。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名調印した。

千九百七十九年五月十日にマニラで、日本語、フィリピン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

大平正芳

園田直

フィリピン共和国のために

フェルディナンド・E・マルコス

カルロス・P・ロムロ

- 12 条約第十一條2及び3の規定に關し、両締約國は、外國船舶の待遇について國際的にに行われている海運上の慣行を遵守する。
- 13 条約第十一條6の規定に定める海運の發展のための相互協力には、両國間の積荷の輸送についての両國の海運業による公正でかつ相互に有利な参加のための協力が含まれる。
- 14 条約第十二条の規定に關し、いづれか一方の締約國の船舶により、他方の締約國の環境を害し又は害するおそれがある油その他の汚染物質が排出された場合には、当該一方の締約國は、

- 一 本件の要旨及び目的  
我が國とフィリピン共和国との間には現行の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書
- 二 本件の議決理由  
本件は、我が國とフィリピン共和国との間の經濟交流、人的交流等が更に安定的な基盤の上に促進されるとともに、両國間の友好協力關係を一層助長するための基礎が築かれるものと期待されるので適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

当該地方の締約國を援助するためすべての可能

な措置をとる。

15 条約第十三条の規定にいう利益は、フィリピン共和国がインドネシア共和国及びマレーシアに対し与えるものを指す。

16 条約のいかなる規定も、フィリピン共和国に對し、日本国が、専ら、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和條約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に對して与えており又は将来与えることがある権利及び特權の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

17 条約は、両國間の友好及び經濟關係の發展を促進するため、入國、旅行、居住、課税、為替管理、事業の活動、出訴権等に關する事項についての最惠國待遇、身體及び財產の保護、輸出入数量制限の事前通報、貿易の拡大のための協力、科学及び技術に關する知識の交換及び利用の促進のための協力、海運の發展のための協力、海洋汚染の規制のための協力及び東南アジア諸國連合(ASEAN)域内特惠等を適用除外すること等について規定している。

なお、この条約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生じ、三年間効力を有し、その後は、六箇月前に他方の締約國に對して文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

動きを反映させたいとして、新しい友好通商航海条約を締結するための交渉を提案した。政府は、この提案を受け入れ、昭和五十二年三月以来交渉を行つた結果、合意に達したので、昭和五十四年五月十日マニラにおいて本条約に署名を行つた。

本条約は、両國間の友好及び經濟關係の發展を促進するため、入國、旅行、居住、課税、為替管理、事業の活動、出訴権等に關する事項についての最惠國待遇、身體及び財產の保護、輸出入数量制限の事前通報、貿易の拡大のための協力、科学及び技術に關する知識の交換及び利用の促進のための協力、海運の發展のための協力、海洋汚染の規制のための協力及び東南アジア諸國連合(ASEAN)域内特惠等を適用除外すること等について規定している。

昭和五十五年四月二十三日 外務委員長 中尾栄一

衆議院議長 麻尾弘吉殿

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和五十五年二月十九日  
内閣総理大臣 大平 正芳

### 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 石油代替エネルギーの供給目標等(第三条・第十条)
第三章 新エネルギー総合開発機構
第一節 総則(第十一条・第十九条)
第二節 運営委員会(第二十条・第二十七条)
第三節 役員及び職員(第二十八条・第三十一条)
第四節 業務(第三十九条・第四十一条)
第五節 財務及び会計(第四十二条・第五十一条)
第六節 監督(第五十三条・第五十四条)
第七節 雜則(第五十五条・第五十七条)
第四章 罰則(第五十八条・第六十条)
附則
第一章 総則(目的)
第一条 この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。(定義)
第二条 この法律において「石油代替エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。 一 石油(原油及び揮発油、重油その他通商産業省令で定める石油製品をいう。以下同)

- 二 石油を熱源とする熱に代えて使用される物(前号に掲げる物の燃焼によるもの及び電気を変換して得られるものを除く。)  
三 石油を熱源とする熱を変換して得られる動力(以下「石油に係る動力」という。)に代えて使用される動力(熱又は電気を変換して得られるものを除く。)  
四 石油に係る動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気(動力を変換して得られるものを除く。)

### (石油代替エネルギーの供給目標)

- 第三条 通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標(以下「供給目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。

- 2 供給目標は、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量の目標その他石油代替エネルギーの供給に関する事項について、エネルギーの需要及び石油の供給の長期見通し、石油代替エネルギーの開発の状況その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

- 3 通商産業大臣は、供給目標のうち原子力による部分については、内閣総理大臣の推進する原

- 子力の開発及び利用に関する基本的な政策について十分な配慮を払わなければならない。

- 4 通商産業大臣は、供給目標を定めるときは、開設の決定を経なければならない。

- (財政上の措置等)

- 5 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による供給目標の改定に準用する。

- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による供給目標の改定に準用する。
- 7 通商産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、供給目標を改定するものとする。

- 8 第四条 エネルギーを使用する者は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに

係る技術水準その他の事情に応じた石油代替エネルギーの導入に努めなければならない。(事業者の導入の指針)

第五条 通商産業大臣は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーの導入を促進することが適切であると認められる工場又は事業場(以下単に「工場」という。)における石油代替エネルギーの導入を促進するため、これら的事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、導入すべき石油代替エネルギーの種類及び導入の方法に関し、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対する石油代替エネルギーの導入の指針(以下「導入指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

第六条 通商産業大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、導入指針を改定するものとする。

7 第二章 新エネルギー総合開発機構

(目的) 第二節 総則  
第一條 新エネルギー総合開発機構は、石油代替エネルギーに関する技術でその企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発、地熱資源及び海外における石炭資源の開発に対する助成その他石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行うことの目的とする。

第二條 新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(法人格) 第十二条 新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(事務所) 第十三条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

1 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従事する事務所を置くことができる。

2 機構は、通商産業大臣の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

3 附則第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額

4 附則第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額

5 政府は、機構の設立に際し、前項第一号の四

十七億円を出資するものとする。

3 機構は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

5 政府は、機構に出資するときは、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「建物等」という。)を出資の目的とすることができます。

6 前項の規定により出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関する必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 機構でない者は、新エネルギー総合開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について

準用する。

## 第二節 運営委員会

(設置) 第二十条 機構に、運営委員会(以下「委員会」といいう。)を置く。

3 機構は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により機構がその資本金

を増加するときは、予算で定める金額の範囲内

において、機構に出資することができる。

5 政府は、機構に出資するときは、建物その他

の土地の定着物又は物品(以下「建物等」とい

う。)を出資の目的とすることができます。

6 前項の規定により出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

(出資証券)

第十五条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関する必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 機構でない者は、新エネルギー総合開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について

らない。

2 通商産業大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

3 委員は、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき認められるとき。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき認めるとときは、その委員を解任することができる。

6 委員は、議決を経なければならぬ。

7 委員は、前項の規定により出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

(出資証券)

第十五条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関する必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 機構でない者は、新エネルギー総合開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について

ときはその職務を行ふ。

2 通商産業大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任する。

3 委員は、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき認めるとときは、その委員を解任する。

4 委員は、議決を経なければならぬ。

5 委員は、前項の規定により出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

(出資証券)

第十五条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関する必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 機構でない者は、新エネルギー総合開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき認めるとときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

6 委員は、議決を経なければならぬ。

7 委員は、前項の規定により出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

(出資証券)

第十五条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関する必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 機構でない者は、新エネルギー総合開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について

が機構を代表する。  
(代理人の選任)

**第三十六条** 理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

**第三十七条** 機構の職員は、理事長が任命する。(役員及び職員の公務員たる性質)

**第三十八条** 第二十七条の規定は、機構の役員及び職員に準用する。

#### 第四節 業務

(業務の範囲)

**第三十九条** 機構は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一次に掲げる技術(原子力に係るもの)を除く)であつて、その企業化の促進を圖ることが國民經濟上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 地熱資源である熱水若しくは太陽電池を利用する発電技術その他、第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギー

を発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術、太陽熱を熱源とする産業用熱供給技術その他

の石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術(イに

掲げるものを除く)。

二 地熱資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

三 地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造(熱源の状況を含む)等の調査を行うこと。

四 海外における石炭の探鉱に必要な資金の交付を行うこと。

五 海外における石炭資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

六 海外における石炭の探鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

七 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第十一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

二 機構は、前項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

**第四十条** 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、前項第一項第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

**二** 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務の一部を委託することができない。

**三** 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

**四** 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他他の罰則の適用については、法令により

り公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

**第四十一条** 機構は、第三十九条第一項に規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、通商

産業大臣の認可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商

#### 第五節 財務及び会計

(事業年度)

**第四十二条** 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

**第四十三条** 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

**第四十四条** 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(借入金及び新エネルギー総合開発債券)

**第四十五条** 機構は、第四十三条又は前条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、機構に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

**第四十六条** 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

**二** 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

ない。

(借入金及び新エネルギー総合開発債券)

で、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は第三十九条第一項に規定する業務に必要な費用に充てるため、新エネルギー総合開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

**二** 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

**三** 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

**四** 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

**五** 前項の先取特権の順位は、民法の規定による信託会社に委託することができる。

**六** 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

**七** 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

**八** 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

**第四十七条** 機構は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外

資の受け入れに関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定



## (石炭鉱業の合理化等の業務)

3 石炭鉱業合理化事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、な

お従前の例による。

4 第一項の規定により機構が石炭鉱業合理化事業団の権利及び義務を承継したときは、その承

継の際における石炭鉱業合理化事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に出資されたものとする。

5 第一項の規定により石炭鉱業合理化事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

8 機構が第一項の規定により権利を承継し、かつ引き続き保有する土地で石炭鉱業合理化事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第八条 前条第一項の規定により機構が権利及び義務を承継した場合において、当該権利及び義

務に資金運用部資金の貸付けに係るもののが含まれているときは、機構が当該貸付けに係る契約

に従いその償還を終えるまでの間は、当該貸付に係する資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第一項の規定の適用について

は、機構は、同項第八号の法人とみなす。

(職員に関する経過措置)

第九条 石炭鉱業合理化事業団の解散の際現にそ

の職員として在職する者で、昭和四十一年度以

後における国家公務員共済組合等からの年金の

額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和五十四年法律第七十二号。以下「昭和五

十四年改正法」という。)附則第十一条第一項の復

帰希望職員に該当するもののうち、引き続き機

構の職員となつたもの(以下「機構関係復帰希望

職員」という。)に係る同条第二項の規定の適用

については、機構及び機構関係復帰希望職員

は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正

前後の國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律

第一百二十八号)第一百二十四条の二第一項に規定

する公庫等及び公庫等職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に新エネルギー総

ては、第十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条 機構の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(日本地熱資源開発促進センターからの引継ぎ)

第十四条 機構は、第三十九条第一項に規定する業務のほか、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)附則第二条に規定する措置が講じられるまでの間、同法第二十五条第一項に規定する業務(以下「石炭鉱業合理化業務」という。)を行うことができる。

(石炭鉱業合理化業務の実施に伴う委員会等に関する特例)

第十五条 前条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、第二十二条第一項中「決算」とあるのは、「決算並びに石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号。以下「合理化法」という。)第二十七条第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画」とする。

第十六条 機構が石炭鉱業合理化業務を行ふ間、委員会に、石炭鉱業管理部会(以下「部会」という。)を置く。

第十七条 機構の石炭鉱業合理化業務に係る予算及び事業計画並びに決算並びに石炭鉱業合理化臨時措

置法第二十七条第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画は、部会の議決を経なければならない。

第十八条 部会は、石炭鉱業管理委員(以下「管理委員」という。)四人及び機構の役員のうちから理事長が指名する者一人をもつて組織する。

第十九条 前項の認可があつたときは、引継事業の遂行に伴いセントラルに属するに至つた権利及び義務は、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

第二十条 前項の認可があつたときは、引継事業の遂行に伴いセントラルに属するに至つた権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとする。

第二十一条 管理委員は、石炭鉱業に關しすぐれた識見を

有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。この場合において、管理委員のうち少なくとも一人は、委員会の委員のうちから任命するものとする。

委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて委員会の決議とすることができる。

第一卷 第一章 第三節 第二頁

第二十三条第二項及び第三項 第二十四条  
第一十五条並びに第二十七条の規定は、管理委

員について準用する。

てはならない。

部会の組織及び運営に関する必要な事項は、通商

**第十六条** 附則第十四条の規定により機構が石炭

る經理については、その他の經理と区分し、特

2 別の勘定を設けて整理しなければならない。

理化業務を行う場合には、当該業務に関する文書で、機構が乍成したものにつては、印紙税

を課さない。

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第四  
条第六項の規定は、機構とその他の者(同項に  
規定する国等を除く。)とが共同して作成した文  
書で前項に規定するものについて適用する。

4  
附則第十四条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務のための登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

## 〔石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正〕

より機構が石炭鉱業合理化業務を行ふ場合における機構の役員及び職員について準用する。

いて準用する場合を含む。)の規定に違反して、石炭効率化業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

ように改正する。

一一第一四条(第十三條の十)

宋  
宋

第五十三条)」に、「第八十九条」を「第八十八条」

入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第  
二号。以下「「由代者」法」と、

う。)第三十九条第一項に規定する業務のほか、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、

次 の 業 務 を 行 う。

十四号及び第十五号を次のように改める。

る。

「第二十六条第一項中「事業団は、業務開始」を



- 八条第三項中「事業団」を「機構」に改める。  
 八十条第二項を次のように改める。  
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。  
 第八十条に次の二項を加える。  
 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 第八十五条を削り、第八十五条の二を第八十一条とする。  
 第八十七条を次のように改める。  
 第八十七条 第四十一条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。  
 第八十八条中「又は前二条」を「から前条まで」に改める。  
 第八十九条を削る。
- (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)
- 第十九条 前条の規定による改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法(以下「旧合理化法」という。)の規定により石炭鉱業合理化事業団(以下この条において「事業団」という。)に対してした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法(以下「新合理化法」という。)の規定により機構に対してもした処分、手続

との他の行為又は機構がした手続その他の行為とみなす。

- 2 新合理化法第二十七条第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画であつて機構が最初に作成するものについては、同項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

- 3 前条の規定の施行前に事業団が旧合理化法第三十六条の十三第四項の規定により行つた債務の保証であつて、機構が附則第七条第一項の規定により当該保証に係る権利及び義務を承継したものについての旧合理化法第三十六条の十五から第三十六条の二十までの規定の適用については、なお従前の例による。

- 4 前条の規定の施行前に事業団が旧合理化法第三十六条の二十五第一項の規定により行つた海外探鉱資金の貸付けであつて、機構が附則第七条第一項の規定により当該貸付けに係る権利及び義務を承継したものについての旧合理化法第三十六条の二十二第一項において「新エネルギー総合開発機構」に改める。

- 5 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の石炭鉱害賠償等臨時措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

#### (炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

- 第二十条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十一条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十二条 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十三条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の地域振興整備公団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

- 第二十四条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十五条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の石炭鉱害賠償等臨時措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (石炭鉱業経営規制臨時措置法の一部改正)

- 第二十六条 石炭鉱業経営規制臨時措置法(昭和三十九年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十七条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十八条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十九条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第三十条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第三十一条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第三十二条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第三十三条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第三十四条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

正する。

- 第十一条の二 ただし書中「行なわれて」を「行わて」に改め、同条第二号中「石炭鉱業合理化事業団(以下「合理化事業団」という。)」を「新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第三号中「合理化事業団」を「機構」に改め、同条第四号中「合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第十二条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の石炭鉱害賠償等臨時措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第十三条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第十四条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第十五条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第十六条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第十七条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第十八条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第十九条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (新エネルギー総合開発機構の一部改正)

- 第二十一条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の新エネルギー総合開発機構の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



エネルギー・総合開発機構」を加え、「石炭鉱業合理化事業団」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)  
第三十七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の六第十号の二の次に次の二号を加える。

十の三 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第十一号)の施行のこと。

理由  
我が国におけるエネルギー事情にかんがみ、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図るために、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第十一号)の施行すること。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第十一号)の施行にかかるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第十一号)の施行にかかるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義  
この法律において「石油代替エネルギー」とは、石油に代えて燃焼の用に供される物その他石油に代わるエネルギーをいう。

2 石油代替エネルギーの供給目標  
通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、閣議の決定を経て石油代替エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量等の供給目標を定め、これを公表しなければならない。

(1) 石油代替エネルギーの供給目標  
通商産業大臣は、石油代替エネルギーの供給の確保の見地から、閣議の決定を経て石油代替エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量等の供給目標を定め、これを公表しなければならない。

(2) 資本金  
機構の資本金は、機構の設立に際し政府が出资する四十七億円、石炭鉱業合理化事業団の権利及び義務の機構への承継の際ににおける石炭鉱業合理化事業団に対する政府から出資があつたものとされた金額及び機構の設立に際し政府以外の者が出資する金額の合計額とする。

(3) 運営委員会  
① 機構に、通商産業大臣が任命する委員七人及び理事長からなる運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員長は委員の互選により選任する。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
本案は、我が国のエネルギー事情にかんがみ、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図るため、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

3 新エネルギー総合開発機構  
(1) 目的  
新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)は、石油代替エネルギーに関する技術でその企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発、地熱資源及び海外における石炭資源の開発に対する助成その他石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行うこととする。

(2) 業務  
機構は、次の業務を行うものとする。  
① 次に掲げる技術(原子力に係るものを除く。)であつて、その企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発を行うこと。  
イ 地熱資源である熱水若しくは太陽電池を利用する発電技術その他の石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは石油代替エネルギー(電気を限る。)を発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術  
ロ 石炭を液化して燃料を製造する技術、太陽熱を熱源とする産業用熱供給技術その他の石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術(イに掲げるものを除く。)

(3) 指導及び助言  
通商産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣は、事業者に対し、導入指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

4 役員  
① 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。  
② 委員会は、機構の予算、事業計画及び資金計画並びに決算を議決するとともに、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要な事項を調査審議し、また、機構の業務の運営につき、理事長に對して意見を述べることができる。



- イ 地熱資源である熱水若しくは太陽電池を利用する発電技術その他の第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術
- ロ 石炭を液化して燃料を製造する技術、太陽熱を熱源とする産業用熱供給技術その他石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）
- 二 地熱資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。
- 三 地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造（熱源の状況を含む。）等の調査を行うこと。
- 四 海外における石炭の採鉱に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 五 海外における石炭資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。
- 六 海外における石炭の採鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。
- 七 海外における石炭の採鉱に必要な地質構造の調査を行うこと。
- 八 石油代替エネルギーに関する情報の収集及び提供を行うこと。

と。

イ 地熱資源である熱水若しくは太陽電池を利用する発電技術その他の第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 石炭を液化して燃料を製造する技術、太陽熱を熱源とする産業用熱供給技術その他石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二 地熱資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

三 地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造（熱源の状況を含む。）等の調査を行うこと。

四 海外における石炭の採鉱に必要な資金の貸付けを行うこと。

五 海外における石炭資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

六 海外における石炭の採鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

七 海外における石炭の採鉱に必要な地質構造の調査を行うこと。

八 石油代替エネルギーに関する情報の収集及び提供を行うこと。

と。

九 前各号に掲げるもののほか、第十二条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

十 機構は、前項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

## 〔別紙〕

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案に対する附帯決議

二 石油代替エネルギーのうち海外に賦存する石炭、LNG等については、円滑な国際協力の推進を図るとともに、秩序ある開発・輸入体制の整備に努めること。

三 国内石炭の二、〇〇〇万トン生産体制を維持するため、石炭鉱業の現状と今後の展望、二年後には石炭対策関係諸法律の期限が到来する事情等にかんがみ、新たな石炭対策を早急に検討し、その推進を図ること。

四 石油代替エネルギーのうち海外に賦存する石炭、LNG等については、円滑な国際協力の推進を図るとともに、秩序ある開発・輸入体制の整備に努めること。

五 新エネルギー総合開発機構の運営については、極力効率的なものとするよう努めるとともに、民間の有能な人材の確保等民間の活力を十分活用すること。また、技術開発の委託先の選定及び新エネルギー技術の実用化については、特定の事業者にかたよらないよう公正な運用に十分留意すること。

六 新エネルギー総合開発機構の業務については、技術開発の進展に応じ、新規テーマの採択、スタッフの増強等その拡充強化に努めるとともに、今後、必要に応じコールセンターに対する出資の業務についても検討すること。

七 ソーラーシステム等実用化段階に達した新エネルギー利用の普及を促進するため、必要な措置の充実を図ること。

昭和五十五年四月二十四日 衆議院会議録第二十一号(1)

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物可

(定価一円)  
発行所 東京都港区虎ノ門二十一番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京五三〇四  
代 丁107

111大11